

東京都の水産

平成30年版



東京都産業労働局

まえがき

東京都には、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島など南北約2千キロにわたる広大な海域があります。この海域には、南鳥島（日本最東端）や沖ノ鳥島（日本最南端）があり、東京都に接する排他的経済水域（200海里）は、日本の水域の約38%を占めています。また、伊豆諸島・小笠原諸島は、複雑な海底地形と黒潮の流れにより、日本有数の好漁場となっており、漁業は地域の基幹産業となっています。

一方、都内を流れる多摩川などの河川は、マス類の養殖や、アユ、ヤマメなどの釣りをはじめとしたレクリエーションの場として、都民に潤いや安らぎを創出するなど、重要な役割を果たしております。

しかし、東京の水産業は、海や河川の環境変化や燃油高騰などの厳しい要因から、漁獲量の低迷や偏りがみられるとともに、漁業者の高齢化や減少が進行しています。

東京都では、これら水産業を取り巻く課題や情勢の変化に対して、より有効な施策を展開するために、平成26年3月に「水産業振興プラン」を改定し、持続可能な水産業を実現するため様々な施策を推進しております。

本書は、東京都の漁業動向を平成29年の水産統計や、平成29年度の事業結果を中心にとりまとめたものです。本書が関係方面に広く利用され、東京都の水産業振興の一助となれば幸いです。

令和元年7月

東京都産業労働局農林水産部
水産課長 藤井大地

目 次

I	水産業の概要	1
1	平成29年の都の水産業をめぐる主な動き	3
2	我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域	4
3	現況	6
II	漁業調整対策	15
1	事業概要	17
2	漁業権	18
3	漁業許可	26
4	内水面漁業	28
5	海洋生物資源の保存と管理	32
6	自主的資源管理支援対策事業	34
7	遊漁船業の登録	38
8	漁業取締	38
III	水産業基盤整備	39
1	事業概要	41
2	水産経営構造改善事業	41
3	島しょ漁業振興施設整備事業	42
4	水産物供給基盤整備事業	45
5	内水面振興対策事業	48
6	小笠原漁業振興施設整備事業	50
7	硫黄島関連漁業対策事業	51
8	漁村地域防災力強化事業	52
9	栽培漁業	53
10	水産・観光ふれあい事業	55
11	沖ノ鳥島総合対策事業	56
IV	漁業経営改善対策	59
1	水産業協同組合の育成	61
2	漁業金融	67
3	ぎょしょく普及事業	73
4	水産物加工・流通促進対策事業	74
5	離島漁業再生支援事業	75
6	水産物認証取得支援事業	76
V	漁業補償対策	77
1	漁業共済	79

2	漁船保険	8 3
3	漁業公害	8 6
4	東京産水産物の放射性物質検査	8 9
5	演習補償	9 0
VI	行政委員会	9 1
1	海区漁業調整委員会	9 3
2	内水面漁場管理委員会	9 6
VII	島しょ農林水産総合センター	9 9
1	島しょ農林水産総合センターの概要	1 0 1
2	漁業調査指導船	1 1 2
3	分掌事務	1 1 3
VIII	水産行政	1 1 7
1	組織	1 1 9
2	分掌事務	1 2 0
IX	資料	1 2 3
1	経営体・就業者	1 2 5
2	生産量・生産額	1 2 6
3	漁船	1 4 3
4	漁業制度と都の漁業	1 4 6

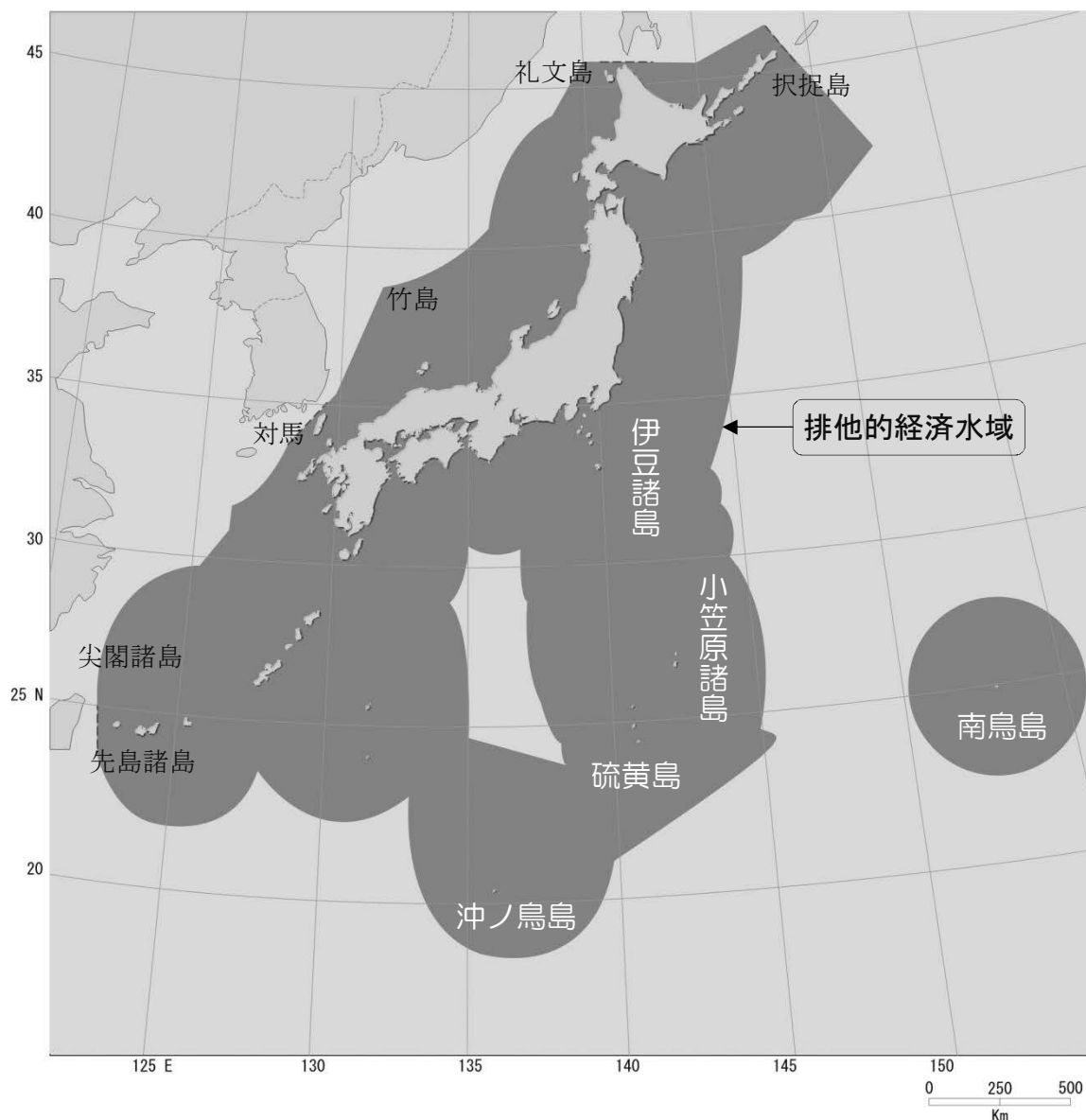
I 水産業の概要

1 平成30年の都の水産業をめぐる主な動き

- 平成29年のキンメダイ生産量が1,237トンを記録
4年連続で過去最高の生産量を更新 (1月)
- 第12回沖ノ鳥島フォーラムの開催 173人参加 (1月)
- 江戸前アユ遡上推計尾数 約994万尾
・13年連続100万尾以上の遡上を記録 (6月)
- クロマグロを対象としたTAC管理の開始 (7月)
- お台場の船の科学館で沖ノ鳥島パネル展を実施
延べ9日間で2,142人が来場 (10月)
- 内共第1号水面利用調整協議会(ラフティング協議会)開催 (12月)
- 改正漁業法の公布 (12月)

2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域

(1) 我が国の200海里水域（概念図）



排他的経済水域とは

国連海洋法条約に基づき、沿岸国が主権的権利を行使することができる海域。

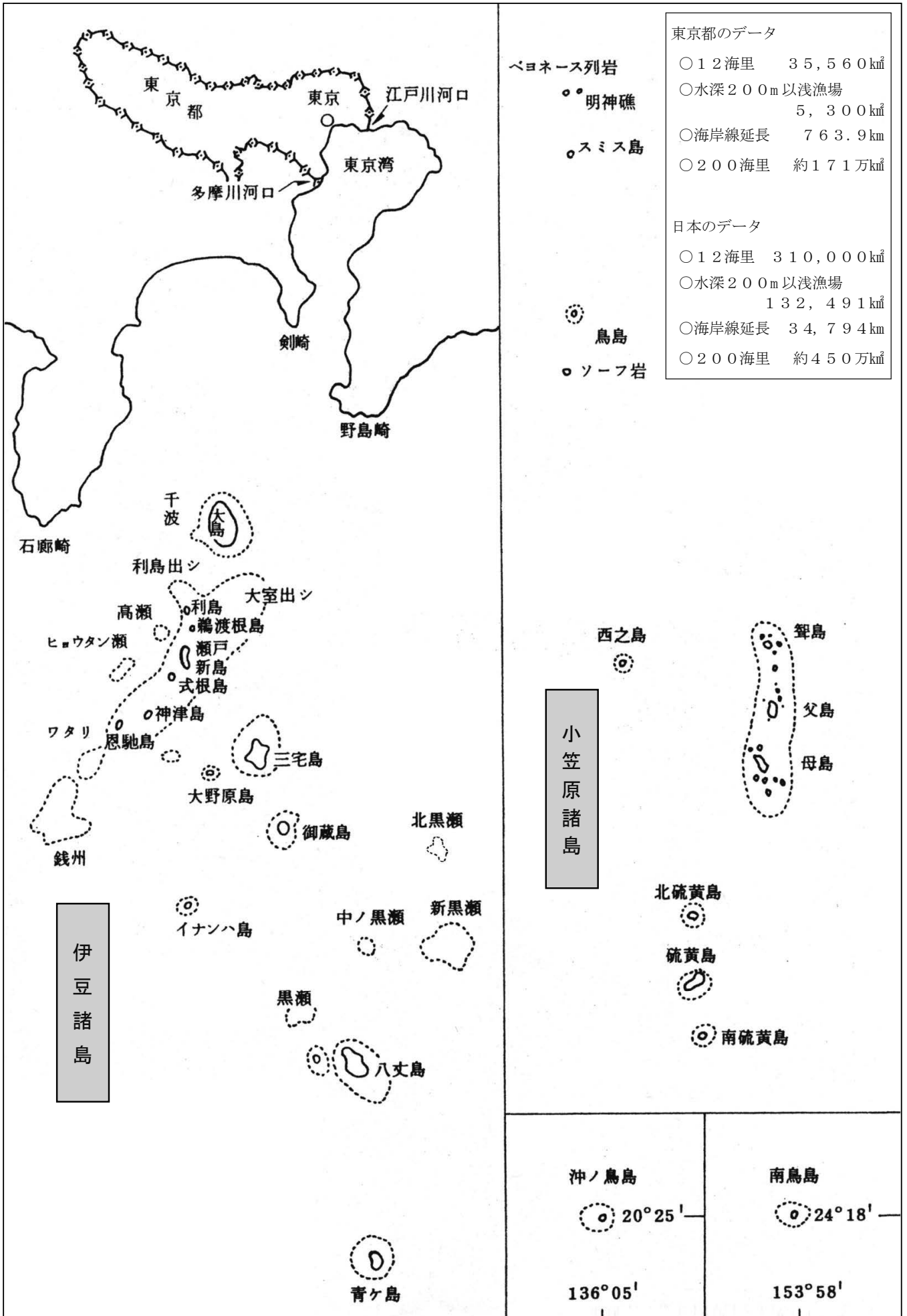
200海里（約370km）を超えない範囲で設定され、排他的に漁業を営む権利（外国人は許可を得なければ漁業を行うことができない）を得る一方、生物資源を保存・管理する義務を負う。

領海とは

領海の基線から、その外側12海里（約22km）の線までの海域。

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下にも及ぶ。

(2) 都の水産行政区域



3 現 況

東京都の水産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を主漁場とする島しょ漁業、東京湾で行う内湾漁業、多摩川・江戸川を主な漁場とする内水面漁業がある。

また、都内の企業が行う遠洋・沖合漁業もある。

各漁業の特徴は、次のとおりである。

【島しょ漁業】

島しょ周辺海域は、複雑な海底地形と黒潮などの海流と相まって、我が国有数の好漁場が形成され、多種多様な魚種が生息している。このため、漁業は伊豆・小笠原諸島における主要産業として発展してきた。しかし、近年では資源減少による漁獲量の低迷や輸入魚の増大による魚価の下落など、漁業を取り巻く厳しい情勢を背景に、漁業者は苦しい経営を余儀なくされている。

大島海域では、テングサやトコブシ、サザエを対象とした採介藻漁業やイセエビの刺網漁業を主体に、キンメダイやイサキ等の底魚一本釣り漁業やタカベの刺網漁業などの漁船漁業が営まれている。

利島海域では、トサカノリやイセエビ、サザエ等を対象とした採介藻漁業が主体的に営まれている。

新島・式根島海域では、タカベの刺網、イサキの建切網、キンメダイ等の底魚一本釣り漁業、イカ釣り漁業、定置網漁業等、多様な漁船漁業が営まれているほか、トサカノリ等の採介藻漁業も営まれている。

神津島海域では、タカベの建切網、キンメダイ・メダイ等の底魚一本釣り漁業、テングサ・トサカノリなどの採藻漁業、イカ釣り漁業、イセエビ刺網漁業の他、定置網漁業等、多様な漁業を組み合わせ、活発な漁業が営まれている。

三宅島海域では、平成12年の噴火による磯根漁場の被害が大きく、テングサやトサカノリ、イセエビなどの漁獲量が伸び悩んでいる。このため、マグロ・カツオを対象としたひき縄漁業、メダイ・キンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業が主に営まれている。また、平成18年には定置網漁業も再開されている。

八丈海域では、カツオ・マグロを対象としたひき縄漁業、ムロアジの棒受網漁業、トビウオの流し刺網漁業、キンメダイ・メダイ・アオダイ等の底魚一本釣り漁業が盛んに営まれている。

小笠原海域は、ハタ類などの底魚一本釣り漁業やマグロ・カジキ類の立てはえ縄漁業などの漁船漁業が盛んに営まれている。また、シマアジ等の養殖用種苗の生産も行われている。

【内湾漁業】

東京内湾には、かつて5,000人を超える漁業者が存在したが、昭和37年の漁業権等の廃止以降は、湾内の埋め立てや漁場環境の悪化などにより、多くの漁業者が転業を余儀なくされた。最近では、公害規制の強化や埋め立て工事の減少等によって湾内の水質も徐々に改善されたこと

から、スズキ・カレイ類を対象とした刺網漁業やアサリの採貝漁業、アナゴのせん漁業（かごや筒を使用する漁業）などが自由漁業として営まれ、漁獲した魚介類は江戸前ものとして人気が高い。

【内水面漁業】

首都圏を流れる多摩川や江戸川などには漁業権が設定されており、漁業協同組合がアユやマス類などを放流して資源の維持増加に努めながら、遊漁の振興を通じた地域活性化に貢献している。最近では水質改善等により天然アユの遡上が確認されており、かつて多摩川の特産品として江戸幕府へ上納された「献上鮎」のような美味しい「江戸前アユ」の復活に、漁業関係者から大きな期待が寄せられている。また、下流域や河口部ではウナギ筒漁業やシジミ漁業が営まれている。

多摩地域では、山間部を中心にニジマスやヤマメ等の養殖が行われており、特に、平成10年に東京都水産試験場が開発した「奥多摩やまめ」は、さまざまな活用方法が試行され、特産品としての定着化が進んでいる。

(1) 漁業生産構造

①漁業経営体（平成25年）

区分	漁船非使用	漁船使用							小型定置網	海面養殖	内水面養殖	合計
		無動力漁船	船外機付漁船	1トﾝ未満	1トﾝ～3トﾝ	3トﾝ～5トﾝ	5トﾝ以上	小計				
区部	9	0	6	14	38	18	18	94	0	0	3	106
市町村部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	23
大島	22	0	63	2	40	59	101	265	3	2	0	292
大島	22	0	50	0	7	21	7	85	1	1	0	109
利島～神津島	0	0	13	2	33	38	94	180	2	1	0	183
三宅島	0	0	18	2	8	10	21	59	1	0	0	60
三宅島	0	0	13	1	6	10	21	51	1	0	0	52
御蔵島	0	0	5	1	2	0	0	8	0	0	0	8
八丈島	3	0	4	1	3	14	69	91	0	0	0	94
八丈島	3	0	4	1	1	9	68	83	0	0	0	86
青ヶ島	0	0	0	0	2	5	1	8	0	0	0	8
小笠原	0	0	1	0	1	16	36	54	0	1	0	55
合計	34	0	92	19	90	117	245	563	4	3	26	630

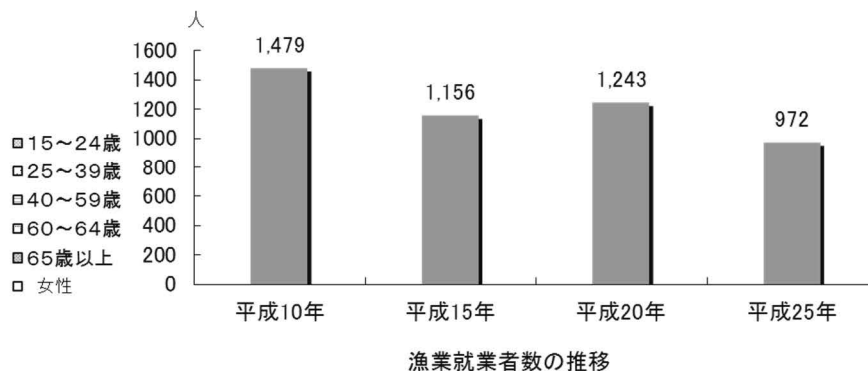
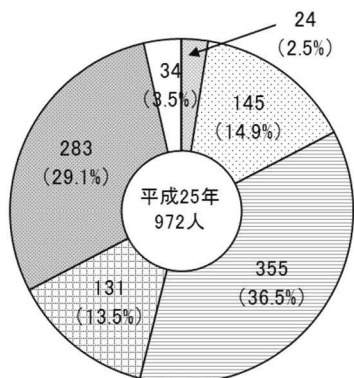
資料：2013年漁業センサス

漁業経営体：調査期日（平成25年10月31日）前1年間に海面において30日以上漁業を行った世帯または事業所をいう。

※船外機付漁船：これまでは動力漁船の1トﾝ未満に含まれていたが、平成20年より別階層として集計

②漁業就業者数

漁業就業者は、972人で5年前に比べ271人減少した。就業者内訳では、男性が938人、女性34人であり、男性就業者の44.1%が60歳以上と高齢化が進んでいる。



③漁船（小型漁船を含む）

漁船は、その所有者が東京都を主たる根拠地とする場合、漁船法に基づき、都に登録しなければならない。

平成29年12月末現在、内湾で198隻、島しょで741隻、会社等で40隻、計979隻が東京都に登録されている。

所属別登録漁船状況

（平成29年12月末現在）

漁船 所属	動 力 漁 船									合 計		
	100トン以上			5トン～100トン			5トン未満			隻数	トン数	馬力数
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数			
内湾	0	0	0	21	195.86	3,604	177	330.56	10,072	198	526.42	13,676
島しょ	0	0	0	275	2,652.91	65,389	466	897.87	29,305	741	3,550.78	94,694
会社	5	6,379.00	5,314	0	0.00	0	0	0.00	0	5	6,379.00	5,314
官公庁	27	31,608.70	47,308	5	212.00	2,757	3	6.77	170	35	31,827.47	50,235
その他	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0
合計	32	37,987.70	52,622	301	3,060.77	71,750	646	1,235.20	39,547	979	42,283.67	163,919

④漁港

伊豆諸島には、第1種漁港が16港、第2種漁港が1港、第4種漁港が6港ある。また、小笠原諸島には、第4種漁港が2港ある。

また、地方港湾は16港湾あり、小型船係留施設で漁船を係留している。

臨海部には、漁港はない。

東京都の漁港位置図



漁港・港湾一覧

島名	種類	漁 港			港湾	
		漁港種類	漁港名	管理者	漁港指定年月日	地方港湾
大 島	第1種	泉 津	都	S 26. 7. 10	元 町 岡 田 波浮港	
		差木地	都	30. 10. 21		
		野 増	都	27. 6. 23		
		元 町	都	26. 7. 10		
		岡 田	都	27. 7. 29		
利 島	—	—	—	—	利 島	
新 島	第1種	羽 伏	都	27. 7. 29	新 島	
		若 郷	都	27. 6. 23		
式根島	第1種	野 伏	都	26. 7. 10	式根島	
		小 浜	都	27. 6. 23		
神津島	第4種	三 浦	都	30. 10. 21	神津島	
三宅島	第1種	大久保	都	27. 7. 29	三 池 大久保	
		湯の浜	都	30. 10. 21		
		伊ヶ谷	都	27. 6. 23		
	第2種	坪 田	都	26. 7. 10		
	第4種	阿 古	都	26. 7. 10		
御蔵島	—	—	—	—	御蔵島	
八丈島	第1種	出 鼻	町	29. 10. 30	神 湊 八重根 (洞輪沢)	
		洞輪沢	都	27. 6. 23		
		中之郷	都	27. 6. 23		
		ナズマド	町	27. 6. 23		
	第4種	神 湊	都	26. 7. 10		
		八重根	都	26. 7. 10		
青ヶ島	—	—	—	—	青ヶ島 大千代	
小笠原	父島	第4種	二 見	都	45. 6. 15	二 見
	母島		母 島	都	63. 3. 31	沖
計		都営21漁港(第1種14港、第2種1港、第4種6港) 町営 2漁港(第1種2港)			町営16港	

注:漁港種類

第1種 : その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

第2種 : その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

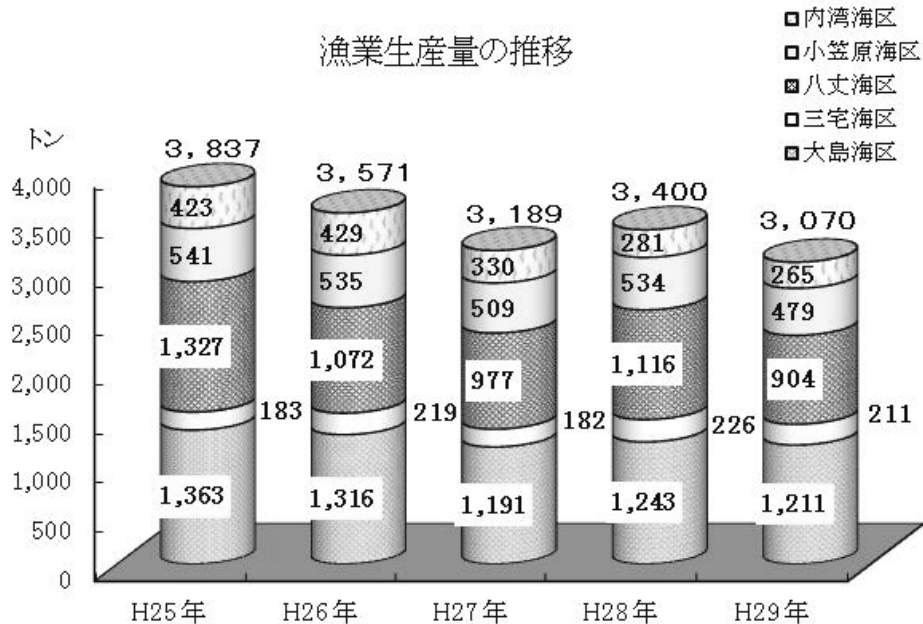
第3種 : その利用範囲が全国的なもの。

第4種 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

(2) 漁業生産

①沿岸漁業

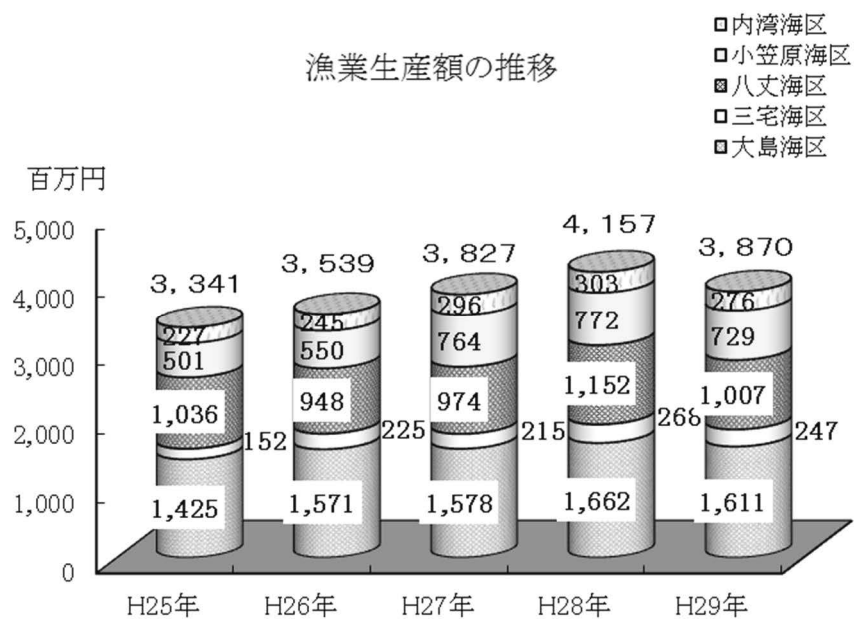
ア 生産量



生産量の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 かじき類 第3位 めだい

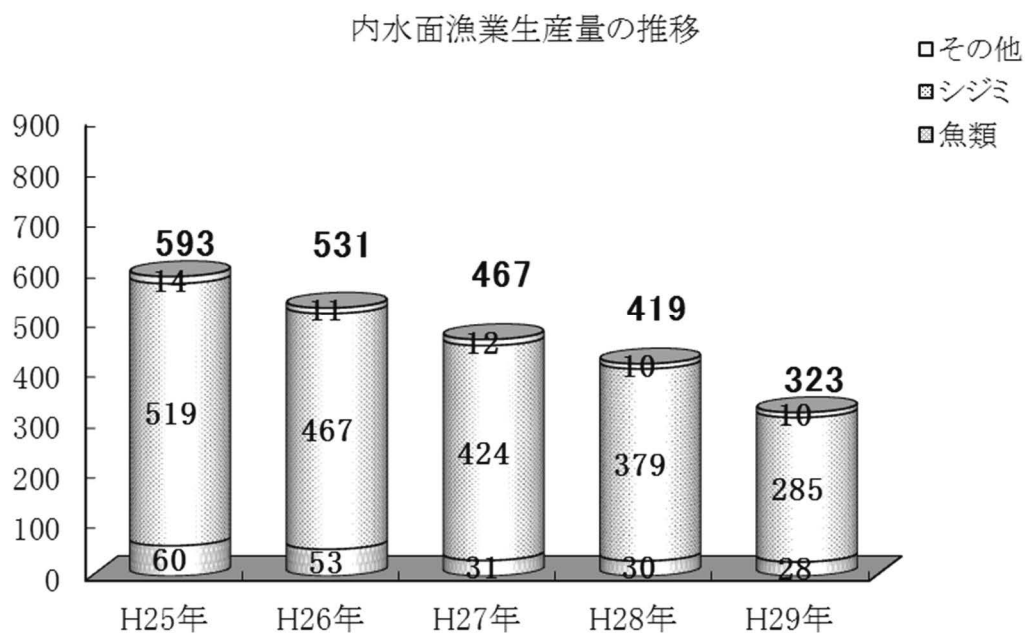
イ 生産額



生産額の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 かじき類 第3位 まぐろ類

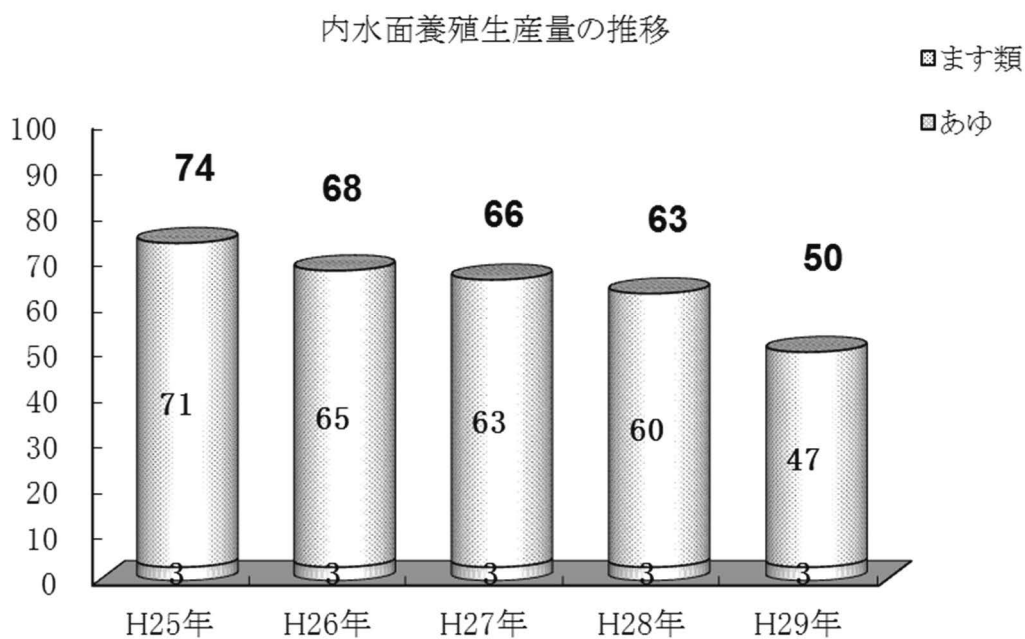
②内水面漁業



資料：東京農林水産統計年報（関東農政局東京農政事務所）
内水面漁業生産統計調査(水産庁)

③養殖漁業

ア 内水面養殖



資料：水産課調べ

Ⅱ 漁業調整対策

1 事業概要

【伊豆諸島】

伊豆諸島では、てんぐさ等を対象とする採介藻漁業やたかべ建切網漁業等の漁業権漁業、あじ・さば等を対象とする知事許可漁業及び底魚一本釣り漁業等の自由漁業が行われている。

漁業権は、各島周囲 1,000～2,000メートル以内の海域に第1種、第2種共同漁業権を設定している。

知事許可漁業のうち、火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業は、静岡県等4都県の漁業者が入会いで操業している。そのため、関係都県の漁業者による漁業調整の場として、一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業の許可隻数等の協議を行っている。

伊豆諸島海域では、他県漁船による入会操業が多く、漁業間での漁場競合もあるため、都は関係者の意見を聞きながら調整を行っている。

【小笠原諸島】

小笠原諸島では、いせえびを対象とするかご漁業等の漁業権漁業、底魚一本釣り漁業、かつお・まぐろ釣り漁業、さんご漁業等の知事許可漁業等が行われている。

返還後の昭和47年に小笠原海区漁業調整委員会（平成16年に東京海区に統合）が設置され、漁業権も同年から設定している。現在では、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島周囲 2,000メートル以内の海域に、第1種、第2種共同漁業権を設定している。

【内湾漁業】

内湾には漁業権や漁業許可による漁業はなく、自由漁業のみが行なわれている。しかし、内湾は都民が自然とふれ合うレクリエーションの場でもあるため、資源と漁場の有効利用を図り、漁業秩序の確立に努める必要がある。

【内水面漁業】

内水面の漁業権は、多摩川水系、中川・荒川水系、江戸川水系に計15件免許している。第5種共同漁業権漁場では、あゆ等の放流増殖を行なっている。遊漁者は、知事が認可する「遊漁規則」に基づいて遊漁を行なっている。また、第1種はしじみ等を内容とするものである。

【漁業と遊漁の調整】

近年、遊漁者の増加に伴い、漁場利用をめぐる漁業と遊漁の紛争が多発している。このため、水産基本法、沿岸漁場整備開発法及び遊漁船業の適正化に関する法律等の主旨に基づき、海面の合理的な利用を図るための調整指導等を行なっている。

2 漁業権

(1) 海面漁業権一覧

(平成30年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
大島支庁管内	共1	○		伊豆大島、元町	大島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	6,450
	2		○	"	"	たかべ刺網外2	6,450
	3	○		利島村	利島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	1,308
	4		○	"	"	たかべ建切網外3	1,308
	5	○		こいじま	鵜渡根島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	680
	6		○	"	"	たかべ建切網外3	680
	7	○		"	新島、式根島及び地内島の地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	9,593
	8		○	"	"	たかべ建切網外3	9,593
	9	○		神津島	神津島、祇苗島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,685
	10		○	"	"	たかべ建切網外2	5,685
	11	○		"	恩馳島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,720
	12		○	"	"	たかべ建切網外2	1,720
	13	○		神津島、こいじま	神津島村銭洲地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外3	2,396
	14		○	神津島	"	たかべ建切網外3	2,396

(平成30年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
三宅支庁管内	共15	○		三宅島	三宅島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	5,127
	16		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	5,127
	17	○		三宅島	大野原島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	1,027
	18		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	1,027
	19	○		御蔵島村	御蔵島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外6	2,135
	20		○	御蔵島村、三宅島	〃	たかべ建切網外2	2,135
八丈支庁管内	21	○		八丈島	八丈島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,119
	22		○	〃	〃	いそ魚底刺網	5,119
	23	○		〃	八丈小島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,374
	24		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,374
	25	○		青ヶ島村	青ヶ島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外2	1,350
	26		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,350
計		13	13				

免許年月日 平成25年9月1日 免許存続期間 10年(平成35年8月31日)

(平成30年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		区画漁業権	漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種					
小笠原支庁管内	共62	○			小笠原島	一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩及び媒島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	7,817
	63		○		"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	7,817
	64	○			"	嫁島、前島及び後島地先2,000m	いせえび、しやこがい外6	2,113
	65		○		"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,113
	66	○			"	孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	15,662
	67		○		"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	15,662
	68	○			小笠原母島	母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがい外6	19,174
	69		○		"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	19,174
	70	○			小笠原島、小笠原母島	北硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	3,088
	71		○		"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	3,088
	72	○			"	硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	5,527
	73		○		"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	5,527
	74	○			"	南硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ、しやこがい	2,746
	75		○		"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,746
	計		7	7				

免許年月日 平成24年2月2日

免許存続期間 共同漁業 10年 (平成34年2月1日)

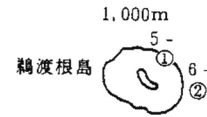
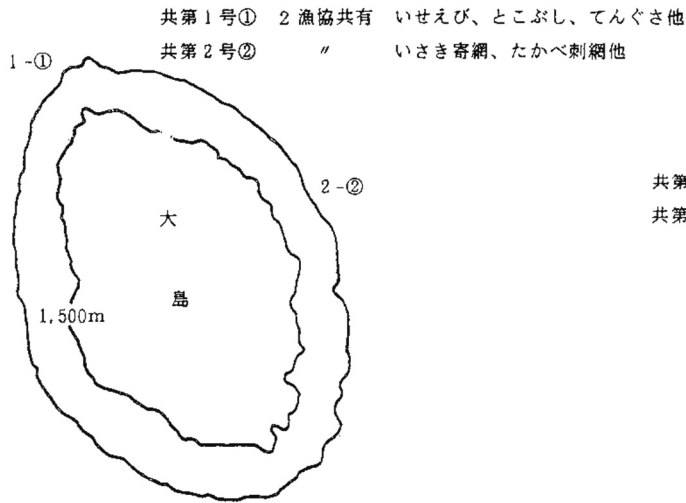
(2) 内水面共同漁業権一覧

(平成29年4月1日現在)

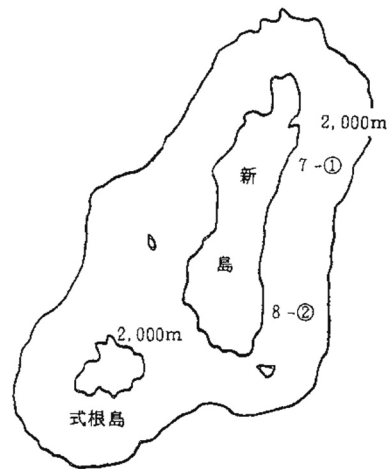
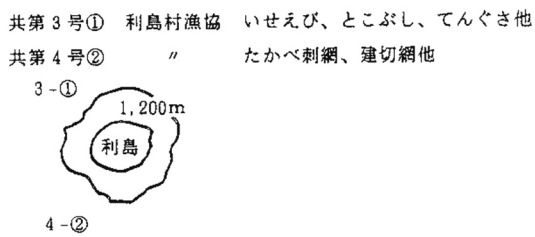
免許番号	種別		漁業権者		免許年月日	免許期間	漁業権魚種
	第一種	第五種	数	名称 (◎印・・・代表者)			
内共第1号		○	2	◎奥多摩、氷川	25.9.1	10年	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい
2		○	1	秋川	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか
3		○	1	多摩川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
4		○	1	奥多摩	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい
5		○	2	◎多摩川、恩方	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか
6		○	1	東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ
7	○		6	◎東京東部、大田、芝、港、佃島、中央隅田	〃	〃	えむし、しじみ
8	○		1	東京東部	〃	〃	えむし、しじみ
9		○	1	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
10		○	1	小河内	〃	〃	〃
11	○	○	5	◎東京東部、埼玉東部、市川市行徳、南行徳、松戸市	〃	〃	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ
12		○	2	◎多摩川、川崎河川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
13	○		3	◎多摩川、大田、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
14	○		7	◎大田、芝、港、佃島、中央隅田、東京東部、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
15		○	1	小河内	〃	〃	やまめ、いわな
埼玉県共第5号		○	4	◎埼玉東部、埼玉中央、埼玉南部、埼玉県北部	26.1.1	10年	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
6		○	2	◎入間、奥多摩	〃	〃	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ
7		○	2	◎埼玉南部、東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ、なまず
計	5	14	43				

(3) 海面漁業権漁場図 (略図)

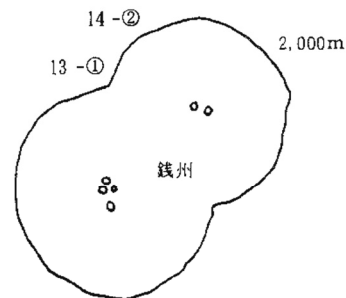
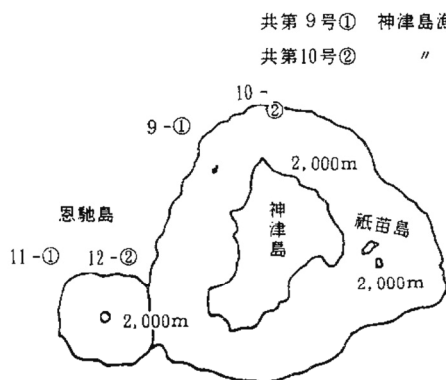
(大島支庁管内)



共第5号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他
共第6号② にいじま漁協 たかべ刺網、建切網他



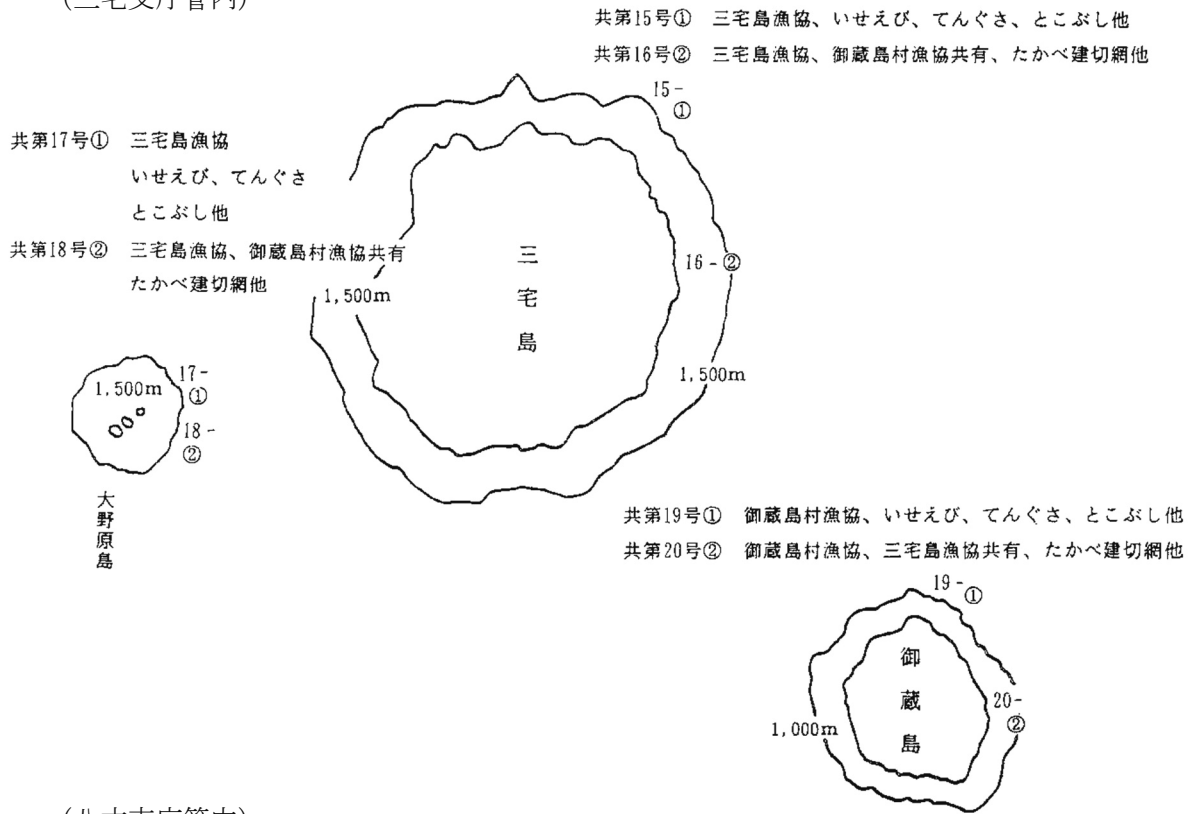
共第7号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他
共第8号② にいじま漁協 たかべ建切網他



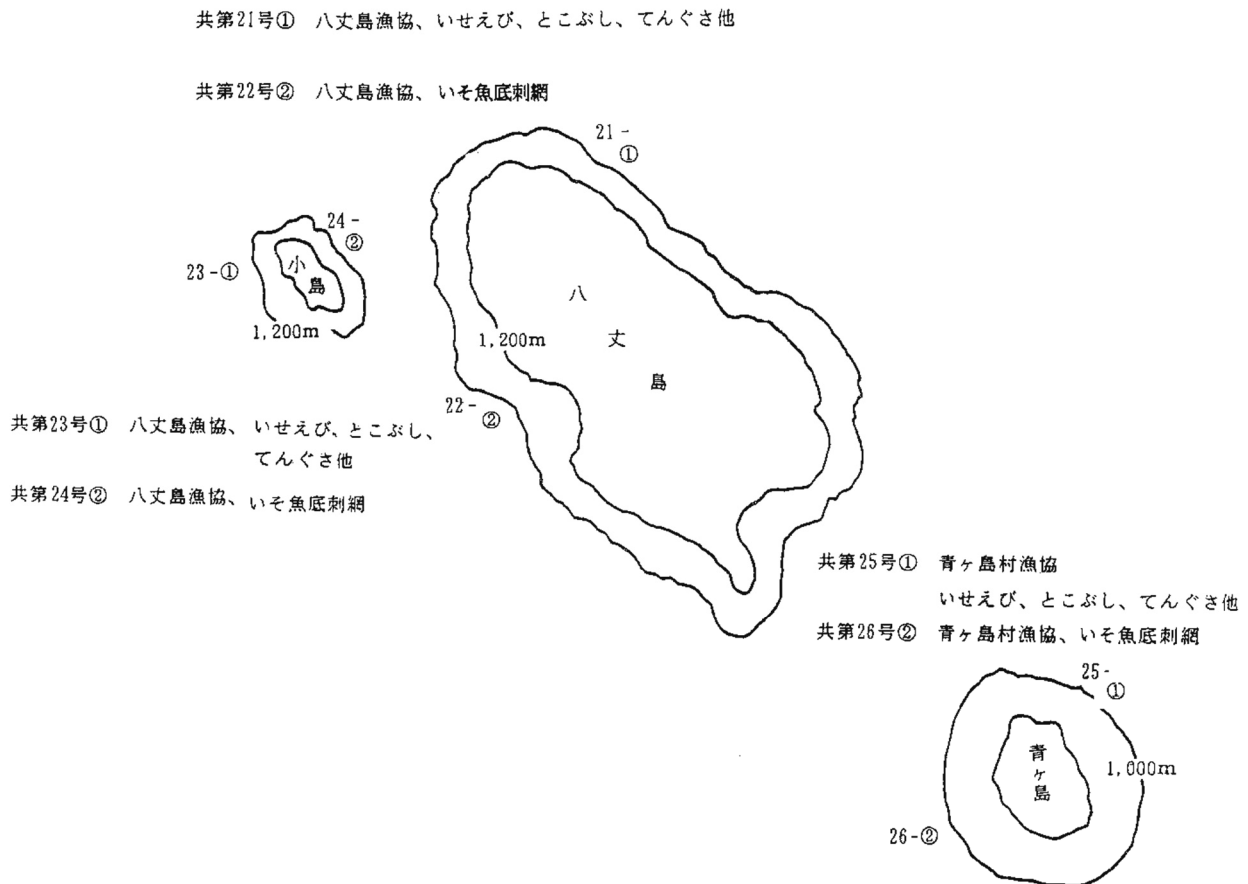
共第11号① 神津島漁協 いせえび、とこぶし、てんぐさ他
共第12号② " たかべ建切網他

共第13号① 2漁協共有
いせえび、とこぶし、てんぐさ他
共第14号② 神津島漁協
たかべ建切網他

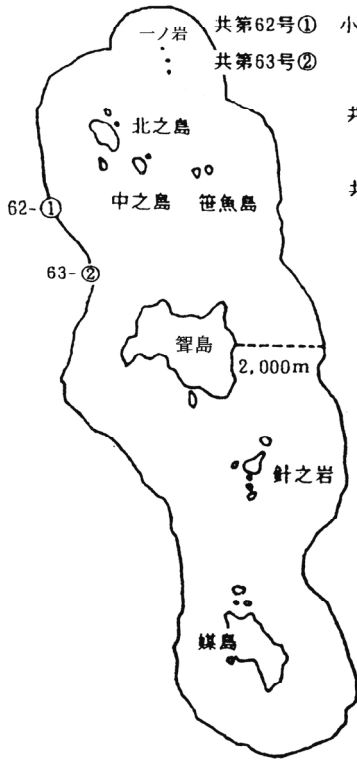
(三宅支庁管内)



(八丈支庁管内)



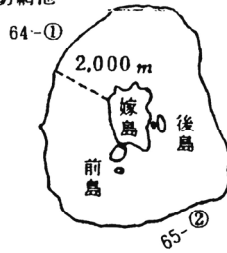
(小笠原支庁管内)



共第62号① 小笠原島漁協 いせえび、しゃこ貝他
共第63号② " たかべ建切網他

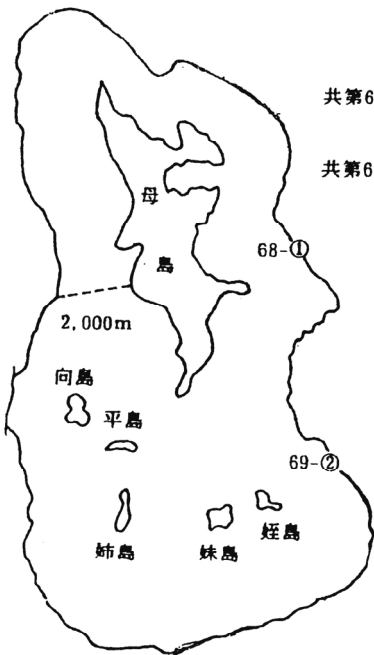
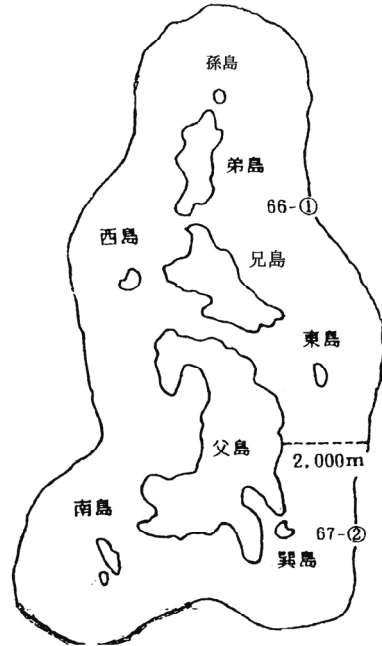
共第64号① 小笠原島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第65号② 小笠原島漁協
たかべ建切網他



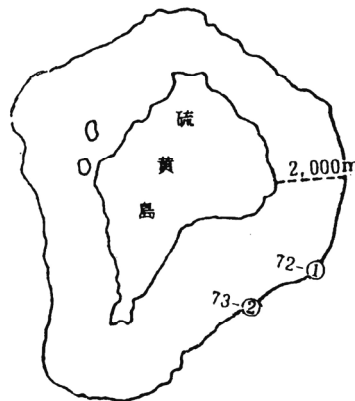
共第66号① 小笠原島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第67号② 小笠原島漁協 たかべ建切網他



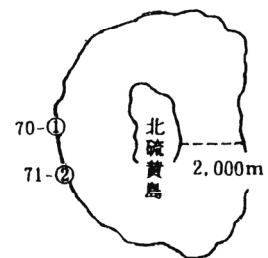
共第68号① 小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第69号② 小笠原母島漁協
たかべ建切網他



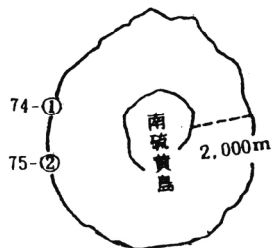
共第72号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第73号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
たかべ建切網、他



共第70号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

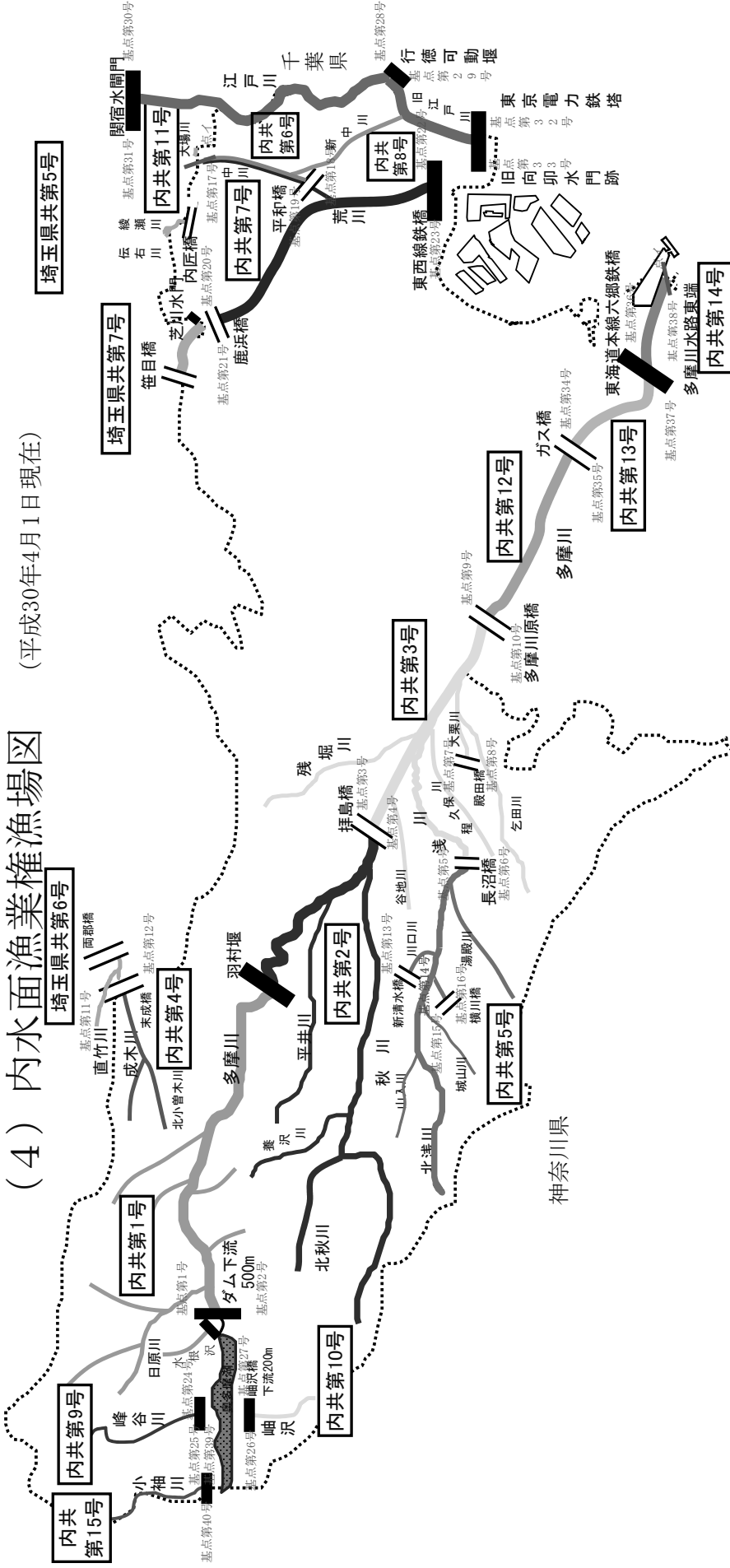
共第71号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
たかべ建切網他



共第74号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
共第75号② " いせえび、しゃこ貝他
たかべ建切網他

(4) 内水面漁業権漁場図

(平成30年4月1日現在)



免許番号	種類	漁業協同組合名 (◎印は代表)	魚種	免許期間
内共第1号 内共第2号 内共第3号 内共第4号 内共第5号 内共第6号 内共第7号 内共第8号 内共第9号 内共第10号 内共第11号 内共第12号 内共第13号 内共第14号 内共第15号	第5種共同	氷川	魚種 あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うなぎ、うぐい あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか こい、ふな、うなぎ えむし、しじみ にじます、やまめ、いわな、うぐい にじます、やまめ、いわな、うぐい しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ えむし、しじみ やまめ、いわな おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なます あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ こい、ふな、うなぎ、なます	平成25年9月1日 ～ 令和5年8月31日
	◎奥多摩	水川		
	◎秋川			
	◎多摩川			
	◎奥多摩			
	◎多摩川	恩方		
	◎東京東部			
	◎東京東部	大田 芝 港 佃島 中央隅田		
	◎東京東部			
	◎小河内			
	◎小河内			
	◎東京東部	埼玉東部 市川市行徳 南行徳 松戸市		
	◎多摩川	川崎河川		
	◎多摩川	大田 川崎河川		
	◎大田 芝 港 佃島 中央隅田 東京東部 川崎河川			
◎小河内				
埼玉県共 第5号	第5種共同	埼玉東部 埼玉中央 埼玉南部 埼玉県北部		平成26年1月1日 ～ 令和5年12月31日
埼玉県共 第6号	第5種共同	入間 奥多摩		
埼玉県共 第7号	第5種共同	埼玉南部 東京東部		

3 漁業許可

(1) 漁業許可件数

(平成29年3月31日現在)

漁業種類	支庁	大島	三宅	八丈	小笠原	その他	合計
中型まき網		4					4
本さんご		3	1	13	8		25
造礁さんご					2		2
かめ				3	45		48
あじさば棒受け網		1		5		8	14
火光利用さば						24	24
小型まき網							0
機船船びき網							0
とびうお流し刺し網		16	3	16			35
とびうお流しまき網				3			3
刺し網							0
潜水器		26					26
いそ魚寄せ網							0
建て切り網		1					1
固定式刺し網		2					2
四そう張り網							0
地びき網							0
小型定置							0
底はえ縄							0
底魚一本釣り			2	2	39	14	57
ひき縄			1		39	15	55
まぐろはえ縄					3	23	26
かつお・まぐろ釣り			1		41	13	55
底立てはえ縄		1	3	3		18	25
合計		54	11	45	177	115	402

(2) 他県入会漁業の都県別許可状況

(平成29年3月31日現在)

地域 漁業種類	東京	千葉	神奈川	静岡	その他	合計
あじさば棒受け網	6	3		5		14
火光利用さば		11	7	6		24
底魚一本釣り	43				14	57
ひき縄	40				15	55
まぐろはえ縄	3				23	26
かつお・まぐろ釣り	42				13	55
底立てはえ縄	7		2	12	4	25
合計	141	14	9	23	69	256

(3) 農林水産大臣指定漁業等進達状況

(28. 4. 1～29. 3. 31)

進達内容 漁業種類	許可	転載	試験	認可	承認	書換え 変更	その他	合計
遠洋底びき網	2							2
沖合底びき網								0
大中型まき網			6					6
北太平洋さんま			19	2				21
いか釣り				4				4
遠洋かつお・まぐろ	1		4	20			2	27
近海かつお・まぐろ								0
中型さけ・ます流し網								0
試験操業	8							8
特定大臣許可漁業等	2		1				9	12
沿岸くろまぐろ漁業					514			514
合計	13	0	30	26	514	0	11	594

その他は、廃業届、漁獲成績報告、大西洋くろまぐろ年間漁獲割当、出漁届等
 特定大臣許可漁業等は、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業
 沿岸くろまぐろ漁業は、太平洋広域漁業調整委員会指示第19号による承認

4 内水面漁業

(1) 主要河川・魚種別放流実績の推移

単位：尾

魚類名	年度 水系名	25	26	27	28	29
		あ ゆ	多摩川・秋川	稚 0 成 326,665	稚 0 成 487,941	稚 0 成 570,822
にじます	多摩川・秋川	稚 0 成 133,120	稚 0 成 123,720	稚 0 成 123,017	稚 0 成 124,150	稚 0 成 124,725
こい産卵場	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 0 —	稚 0 56カ所	稚 0 56カ所	稚 0 54カ所	稚 0 44カ所
ふな	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 162,600 成 3,500	稚 172,600 成 2,500	稚 162,700 成 2,600	稚 162,000 成 3,275	稚 152,000 成 13,000
うなぎ	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 4,060 成 0	稚 8,700 成 0	稚 8,200 成 0	稚 7,840 成 0	稚 7,575 成 0
やまめ	多摩川・秋川	稚 230,000 成 132,503 卵 314,500	稚 220,000 成 123,583 卵 311,000	稚 220,000 成 124,900 卵 176,500	稚 220,000 成 117,720 卵 361,500	稚 220,000 成 127,745 卵 371,500
いわな	多摩川・秋川	稚 30,000 成 3,170 卵 10,000	稚 30,000 成 3,150 卵 10,000	稚 30,000 成 3,150 卵 10,000	稚 20,000 成 3,600 卵 10,000	稚 30,000 成 3,200 卵 10,000
うぐい等産卵場	多摩川・秋川	稚 0 成 3,840 149カ所	稚 0 成 4,500 152カ所	稚 0 成 3,000 152カ所	稚 0 成 6,000 144カ所	稚 0 成 6,000 145カ所
かじか	秋川・浅川	35カ所	35カ所	35カ所	40カ所	35カ所
そうぎよ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0
れんぎよ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0

※「稚」は稚魚、「成」は成魚数((1)～(3)共通)

※「卵」は発眼卵の埋設数(単位:粒)

※こい産卵場欄の下段、うぐい等産卵場欄の下段及びかじか欄は産卵場造成数

※コイについては、コイヘルペスウィルス病のまん延防止策のため放流を中止している

(2) 漁業協同組合別、産地別、あゆ放流実績

単位：尾

区分	組合 年度 産別	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合	
		28	29	28	29	28	29
義務 放流	人工産 (宮城)	—	—	稚 212,000 成27,500	稚 338,700 成0	—	—
	人工産 (岐阜)	—	—	—	—	稚 0 成 16,000	稚 0 成 16,000
	人工産 (富山)	—	—	稚 148,700 成0	稚 58,340 成0	—	—
	人工産 (栃木)	稚 0 成89,000	稚 98,890 成0	稚 90,900 成0	稚 135,200 成11,000	—	—
	人工産 (愛知)	稚 0 成24,700	稚 0 成20,000	—	—	—	—
	琵琶湖産	稚 0 成61,600	稚 0 成90,000	—	—	—	—
多摩川 天然遡上		稚 45,000	稚 46,800	稚 45,000	稚 50,830	—	—
計		稚 45,000 成 175,300	稚 145,690 成 110,000	稚 496,600 成 27,500	稚 583,070 成 11,000	稚 0 成 16,000	稚 0 成 16,000

(3) 漁業協同組合別、にじます・こい・ふな等放流実績

単位：尾

魚類	組合 年度	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合		東京東部漁業協同組合		小河内漁業協同組合	
		28	29	28	29	28	29	28	29	28	29
に じ ま す		- 成 82,000	- 成 89,375	- 成 20,500	- 成 15,000	- 成 14,650	- 成 14,350	- 成 7,000	- 成 6,000		
こ い (産 卵 場)		稚 0 13カ所	稚 0 3カ所	稚 0 18カ所	稚 0 18カ所	稚 0 18カ所	稚 0 18カ所	稚 0 5カ所	稚 0 5カ所		
ふ な		稚 600 -	- 成 400	- 成 10,000	- 成 10,000	- 成 2,675	- 成 2,600	稚 152,000 -	稚 152,000 -		
う な ぎ		-	-	稚 2,140 -	稚 1,875 -	稚 2,500 -	稚 2,500 -	稚 3,200 -	稚 3,200 -		
や ま め		稚 130,000 成 42,720 卵 185,000	稚 130,000 成 43,675 卵 195,000	稚 50,000 成 71,000 卵 131,500	稚 50,000 成 80,000 卵 131,500	稚 10,000 成 2,000 卵 15,000	稚 10,000 成 2,070 卵 15,000	稚 30,000 成 2,000 卵 30,000	稚 30,000 成 2,000 卵 30,000		
い わ な		稚 0 成 1,600 卵 10,000	稚 0 成 1,200 卵 10,000	- -	- -	- -	- -	- -	- -		
う ぐ い (産 卵 場)		- -	- -	- -	- -	稚 0 成 6,000 10カ所	稚 0 成 6,000 10カ所	- -	- -		
う ぐ い ・ お い か わ (産 卵 場)		- -	- -	105カ所	105カ所	14カ所	14カ所	- -	- -		
か じ か		- -	- -	30カ所	30カ所	10カ所	5カ所	- -	- -		

※ 15年度以降「こい」については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

(4) 奥多摩湖魚種別放流経過

区分 年度	月 日	魚 種	放 流 数 量	大 き さ	産 地 名
27	27.7.15	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	27.4.22	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	27.5.12	わかさぎ卵	5,000万粒	発眼卵	諏訪湖産
28	28.6.29	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	28.4.8	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	28.4.24	わかさぎ卵	5,000万粒	発眼卵	諏訪湖産
29	29.7.12	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	29.4.14	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合
	29.4.7	わかさぎ卵	5,000万粒	発眼卵	芦ノ湖産

5 海洋生物資源の保存と管理（資源管理法関係事業）

(1) 国の資源管理の取り組み

「海洋法に関する国際連合条約（通称：国連海洋法条約）」に基づく新しい海洋秩序に対処するため、国内水産関係法令が整備され、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）（通称：資源管理法）」が平成8年から施行された。

国は、同法に基づく漁獲可能量(TAC)管理の対象魚種として、さんま、すけとうだら、まいわし、まあじ、まさば及びごまさば、ずわいがに、するめいかの計7種を、第1種特定海洋生物資源に指定し、平成9年から漁獲可能量の管理を行ってきた。

平成29年には、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成8年政令第213号）」の改正により、くろまぐろが第1種特定海洋生物資源に追加された。

漁獲可能量は、資源状況などを基に国が毎年設定し、都道府県別に1年分の漁獲可能量を配分している。

また、資源管理法は平成13年に一部改正され、漁獲努力可能量(TAE)による管理を平成15年4月から行うことになった。現在、その対象となる第2種特定海洋生物資源として、日本海西部海域のあかがれい、宗谷海峡海域のいかなごなど計9種が指定され、管理が行われている。

(2) 東京都の取り組み

第1種特定海洋生物資源のうち、東京都に対しては「まさば及びごまさば」の漁獲可能量が配分され、漁獲量の管理を行っている。

また、東京都の海面におけるあじ・さば漁業は、従来から一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）による連合海区漁業調整委員会を開催して漁業調整を行うなど、入会で操業が行われているため、漁獲量の管理に当たっては、関係する他県の漁業者等からも「まさば及びごまさば」の漁獲量報告を受けている。

一方、漁業経営の安定と持続的な漁業生産の実現を目的として、平成13年から「はまとびうお」について都独自の漁獲可能量管理を実施している。更に、本施策の目的を達成するために、漁獲可能量と漁獲努力量のバランスを取る必要性から、主に「はまとびうお」を漁獲している「とびうお流し刺し網漁業」の許可等の最高限度等を設定し、「はまとびうお」の利用をコントロールできるようにした。現在、本施策は、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量管理として実施しているが、本施策の円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理に移行する予定である。

今後も、漁業者や漁業団体、東京都資源管理型漁業推進協議会などの意見を踏まえながら、漁獲可能量制度等の効果的な実施と、漁協への指導、漁獲量報告体制の整備を進めていく。

TAC量の推移

(単位:トン)

	国TAC魚種の東京都への配分							都TAC	漁獲情報オンライン端末整備
	さんま	すけとうだら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわいがに		
平成8年	(この行は表の構造から削除された)								整備(水産課、大島支庁)
平成9年	—	—	—	—	—	X	—		整備(三宅、八丈、小笠原支庁、都漁連)
平成10年	—	—	—	—	—	—	—	TAC協議会で検討	整備(波浮港、神津島、三宅島漁協、都漁連)
平成11年	—	—	—	—	20,000	—	—	TAC協議会で検討	
平成12年	—	—	—	—	29,000	—	—	魚種決定	
平成13年	—	—	—	—	29,000	—	—	はまとびうお 40万尾	
平成14年	—	—	—	—	27,000	—	—	はまとびうお 70万尾	
平成15年	—	—	—	—	24,000	—	—	はまとびうお 70万尾	
平成16年	—	—	—	—	25,000	—	—	はまとびうお 70万尾	
平成17年	—	—	—	—	20,000	—	—	はまとびうお 90万尾	
平成18年	—	—	—	—	27,000	—	—	はまとびうお 115万尾	
平成19年	—	—	—	—	34,000	—	—	はまとびうお 126万尾	機器更新(水産課、支庁、伊豆大島、神津島、三宅島漁協)
平成20年	—	—	—	—	35,000	—	—	はまとびうお 133万尾	
平成21年	—	—	—	—	16,000	—	—	はまとびうお 133万尾	
平成22年	—	—	—	—	19,000	—	—	はまとびうお 140万尾	
平成23年	—	—	—	—	19,000	—	—	はまとびうお 153万尾	
平成24年	—	—	—	—	20,000	—	—	はまとびうお 158万尾	平成24年2月末日をもって運用終了
平成25年	—	—	—	—	21,000	—	—	はまとびうお 148万尾	
平成26年	—	—	—	—	27,000	—	—	はまとびうお 134万尾	
平成27年	—	—	—	—	26,000	—	—	はまとびうお 149万尾	
平成28年	—	—	—	—	24,000	—	—	はまとびうお 87万尾	
平成29年	—	—	—	—	21,000	—	—	はまとびうお 116万尾	

・ まさば及びごまさばの平成9、10年における配分量は、漁獲統計の未整備から、漁獲管理をする必要のない「—」であった。具体的な数値の配分は、平成11年からである。

また、平成18年から管理期間を7月～翌年6月までの1年間に変更。

- ・ するめいかについては、平成10年からTAC管理実施。
- ・ 平成22年国TACの配分は、平成22年11月12日農林水産大臣公表、平成23年2月23日一部改正により配分変更。
- ・ 過去の実績がおおむね100t未満(ずわいがにについては漁獲実績なし。)の魚種については、資源に対する漁獲圧力が無視できる程小さいことから数量を明示せず「—」と表記される。
- ・ 漁獲情報オンライン端末の運用は、平成24年2月末日をもって終了した。

6 自主的資源管理支援対策事業

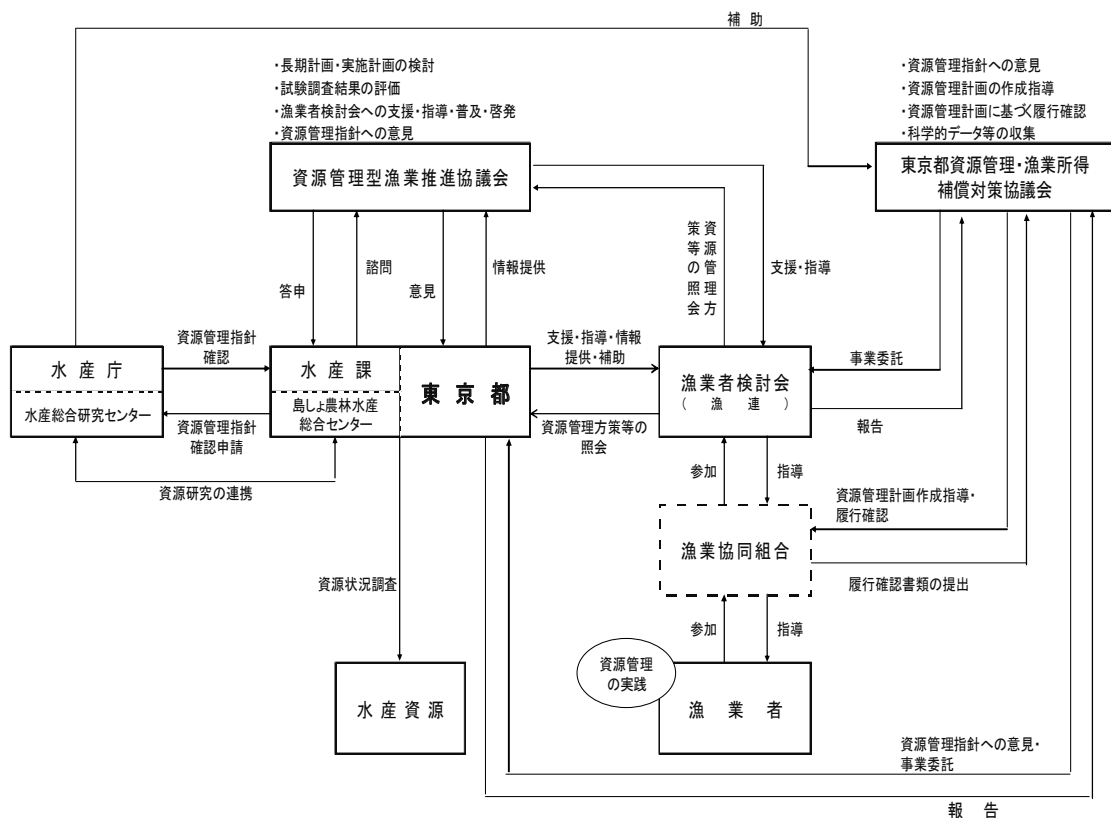
(1) 目的

この事業は、対象となる水産資源の水準、海域・地域の実情等に応じ、漁業者が自主的に行う資源管理の取り組みを支援することにより、資源の回復・増大及び資源の有効利用を促進し、漁業経営の安定を図ることを目的としている。

(2) 事業の経緯

東京都の資源管理関係事業は、昭和63年以降、国の補助事業に沿って実施してきた。国の補助事業は、資源培養管理対策推進事業、資源管理型漁業推進総合対策事業、複合的資源管理型漁業促進対策事業と推移し、平成23年度からは資源管理・漁業所得補償対策として実施している。東京都においては、これらの事業の下で、トコブシ、イセエビなどの磯根資源のほか、キンメダイ、マダイ、ヒラメ及びタカベ等の魚類について、漁業者による資源管理計画の策定を推進している。

(3) 自主的資源管理支援対策事業推進体制



(4) 資源調査

① キンメダイ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 主要漁場で漁法別、銘柄別漁獲量を集計し、月別、年齢別漁獲尾数を求める。
市場調査	○ 市場で銘柄別に体長を測定する。
生物調査	○ 購入した魚体の、全長、体重、生殖腺重量、肝臓重量等の精密測定を行う。 ○ 耳石による年齢査定を行う。
キンメダイ漁獲統計調査	○ 他県での漁獲量実態の調査を行い、都の漁獲量との比較から、漁獲動向の資料を得る。

② タカベ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 漁協の水揚げ記録から漁獲量の推移（漁場別、月別）を検討する。
漁獲物測定調査	○ 水揚げされた漁獲物の魚体測定と年齢査定を行い、年齢組成と雌雄比等を推定する。
標本船調査	○ 操業日誌の記載内容を調査し、操業実態を把握する。
標識放流調査	○ 分布及び移動を明らかにするため、標識放流を実施する。

(5) 協議会等の開催

① 東京都資源管理型漁業推進協議会

資源管理の目標、方策、体制等や調査結果の評価及び検討、関係者との連絡調整等資源管理の取組を円滑に促進するための指導や普及・啓発を行う。

② 太平洋南部海域行政・研究担当者会議

キンメダイの資源状況確認、資源管理措置の確認・調整、広域漁業調整委員会指示への意見集約等を目的として、国及び都道府県の行政・研究担当者が出席して、開催される。

対象魚種：キンメダイ

構成：国（水産庁）、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、高知県

開催主体：国（水産庁）

③ 東京都漁業者検討会

資源管理に必要な具体的な目標、方策、体制等に関する検討や、その他資源管理を実施する上で必要となる事項についての検討を行い、資源管理計画を策定することを目的として、漁業協同組合等が設置する。

対象魚種：キンメダイ、マダイ、ヒラメ、タカベ等

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、刺し網漁業、建て切り網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会

- ④ 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会
 キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、都県間の資源管理型漁業に関する円滑な意志の疎通を図ることを目的として設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業、底刺し網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会、千葉県漁業協同組合連合会、
 神奈川県漁業協同組合連合会、静岡県漁業協同組合連合会

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者等

- ⑤ キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会

キンメダイ資源の持続的な利用を確保するために予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の下に設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業

事務局：水産庁

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の底魚一本釣り漁業者及び底立てはえ縄漁業者等

- ⑥ 東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会

資源管理・漁業所得補償対策の開始にあわせ設置された協議会。主に、資源管理計画（当該対策が開始された後に作成したもの）の履行確認を行う。委員構成は、東京都、東京都漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合東京都事務所等。事務局は東京都水産課で行うが、独立した機関として業務を行う。

(6) 資源管理計画

- ① 平成22年度までに作成されたもの

(複合的資源管理型漁業促進対策事業までに基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
トコブシ	八丈島・三根漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 は具の使用禁止 潜水器による操業の制限 等
	三宅島漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 操業日数と操業時間の制限 等
イセエビ	若郷・新島・式根島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	神津島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	大島町	操業日数・操業時間の制限 漁具の制限 体長の制限 等

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ（続き）	利島村漁協	操業日数の制限 漁具の制限 体重の制限 等
キンメダイ・マダイ	東京都漁連	キンメダイ 夜間操業の禁止 小型魚の再放流 漁具・漁法の制限 等 マダイ 小型魚の再放流 等
ヒラメ	東京都漁連	小型魚の再放流 等
タカベ	神津島・にいじま・伊豆大島・元町・利島村・三宅島漁協	漁獲魚の体長制限 操業禁止期間の設定 等

② 平成23年度以降に作成されたもの
(資源管理・漁業所得補償対策に基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ	利島村漁協、小笠原島漁協	禁漁期間の設定、体重制限、総漁獲量規制 等
テングサ	神津島漁協	禁漁期間の設定 等
メカジキ	小笠原母島漁協	体長制限、漁具の制限 等
キンメダイ	神津島漁協	禁漁期間の設定、体長制限 等
一本釣り漁業 (メカジキを除く)	小笠原母島漁協	休漁日の設定 等
定置網漁協	神津島漁協、三宅島漁協、伊豆大島漁協	禁漁期間の設定 等
はえ縄漁業	三宅島漁協	禁漁期間の設定 等

7 遊漁船業の登録

東京都管内遊漁船業登録件数

平成 30 年 3 月 31 日現在

区 分	内 湾	伊 豆 諸 島							小笠原諸島		合 計
		大 島	利 島	式新 根島・ 島	神 津 島	三 宅 島	御 蔵 島	八 丈 島	父 島	母 島	
業者数	128	12	1	13	18	14	1	28	27	15	257
登録隻数	288	13	1	13	18	15	1	28	28	15	420

8 漁業取締

漁業関連法令違反件数 (H29.4.1~30.3.31)

違反内容 漁業種類		侵害許可 無許可 無承認	操業区域	禁止区域	制限 又は 条件	禁止漁具 又は漁法	採捕期間 又は 体長制限	計
		漁業権漁業						
大臣 許可 漁業	大・中型 まき網漁業							0
	底びき網漁業							0
	その他							0
知事許可漁業								0
委員会承認漁業								0
その他								0
計		0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 水産業基盤整備

1 事業概要

東京都島しょ地域においては、効率的な漁業の推進、漁家所得の安定・向上等を目的として、町村や漁業協同組合等が、必要な共同利用施設の整備や漁場を造成することに対する補助事業を実施している。

伊豆諸島においては、水産経営構造改善事業及び島しょ漁業振興施設整備事業、小笠原諸島においては、小笠原漁業振興施設整備事業及び硫黄島関連漁業対策事業により、諸施設の整備を行っている。

併せて、都の直営事業として、大規模漁場造成、漁場環境監理施設の整備を行う水産物供給基盤整備事業を実施している。

また、内水面においては、内水面漁業・養殖業の育成とこれらを通じた内水面地域の活性化を目的とし、内水面振興対策事業を実施している。

2 水産経営構造改善事業

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な施策を講ずることにより、沿岸漁業の発展を促進し、沿岸漁業の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目的に、昭和38年8月沿岸漁業等振興法（平成13年6月廃止、同年6月水産基本法制定）が制定された。都は、同法に基づく沿岸漁業構造改善事業を昭和39年度から伊豆諸島において実施した。

補助事業として平成16年度まで実施され、平成17年度からは、強い水産業づくり交付金水産業強化対策事業として交付金化され、平成29年度からは浜の活力再生交付金水産業強化支援事業となっている。

当該事業は浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、プラン中にその取組の一環として位置付けられた共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大等に必要な施設整備を実施することができる。

(1) 事業内容

① 資源増養殖目標

養殖施設、種苗生産施設、養殖場環境管理施設 等

② 経営構造改善目標

荷さばき施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、蓄養施設、燃油補給施設、小規模漁場施設 等

(2) 事業の実績

平成22年度以降、実績なし

3 島しょ漁業振興施設整備事業

島しょ地域における漁業生産基盤の整備、流通等改善施設の整備、漁村環境の整備などにより、漁家経営の安定と地域の活性化を図っている。

○ 事業実績

単位：千円

事業 種目	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
生産基盤整備事業	つきいそ 自然石 3,129m ³	大島町	25,499	つきいそ 自然石 3,302m ³	大島町	25,499	つきいそ 自然石 3,186m ³	大島町	30,000
	定置網	大島町	21,700	つきいそ コンクリート礁 4,700基 (災害復旧)	大島町	25,439	つきいそ コンクリート礁 4,500基 (災害復旧)	大島町	25,000
	船揚施設 付帯設備	大島町	1,810	船揚施設	大島町	2,141	つきいそ コンクリート魚 礁 11基 自然石 1,800m ²	利島村	29,160
	船揚施設	大島町	2,280	つきいそ コンクリート魚 礁 39基	神津島村	29,592	つきいそ コンクリート魚 礁 38基	神津島村	29,700
	つきいそ 自然石 1,582m ³	利島村	17,496	船揚施設	神津島村	46,700	燃油等 補給施設 工事	神津島村	207,140
	ポンベ 充填施設	新島村	10,780	燃油等補 給施設(設 計)	神津島村	7,000	定置網 付帯設備	三宅村	12,334
	定置網	神津島村	5,694	漁具資材 倉庫	神津島村	17,500	船揚施設	八丈町	11,797
	浮魚礁	八丈町	14,863	浮魚礁	八丈町	18,278			
	小計		100,122	小計		172,149	小計		345,131

単位：千円

事業 種目	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
流通等改善施設整備事業	水産物鮮度保持施設	大島町	4,545	水産物鮮度保持施設	大島町	900	荷捌き施設付帯設備	大島町	3,613
	冷凍冷蔵施設	利島村	57,065	水産物展示販売施設	大島町	3,327	水産加工施設	新島村	10,584
	製氷冷蔵施設	神津島村	18,000	製氷貯氷施設（設計）	八丈町	24,200	製氷施設の設備改修	神津島村	18,800
	冷蔵貯氷施設	神津島村	5,800	氷搬送施設	八丈町	12,690	水産物荷捌き施設設計	三宅村	4,500
	フォークリフト	神津島村	8,720				製氷貯氷施設工事	八丈町	578,480
	鮮魚運搬施設	八丈町	5,177						
	出荷運搬等車輛	八丈町	5,818						
	小計		105,125	小計		41,117	小計		615,977
生産基盤施設 災害復旧事業	燃油供給施設（工事）	三宅村	21,150	燃油供給施設（工事）	三宅村	144,470	—	—	—
				フォークリフト	三宅村	2,420	—	—	—
	小計		21,150	小計		146,890	小計		—
流通等改善施設 災害復旧事業	展示販売施設	三宅村	1,296				—	—	—
	冷凍冷蔵コンテナ	三宅村	5,567				—	—	—
	小計		6,863	小計			小計		—

単位：千円

事業 種目	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
小笠原諸島漁業基盤 施設緊急整備事業	フォークリフト	小笠原村	7,100				ダイビング グ関連施 設管理棟	小笠原村	9,200
	冷凍冷蔵 コンテナ	小笠原村	7,036						
	小計		14,136	小計			小計		9,200
	合計		247,396	合計		360,156	合計		970,308

4 水産物供給基盤整備事業

水産物供給基盤整備事業は、国際的に漁業規制が強化されるなかで、動物性蛋白質食料を安定的に供給するため沿岸漁業の重要性が見直され、沿岸漁業の生産力を増大させるために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するため、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法が制定公布され、沿岸漁場整備開発事業として開始された。その後、漁港漁場整備法に平成14年4月1日に移行し、現在に至っている。

我が国の水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たし、豊かで安心できる国民生活の実現を支えるという役割を将来にわたって十分に果たしていくためには、水産業をめぐる情勢の変化に的確に対応していく必要がある。

このようなことから水産基盤の整備に関しては、水産資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開を図るとともに、より効率的及び効果的に行うことが必要となっている。

このため、漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う事業を実施し、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定的な供給及び水産資源の生息環境の保全・創造に資するというものが、この事業の趣旨である。

(1) 水産物供給基盤整備事業

① 都における基本構想

本事業の計画海域は、伊豆諸島及び小笠原諸島である。この海域に点在する島は、良港が少なく、台風や冬季の季節風など自然条件が厳しい。

これらに対応し漁業者の操業を安定させるために、カンパチ、タカベ等魚類を対象とした魚礁設置事業、テングサやイセエビ、トコブシなどを対象とした増殖場造成事業により漁場整備を実施してきたところである。今後は、新たに造成漁場の藻場としての機能にも着目し、漁場整備による資源の維持培養、生産の維持拡大、漁家経営の安定・向上を図っていく。

また、観測機能を有したブイの整備・運用により、遠方の漁海況情報を漁業者がリアルタイムに入手できる体制を構築し、効率的な漁業活動の支援も併せて行う。

② 事業内容

ア 魚礁設置事業

主として魚類の孵化、発生及び成育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う、コンクリートブロック等の設置により整備される漁場

イ 増殖場造成事業

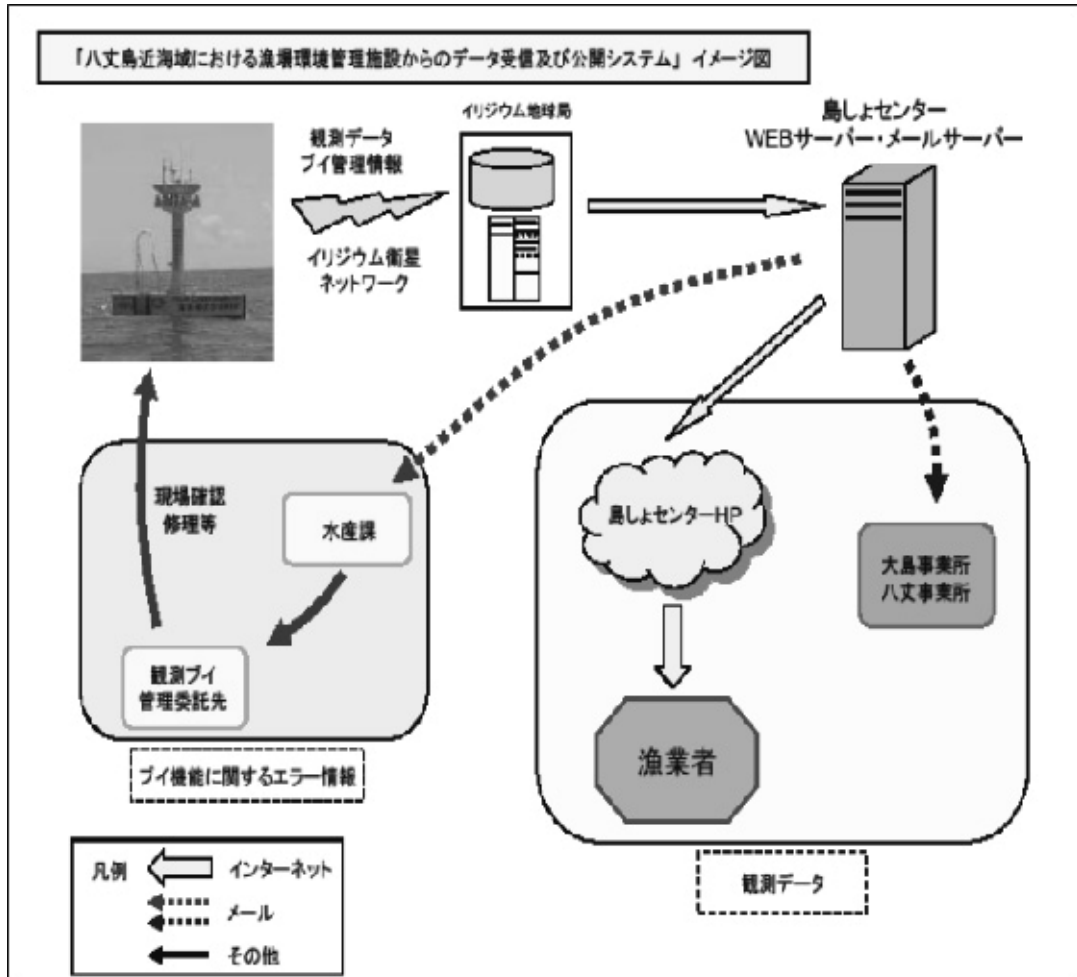
海域及びこれに接続する陸地において、有用水産物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う、自然石やコンクリートブロック等の着底基質の設置により整備される漁場

ウ 漁場環境管理施設整備事業

伊豆諸島海域では、黒潮流路によって漁場の位置が大きく変化するため、黒潮流域における水温、

流向、流速等の情報把握が非常に重要である。

そこで、漁業者自らが黒潮流域における漁海況情報（水温、風向・風速、流向・流速等）をリアルタイムに把握し、燃油削減など効率的な操業を実現できるよう、観測機能を有したブイを八丈島沖に設置し、観測データを公開している。



(2) 漁村再生交付金事業

漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により、活力が低下している地域において、地域の創造力を活かし、既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設を整備し、個性的で豊かな地域の再生を図った。（平成24年度で事業終了）

単位：千円、()は国費

区分	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度			
	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費		
水産物供給基盤整備事業	魚礁設置事業	大島	調査事業											
			地先型増殖場造成事業											
		新島	調査事業	3,935 (0)	自然石 m ³ 12,307.3	96,305 (48,152)	自然石 m ³ 9,816.5	101,628 (50,814)	自然石 m ³ 12,172.0	104,220 (52,110)	自然石 m ³ 12,546.0	110,484 (55,242)		
			神津島											
		小計	調査事業	3,935 (0)		96,305 (48,152)	自然石 m ³ 9,816.5	101,628 (50,814)	自然石 m ³ 12,172.0	104,220 (52,110)	自然石 m ³ 12,546.0	110,484 (55,242)		
			観測ブイ設置			153,244 (0)								
		改良型藻場増殖場事業	八丈島			90基設置 (3漁場)	150基設置 (5漁場)	5,454 (0)						
		大島	事業				コンクリート魚礁 10基	23,112 (0)						
		復旧災害	事業				自然石 m ³ 2,716.0	26,946 (0)						
		漁生事村再	事業											
金事付再	事業													
		※	空m ³ 758.8	34,930 (20,957)										

※ 漁村再生事業は、神津島村が事業実施主体である。

5 内水面振興対策事業

昭和55年度より国の補助事業を活用し、増養殖施設、種苗生産施設、遊漁関連施設等の整備を行っていた。平成17年度からは「強い水産業づくり交付金（資源管理目標）」として交付金化され、平成29年度からは、「浜の活力再生交付金（資源増殖目標）」となり、内水面漁業環境活用施設整備事業として実施している。

また、平成27年度からは、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向け、各地の老朽化した施設の改修等により、外国人観光客も含めた幅広い人々を対象に、誰もが使いやすく楽しめる施設の整備を行うため、都の単独事業である内水面漁業振興対策事業を、開始している。

(1) 事業内容

① 内水面漁業環境活用施設整備事業

- 内水面漁場環境改善
- 種苗生産施設
- 内水面資源増殖関連施設

② 内水面漁業振興対策事業

- 推進事業
- 施設整備

(2) 事業実績

① 内水面漁業環境活用施設整備事業

事業実績なし

② 内水面漁業振興対策事業

単位：千円

事業 種目	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業 (推進事業)	内水面振興計画の策定	奥多摩町	1,826	伝統漁法, 体験漁業イ ベント	日野市	5,989	伝統漁法, 体験漁業 イベント	日野市	6,524
	内水面振興計画の策定	あきる野市	2,981				パンフレット・ホームページ作成	奥多摩町	2,135
	小計		4,807	小計		5,989	小計		8,659

単位：千円

事業 種目	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業 (施設整備事業)	養殖池配水管(工事)	奥多摩町	5,221	釣場管理棟改良(設計・工事)	奥多摩町	24,867	養殖池給水バルブ(工事)	奥多摩町	4,212
				養殖施設倉庫	奥多摩町	2,724	釣場管理棟建設(基本設計)	奥多摩町	3,572
				釣場管理棟改良(工事) 駐車場改良(設計)	奥多摩町	15,833	釣場養殖池改修(工事)	奥多摩町	19,672
				釣場蓄養池改修(設計・工事)	奥多摩町	11,425	バリアフリートイレ(工事)	あきる野市	23,523
				活魚運搬車	奥多摩町	1,089	既存トイレ改修(設計)	あきる野市	3,662
				釣場イベント対応インフォメーションシステム	奥多摩町	3,956	釣場施設改修(工事) リーフレット作成	八王子市	11,536
				バリアフリートイレ(設計)	あきる野市	4,155	バリアフリートイレ(工事)	日野市	23,262
				釣場施設改修(工事) パンフレット・ホームページ	八王子市	2,463	バリアフリートイレ(工事)	青梅市	6,290
				バリアフリートイレ(工事)	日野市	19,764			
	小計	5,221	小計	86,276	小計	95,729			
	合計	10,028	合計	92,265	合計	104,388			

6 小笠原漁業振興施設整備事業

小笠原諸島は昭和43年6月、米国より返還以来、小笠原諸島復興特別措置法（昭和44～53年）、小笠原諸島振興特別措置法（昭和54～63年）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（平成元～30年）に基づき、水産業の復興、振興を目的に共同利用施設の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (4/10)	都 (6/10)
27	事業なし	事業なし	0	0	0
28	小笠原島漁業協 同組合	漁船船員厚生施設 設計一式	7,800	3,120	4,680
29	小笠原島漁業協 同組合	漁船船員厚生施設 工事一式	125,540	50,216	75,324

7 硫黄島関連漁業対策事業

硫黄島周辺海域は、従前は優良な漁場であったが、自衛隊等の演習海域に設定されたことにより、漁船の操業が制限されている。この漁業活動の阻害に伴う損失分を緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を目的に生産基盤の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (2/3)	都 (1/3)
27	小笠原島 漁業協同組合	出荷資材保管施設	61,080	40,719	20,361
	小笠原母島 漁業協同組合	冷凍品保管施設	43,460	28,972	14,488
	合 計		104,540	69,691	34,849
28	小笠原島 漁業協同組合	漁具倉庫	107,750	71,832	35,918
		冷凍冷蔵コンテナ	7,650	5,100	2,550
	小笠原母島 漁業協同組合	製氷施設	34,160	22,772	11,388
	合 計		149,560	99,704	49,856
29	小笠原島 漁業協同組合	水産物荷さばき施設	20,590	13,726	6,864
	小笠原母島 漁業協同組合	製氷施設	14,108	9,405	4,703
	合 計		34,698	23,131	11,567

8 漁村地域防災力強化事業

漁業協同組合等が整備した共同利用施設は、耐震化していないもの、老朽化して耐震性が不十分なものの、耐震化が困難なものも多い。災害発生時、こうした施設が倒壊すると、人命に係る事故を招くだけでなく、漁港や道路が使用不能となるなど、二次災害を引き起こし、復旧・復興の足かせとなる。

こうした二次災害を防止し、災害時、復旧・復興の拠点となる漁港やライフラインとしての道路の機能を確保するため、共同利用施設の耐震化を支援して漁村地域の防災力の強化を図る。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業名	事業主体	施設名	事業費	負担区分		補助率
					都	町村等	
27	耐震診断	大島町	冷凍荷捌き施設	1,944	1,555	389	都 (4/5)
	耐震化施設等	大島町	荷捌き施設他	37,617	26,274	11,343	都 (3/4)
	耐震化困難 施設の解体 処理	利島村漁協	貯氷施設	7,845	5,883	1,962	
		にいじま漁協	旧製氷・冷蔵施設	42,515	31,886	10,629	
		三宅村	漁協支所	5,184	3,888	1,296	
		八丈島漁協	漁業用補給施設	27,460	20,595	6,865	
小笠原島漁協	蓄養施設	213,400	160,050	53,350			
28	耐震化施設等	大島町	天草倉庫	6,000	4,500	1,634	都 (3/4)
		三宅村	阿古事務所	56,132	42,099	14,033	
	耐震化困難 施設の解体 処理	三宅村	荷捌き施設	21,989	16,491	5,498	
		八丈島漁協	氷搬送施設	8,000	6,000	2,000	
29	耐震化困難 施設の解体 処理	三宅村	燃油供給施設	6,348	4,761	1,587	都 (3/4)

9 栽培漁業

東京都の漁業は、伊豆諸島から小笠原諸島に至る広大な海域に我が国有数の好漁場を有しており、漁業者は、その資源を保護・活用しながら、漁業操業を行ってきた。しかし、近年、漁海況の変動に起因する回遊性魚類の来遊量の減少や磯焼けの発生等により、漁業生産量も漸減傾向にある。

漁業経営の安定を図るためには、漁業生産量の維持が重要であり、水産資源の回復及びその持続的な利用を図ることが必要である。

このため、都においては、人工的に種苗を生産・放流し、資源や漁場を適切に管理しながら計画的に生産する「栽培漁業」を推進している。

栽培漁業の推進にあたっては、東京都栽培漁業センターを運営し、種苗を生産・配付するとともに、漁業者をはじめ関係者の積極的な取組を促すため、モニタリング等に対し補助を行っている。

◎ 栽培漁業関係事業

年度	事業内容	経 費	適 用
27	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサギ・ササエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	予算額 170,680千円	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行
28	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサギ・フクロボシ・ササエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	予算額 181,413千円	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行
29	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサギ・フクロボシ・ササエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	予算額 193,750千円	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行

◎ 東京都栽培漁業センターの概要

- (1) 事業開始 平成4年10月開所
 (2) 所在地 東京都大島町元町字和泉99番5号
 (3) 設置目的

島しょ地区における減少しつつある沿岸水産資源を回復させるために、種苗の大量生産と安定供給を行うことを目的に設置された。

島しょ地域の基幹産業である漁業の発展は、都民に新鮮な魚介類の提供を図る上で重要な課題であり、栽培漁業センターはその中核基地としての役割を担っている。

(4) 事業内容

① 運営方法

種苗生産・施設管理等を(公財)東京都農林水産振興財団に委託して実施

② 対象生物

アワビ・フクトコブシ・サザエ

③ 配付実績

単位：個

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アワビ	247,400	247,400	241,800	166,000	166,000
フクトコブシ	0	0	0	370,000	370,000
サザエ	959,400	1,409,400	1,509,400	1,122,200	1,122,300

※災害対応の増産分含む

(5) 施設の概要

管 理 棟	RC 2階建	323.0 m ²
飼 育 棟	鉄骨造 2階建	1,636.5 m ²
機 械 棟	RC 地下1階 地上3階建	159.6 m ²
屋 内 水 槽	10m水槽×8基	
屋 外 水 槽	20m水槽×25基、 10m水槽×4基	
取 配 水 管	取水管 162m、 配水管 32m	
海 水 ろ 過 設 備	圧力式 ろ過能力	225 m ³ /時 4基
車 庫	鉄骨造平屋建	48 m ²
宿 舎	1棟	

10 水産・観光ふれあい事業

消費者と生産者を直接結びつける新たなしくみづくりを行うため、平成14年度から観光業等との連携により、島しょ漁村の自然や水産業の現場にふれあえる機会を設けた。このことにより、漁村や水産業への理解を深め、漁村の地位向上、水産物の消費拡大、後継者の確保等を図っている。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業内容	開催時期	参加者数	事業費	負担区分	
						都 (3/4)	町村等 (1/4)
25	神津島 漁協	乗初め漁業体験 かつおつり体験	平成26年1月～2月 (合計2回)	550名	1,597	1,125	472
26	三宅村	定置網操業体験 ところてん作り体験 都市と漁村の都市交流	平成26年9月～ 平成27年3月 (合計4回)	1,674名	1,355	1,016	339
27	三宅村	定置網操業体験 ところてん作り体験 都市と漁村の都市交流	平成27年9月～ 平成28年3月 (合計4回)	1,034名	1,464	1,098	366
28	神津島村	観光PR (島じまん2016出展) 乗初め漁業体験	平成28年5月 平成29年1月 (合計2回)	イベント参加者 43,200名 350名	1,549	1,125	414
29	神津島村	観光PR (東京愛ランドフェア出展) 乗初め漁業体験	平成29年5月 平成30年1月 (合計2回)	イベント参加者 43,200名 450名	1,609	1,125	484

1 1 沖ノ鳥島総合対策事業

日本の国土は、世界で60番目の広さであるのに対し、排他的経済水域は国土面積の1.2倍もあり、世界で6番目の広さである。

その中で、東京都は日本全体の38パーセントにあたる広大な排他的経済水域を抱えている。とりわけ沖ノ鳥島が支える水域は、国土面積にも匹敵しており、これを我が国が実効支配していることを世界に示し、国家の利益を守る必要がある。そのため、都は、平成17年4月から、いち早く経済活動としての漁業操業に対する支援や漁場監視などに取り組み、同年5月には沖ノ鳥島の現状及び島の利活用や資源開発の可能性を探ることを目的に現地視察を実施した。また、平成19年1月に大水深中層浮魚礁を設置し、2月には沖ノ鳥島まで航行可能な漁業調査指導船「興洋」が竣工した。

こうした国家的視点に立った東京都の取組に呼応し、国においても様々な取組を開始した。平成22年6月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が制定され、沖ノ鳥島において、排他的経済水域の保全及び利用に関する活動拠点として、国による港湾の整備が進められている。

都としては、引き続き、漁業調査指導船「みやこ」「興洋」による漁場の調査・監視、沖ノ鳥島フォーラムの開催による都民への啓発普及など、我が国にとって重要な意義を持つ沖ノ鳥島への取組を着実に推進していく。

(1) 事業概要

① 事業の目的

沖ノ鳥島周辺海域は、貴重な海洋資源に恵まれ、その利活用は都政の重要な課題である。

一方、近年、伊豆諸島から小笠原海域における漁業資源や漁獲量の減少に伴い、同島周辺での新たな漁場の開拓が求められている。

このため、同島周辺での漁場の開拓、資源管理、漁場監視を積極的に推進し、永続的経済活動の実現を目指す。

② 事業種目

ア 漁場の調査・監視

沖ノ鳥島周辺海域において、漁場の調査・監視を行う。

イ 沖ノ鳥島フォーラムの開催

沖ノ鳥島における都の経済活動を通じた様々な取組を広く都民・国民へ普及啓発するため、沖ノ鳥島フォーラムを開催する。

ウ 大水深中層浮魚礁の撤去

平成28年度末に耐用年数を迎える大水深中層浮魚礁の撤去工事を行う。なお、工事は平成28、29年の二ヶ年で実施する。

(2) 事業実績

単位：千円

28	①漁場の調査・監視	東京都	「興洋」による調査監視	6,755
	②沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等による普及啓発	4,174
	③大水深中層浮魚礁の撤去工事	東京都	平成28年度末に耐用年数を迎える大水深中層浮魚礁の撤去	75,600
	合 計			86,529
29	①漁場の調査・監視	東京都	「興洋」による調査監視	6,520
	②沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等による普及啓発	3,938
	③大水深中層浮魚礁の撤去工事	東京都	平成28年度末に耐用年数を迎える大水深中層浮魚礁の撤去	129,562
	合 計			140,020



写真：第12回沖ノ鳥島フォーラムの様子

IV 漁業經營改善対策

1 水産業協同組合の育成

(1) 概要

東京都管内には水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、地区漁業協同組合 24 組合、水産加工業協同組合 4 組合、業種別漁業協同組合 3 組合及び漁業生産組合 2 組合の計 33 組合があり、所属する組合員総数は 8,331 人である。

ア 地区漁業協同組合

伊豆諸島及び小笠原諸島を地区とする島しょ漁協 12 組合、東京湾沿岸の特別区を地区とする内湾漁協 6 組合、多摩川水系を地区とする内面漁協 7 組合（うち 1 組合は内湾漁協と重複）がある。

① 島しょ漁協

島しょ漁協の多くは、島の基幹産業である水産業の基盤として、地域の活性化を支えている。経営基盤の確保等を目的とした合併により 1 町村 1 漁協体制はほぼ達成されたが、長引く不漁や魚価の低迷、漁業者の高齢化等の影響を受け、漁協経営は全般的に厳しい状況にある。

特に、経営不振で多額の累積欠損金を抱える 2 漁協においては、漁協再建支援事業（実施主体：都漁連）に取組み、自立漁協を目指して、業務や財務の改善に努めている。

② 内湾漁協

東京湾内で自由漁業を営む漁業者を主に組織された組合であり、アサリやアナゴなどを対象とした「江戸前」漁業の振興に尽力している。

③ 内水面漁協

河川における生物資源の保護や増殖、河川環境の保全、遊漁を主とした都民へのレクリエーションの場の提供などの役割を担っている組合である。そのために必要な業務として、河川等への種苗の放流や産卵場の造成、河川釣場の運営などを行っている。

イ 水産加工業協同組合

島しょ地区に新島と八丈島の 2 組合があり、くさや加工に係る原料魚の仕入れ・供給、加工品の受託販売等の業務を行っている。また、都心地区に蒲鉾と惣菜の 2 組合があり、原材料の仕入れ・供給などの業務を行っている。

ウ 業種別漁業協同組合

金魚を扱う養殖業者により組織された組合と、アユやマス類を扱う養殖業者により組織された組合がある。両組合とも長い歴史を有し地場産業の振興に尽力している。なお 1 組合は休眠中である。

エ 漁業生産組合

海面漁業と内水面漁業の各 1 組合があるが、現在休眠中である。

オ 漁業協同組合連合

① 東京都漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区の 17 組合と都信漁連を会員とし、地区漁業協同組合の上部団体としての業務を行っている。

主な業務としては、漁業経営に係る指導、会員監査等の指導事業のほか、会員に燃油や漁業用資材等を供給する購買事業、会員の取り扱う漁獲物の販売を行う販売事業等を行っている。また、東京臨海部に設置している水産物流センターでは、伊豆諸島の活魚や鮮魚の販売を行っている。

② 東京都信用漁業協同組合連合

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区等の 20 組合と都漁連を会員とし、会員及びその組合員等を対象に資金の貸し付けや貯金・定期積立の受け入れなどの業務を行っている。

平成 15 年 2 月に漁協ごとに実施していた信用事業を統合し、安定した漁業金融を維持するために体制を整えた。

低金利が続く厳しい運用環境にあつて、利益を確保することが難しく、漁協同様に厳しい経営を余儀なくされている。

③ 東京都内水面漁業協同組合連合会

東京都知事が認可した連合会であり、内水面漁協（奥多摩、秋川、多摩川、小河内、恩方及び氷川）の 6 組合を会員に組織されている。補助事業である内水面漁場環境保全啓発活動事業、緊急・広域外来魚等対策事業などの事業を行っている。

(2) 種別別組合数・組合員数・会員数

ア 協同組合

(平成29年度)

種別	組合数	組合員数		
		総数	正	准
地区漁業協同組合	24	8,176	5,149	3,027
島しょ漁協	12	3,590	837	2,753
内湾漁協	6	382	213	169
内水面漁協	6	4,204	4,099	105
水産加工業協同組合	4	105	105	0
業種別漁業協同組合	3	50	36	14
漁業生産組合	2	0	0	0
合計	33	8,331	5,290	3,041

イ 漁業協同組合連合会

(平成29年度)

種別	組合数	会員数		
		総数	正	准
東京都漁業協同組合連合会	1	18	17	1
東京都信用漁業協同組合連合会	1	21	18	3
東京都内水面漁業協同組合連合会	1	6	6	0
合計	3	45	41	4

(3) 種類別組合名簿

ア 地区別漁業協同組合
(島しょ組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日	
			正	准	計			
大島支庁管内	伊豆大島	〒100-0212 大島町波浮港1	04992-4-0007	171	871	1,042	95,236	H15.7.1 (合併)
	元 町	〒100-0101 大島町元町2-5-7	04992-2-1157	63	229	292	12,358	S25.3.31
	利 島 村	〒100-0301 利島村13	04992-9-0326	29	40	69	33,049	S26.5.4
	にいじま	〒100-0401 新島村若郷83	04992-5-0781	66	463	529	150,245	H14.7.1 (合併)
	神 津 島	〒100-0601 神津島村36	04992-8-0007	167	189	356	226,212	S24.9.16
	小 計	5		496	1,792	2,288	517,100	
三宅支庁管内	三 宅 島	〒100-1212 三宅村阿古680	04994-5-0011	37	351	388	140,450	S45.12.16 (合併)
	御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村	04994-8-2151	21	59	80	1,293	S25.5.12
	小 計	2		58	410	468	141,743	
八丈支庁管内	八 丈 島	〒100-1511 八丈島三根4206	04996-2-0211	118	541	659	294,065	H13.6.1 (合併)
	東京都 島嶼無線	〒100-1511 八丈島三根4206	04996-2-0211	80	0	80	400	S63.4.1
	青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村5	04996-9-0111	20	0	20	非出資	S54.8.23
	小 計	3		218	541	759	294,465	
小笠原支庁管内	小笠原島	〒100-2101 小笠原村父島字奥村	04998-2-2411	43	4	47	72,766	S43.10.14
	小 笠 原 母 島	〒100-2211 小笠原村母島字元村	04998-3-2311	22	6	28	30,130	S55.4.2
	小 計	2		65	10	75	102,896	
合 計	12		837	2,753	3,590	1,056,204		

(内湾組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
大田	〒144-0043 大田区羽田6-33-6	03-3741 -9719	40	8	48	15,350	S41.4.20
芝	〒140-0011 品川区東大井2-27-5	03-3761 -1908	28	24	52	27,547	S25.1.18
港	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4301	22	5	27	9,323	S26.4.20
佃島	〒104-0051 中央区佃1-7-1	03-3531 -2221	27	21	48	20,060	S27.10.11
中央隅田	〒111-0052 台東区柳橋1-5-11	03-5829 -4780	33	18	51	61,017	S28.6.9
東京東部	〒134-0013 江戸川区江戸川4-16-36	03-5661 -0126	63	93	156	22,890	S24.12.19
合計	6		213	169	382	156,187	

(内水面組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
奥多摩	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78 -8393	1,008	0	1,008	非出資	S25.3.10
秋川	〒190-0171 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	2,121	7	2,128	非出資	S28.9.1
多摩川	〒183-0055 府中市府中町2-25	042-361 -3542	408	0	408	非出資	S26.8.18
小河内	〒198-0225 奥多摩町川野529	0428-86 -2623	130	0	130	3,900	S57.11.12
恩方	〒192-0156 八王子市上恩方町1353	042-651 -0869	104	0	104	1,674	S62.8.14
氷川	〒198-0212 奥多摩町氷川1793	0428-83 -8588	328	98	426	7,160	H7.12.28
合計	6		4,099	105	4,204	12,734	

イ 水産加工業協同組合

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
新 島	〒100-0402 新島村本村くさやの里	04992- 5-0644	16	0	16	20,079	S24.8.4
八 丈 島	〒100-1511 八丈町三根4205	04996- 2-2256	24	0	24	12,852	S47.9.2
東 京 都 蒲 鉾	〒104-0045 中央区築地6-20-6	03-3541 -9203	49	0	49	1,025	S41.11.7
東 京 都 惣 菜	〒104-0045 中央区築地5-2-1	03-3541 -3110	16	0	16	2,200	S51.9.13
小計	4		105	0	105	36,156	

ウ 業種別漁業協同組合

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都淡水魚養殖	〒134-0091 江戸川区船堀7-19-5	03-3687 -2448	18	14	32	7,865	S24.6.28
東京都鮎鱒養殖	〒192-0156 八王子市上恩方町4539	042-651 -3068	18	0	18	非出資	S38.5.30
東 京 都 鯖 釣							(休眠)
小計	3		36	14	50	7,865	

エ 漁業生産組合

組合名	所在地	電話番号	組合員数	出資金額	設立年月日
熊 栄 丸					(休眠)
東京都淡水魚					(休眠)
小計	2		0	0	

エ 漁業協同組合連合会

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都漁業 協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4161	17	1	18	150,000	S25.1.25
東京都信用漁業 協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -3031	18	3	21	142,800	S28.3.17
東京都内水面漁業 協同組合連合会	〒190-0071 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	6	0	6	非出資	S28.11.13
小計	3		41	4	45	292,800	

2 漁業金融

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を参考にした「東京都漁業近代化資金利子補給規則」（昭和 42 年規則第 118 号）に基づく。

この資金の目的は、漁業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することである。その制度は、漁業者等に対する融資機関である東京都信用漁業協同組合連合会等に、都が利子の一部を補助（利子補給）するものである。

① 資金の種類

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 漁船資金 | 14 漁業経営資金 |
| 2 施設資金 | 15 組合経営改善資金 |
| 3 漁業用機具資金 | 16 てんぐさ漁業資金 |
| 4 漁具資金 | 17 信用事業強化対策資金 |
| 5 養殖資金 | 18 漁業特別対策資金 |
| 6 環境整備資金 | |
| 7 漁場改良造成施設等資金 | |
| 8 海浜等環境活用施設資金 | |
| 9 漁村給排水施設資金 | |
| 10 特定漁家住宅資金 | |
| 11 初度的経営資金 | |
| 12 密漁監視施設資金 | |
| 13 水産業労働力確保施設資金 | |

② 漁業近代化資金貸付状況 (29. 4. 1～30. 3. 31)

単位：千円

概要			承認月内訳					
資金種類	件	金額	4月	5月	7月	9月	11月	3月
漁船	9	99,940	35,600	6,000	25,000	4,000	20,500	8,840
その他	1	1,350					1,350	
合計	9	101,290	35,600	6,000	25,000	4,000	21,850	8,840

③ 漁業近代化資金利子補給実績 (29. 1. 1～29. 12. 31)

単位：円

資金種類	金額
漁船資金	5,422,877
施設資金	148,823
漁具資金	1,694
養殖資金	0
海浜等環境活用資金	147,446
水産業労働力確保施設資金	0
漁業経営資金	0
組合経営改善資金	268,628
てんぐさ漁業資金	0
信用事業強化対策資金	0
漁業特別対策資金	0
計	5,989,468

④ 漁業近代化資金利子補給承認実績

単位：千円

年度	25	26	27	28	29
漁船関係	10件	9件	3件	9件	9件
	99,920	47,120	22,880	84,570	99,940
その他	1件	2件	1件	0件	1件
	690	38,000	3,000	0	1,350
計	11件	11件	4件	9件	10件
	100,610	85,120	25,880	84,570	101,290

(2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）が制定されたのに伴い、都でも東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 145 号）を制定した。沿岸漁業従事者に対し、経営若しくは操業状態又は生活の改善を目的に、近代化な漁業技術、漁ろう安全確保施設又は合理的な生活方式導入を自主的に促進させると同時に、漁業後継者が近代的経営方法を習得することを助長するために、資金の貸付けを行っている。

貸付利率 無利子

償還期間	1 経営等改善資金	2～10年
	2 青年漁業者等養成確保資金	5～10年

① 資金の種類

経営等改善資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 特認資金

青年漁業者等養成確保資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

② 沿岸漁業改善資金貸付状況

単位：千円

年度	融資枠	資金種類		件数	金額
23	47,000	経営等改善資金	特認資金	1	788
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	2	36,500
		計		3	37,288
24	47,000	経営等改善資金	燃料油消費節減	1	7,420
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	8,000
		計		2	15,420
25	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	19,600
		計		1	19,600
26	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
27	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
28	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	18,000
		計		1	18,000
29	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	3,400
		計		1	3,400

(3) 東京都漁業信用基金協会

ア 概要

本協会は、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和 50 年 10 月 1 日設立された。金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の債務を協会が保証することにより、中小漁業者等が必要とする資金の円滑な融資を実現している。また、漁業金融面における漁業者の要望に対応するため、安全かつ有利な基金の運用を通じて信用力の補完を充実し、中小漁業金融の円滑化への役割を果たしている。

全国的な漁業生産量の低下、漁業者の高齢化に伴う就業者数の減少等から保証残高の減少等の影響が出ている中、国や漁業信用基金中央会は、全国 42 協会に対し、経営基盤の強化を行い信用保証業務が安定的に行えるよう、段階的な広域合併の取り組みを開始しており、第 1 次合併として、平成 29 年 4 月に全国 19 の協会が合併し「全国漁業信用基金協会」が設立される予定である。

本協会は、第 1 次合併への参加は見送ったものの、平成 31 年 4 月を目途とした第 2 次合併に向けた協議を開始していくことを平成 28 年 6 月開催の理事会で決定した。この第 2 次合併に向けた協議には 17 の協会が参加している。

イ 出資金

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

出 資 別	出資額 (千円)			出資比率 (%)		
	近代化	一般	計	近代化	一般	計
民 間	62,450	16,250	78,700	17.4	4.5	21.9
地方公共団体	218,800	61,050	279,850	61.0	17.0	78.1
合 計	281,250	77,300	358,550	78.4	21.6	100.0
民間内訳：漁協 17、都漁連、都信漁連、加工組合 2、漁業者 3、協同会社 1 地方公共団体内訳：東京都、市町村 8						

ウ 保証内容

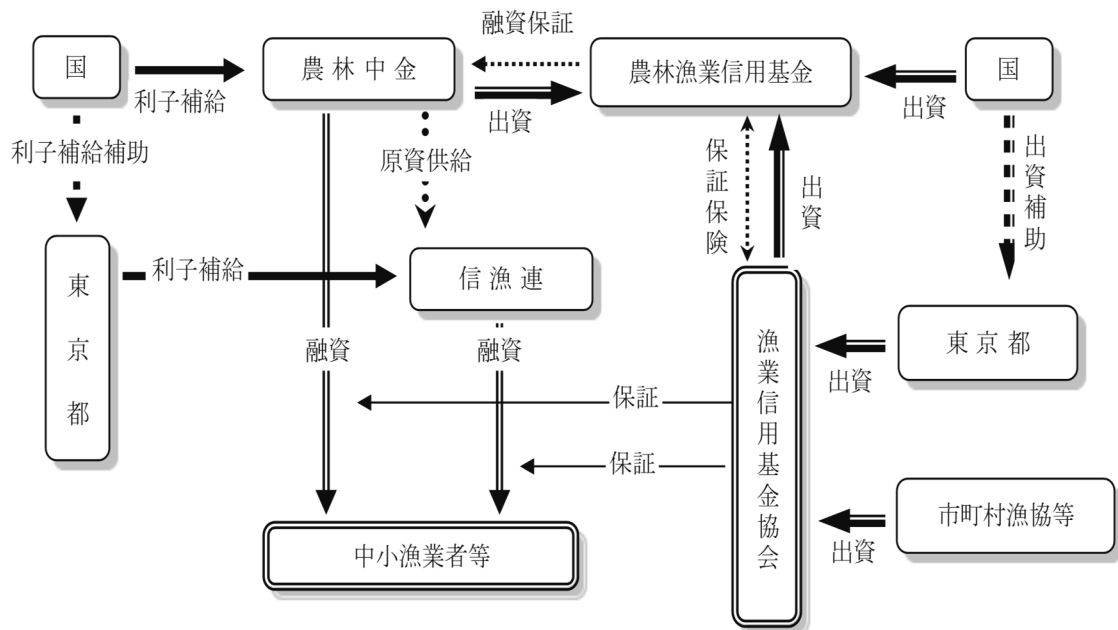
区 分	近代化資金	一般資金
対 象	(公) の近代化資金の個人	事業資金 (信漁連)
保 証 倍 率	出資金の 40 倍	出資金の 15 倍
保 証 料	0.53%	0.85%
保 証 期 間	貸付期間	貸付期間

エ 保証実績

(単位:千円)

区 分			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
近代化資金	保証実績	件数	53	53	53	45	47	
		金額	272,080	316,310	338,970	282,290	315,590	
	付保状況	件数	46	44	43	35	39	
		金額	266,910	307,580	328,120	272,730	308,600	
一般資金	保証実績	件数	5	3	2	3	3	
		金額	113,250	82,000	57,750	41,500	21,250	
	付保状況	件数	5	3	2	3	3	
		金額	113,250	82,000	57,750	41,500	21,250	
保証実績合計			58	56	55	48	50	
			金額	385,330	398,310	396,720	323,790	336,840

オ 制度の仕組み



3 ぎょしょく普及事業

東京産の水産物は、生産の主体が島しょ地域であり、生産の場と消費者の場が乖離していることなどから、都民に正しい情報が伝わりづらい環境にある。

このため、東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大を図るため、平成21年度から東京の水産物・水産業を介した食育活動を、教育現場をはじめ、様々な機会を活用し積極的に展開している。

○ 事業実績表

年度	事業内容	開催回数(回)	参加者数(人)
24	①東京の魚の食べ方プロデュース	80	707
	都民を対象とした料理教室	80	707
	②浜のかあさんと語ろう会	10	628
	③職員による出前講座	18	1,426
	合計	108	2,761
25	①浜のかあさんと語ろう会	10	633
	②職員による出前講座	13	955
	合計	23	1,588
26	①副教材の作成 (小学校4年生の社会科授業副教材「島のくらし」)	—	—
	②職員による出前講座	18	1867
27	HP「東京都「ぎょしょく」のへや」開設 (URL http://sakana.metro.tokyo.jp/) オンライン教材の公開、印刷教材のPDFファイルダウンロードの開始		

・「浜のかあさんと語ろう会」は、平成26年度より「水産物加工・流通促進対策事業」に移行。

○ 副教材『小学4年生社会科「島のくらし」』と印刷教材3種(HP「東京都「ぎょしょく」のへや」に掲載)



○ 参考

東京産水産物の東京都学校給食会への出荷数量 (ムロアジ・トビウオ) (単位: kg)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
17,825	20,674	21,814	24,743	20,990	23,590	20,659

4 水産物加工・流通促進対策事業

東京の島しょ海域では、中級魚の漁獲量が減少している反面、資源量は豊富であるが市場が小さく大量に獲れた場合に安価になるものや、サイズが小さく規格外で売れないものなどがある。

一方、水産資源は加工することで、高付加価値、安定供給が可能になるとともに、多様な魚種の利用が中級魚への漁獲圧力を低減させる効果がある。

このため、平成25年度から水産資源を活用した加工品の開発とその販路開拓を支援し、水産資源の持続的な利用と都民への水産物の安定供給を図るため、水産物加工・流通促進対策事業を展開している。

また、平成29年度から島外販売に向けた商品の企画開発、販路拡大、量産体制の整備を行い、水産加工団体の経営力強化を図ることを目的とした、水産加工経営強化促進事業を介開始した。

○ 事業実績

水産物加工・流通促進対策事業

(1) 総合対策（専門家による指導）

- ・水産加工団体が抱える技術や組織の課題等を解決するため、専門家を派遣した。

実施主体 神津島漁協、八丈島水産加工業協同組合

(2) 消費・流通対策（学校給食への対応）

- ・浜のかあさんと語ろう会

漁村の女性を講師として都内14校への小中学校に派遣。魚のさばき方などの講習を実施。

(646名参加)

- ・栄養士等を対象とした生産現場研修会

栄養士等の給食職員と生産者団体の連携の機会を提供し、給食用の新品目の開拓や利用拡大を図った。

水産加工経営強化促進事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
29	島外への販路拡大 量産体制の確立	伊豆大島漁協	3,309
	競争力のある商品の開発 島外への販路拡大 量産体制の確立	新島水産加工業協同組合	1,500
	競争力のある商品の開発	八丈島漁協女性部	1,767

5 離島漁業再生支援事業

集落協定に基づき、漁業集落が実施する漁場の生産力の向上や、観光業など島のお他産業と連携した取組を支援することにより、島しょの主要産業である漁業を活性化させて、地域の底上げを図るとともに水産業・漁村の多面的機能の維持増進に資する。

○ 取組概要

平成30年3月31日現在

		大島町	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	小笠原村
集落協定数		2	1	1	1	1	2
協定参加世帯数		111	36	98	33	24	64
向上に関する取組 漁場の生産力の	種苗放流					●	
	漁場の管理・改善	●		●		●	
	産卵場・育成場の整備			●	●		
	漁場監視	●	●		●	●	●
	その他						
創意工夫を生かした取組	新たな漁具・漁法の導入						●
	新規漁業への着業			●			
	低・未利用資源の活用	●	●	●	●	●	
	品質の均一化に向けた取組					●	
	高付加価値化	●			●	●	
	流通体制改善					●	●
	簡易加工					●	
	伝統漁法の取組			●			
	販路拡大						●
	その他	●		●			
新規就業者に関する取組				●		●	
漁船の貸与				●		●	
事業費（単位：千円）		15,401	4,896	12,682	7,281	3,264	10,450

事業費負担区分：国2/4、東京都1/4、町村1/4

6 水産物認証取得支援事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における食材等の調達コード（方針）が平成 29 年 3 月に公表された。水産物については、環境負荷が少なく適切な資源管理下の漁業による漁獲物であることが基準の一つとして定められ、MEL※₁やMSC※₂などの「水産認証」を取得していることが要件となった。

東京都は、同大会での都内産水産物の提供に向け、平成 28 年度から都内認証取得対象者への認証取得に要する費用を支援している。

※1 MEL (Marine Eco-Label Japan) : 日本発の水産エコラベル

※2 MSC (Marine Stewardship Council) : イギリス発の水産エコラベル

○ 支援対象となる事業のしくみ

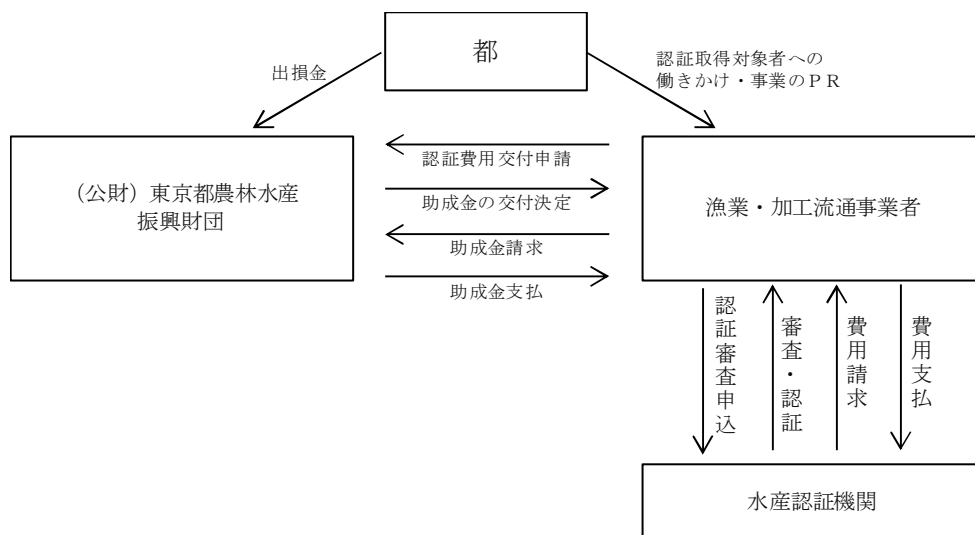
(1) 生産段階認証

環境負荷が少なく適切な資源管理下で行われているとされた漁業とその魚種に与えられる認証。

(2) 流通加工段階認証（C o C 認証）

生産段階認証を取得した魚種を取扱うサプライヤー（卸会社など）において、当該魚種の受け入れから出荷まで他産地産と混ざらない等のトレサビリティが確保されていることを認証する。

○ 事業のしくみ



○ 事業実績

実施内容	平成 28 年度	平成 29 年度
生産段階認証	取得実績無し	・伊豆諸島とびうお流し刺し網漁業 ・小笠原諸島縦縄漁業 ・伊豆諸島棒受網漁業
流通加工段階認証	取得実績無し	取得実績無し

V 漁業補償対策

1 漁業共済

(1) 漁業災害補償制度

ア 制度の発足と改正

漁業災害補償制度は、昭和 39 年に施行された漁業災害補償法に基づき、経営基盤が脆弱な中小漁業者を対象として、沿岸・近海漁業の気象や海況の変化等によって生じる不慮の事故による損失の補償について、国が不漁対策の一環として施策に位置づけたことに始まった。その後、昭和 63 年の漁協一括加入方式の導入など数度の改正を経て、収支均衡のとれる漁業共済制度へと改善が図られてきた。

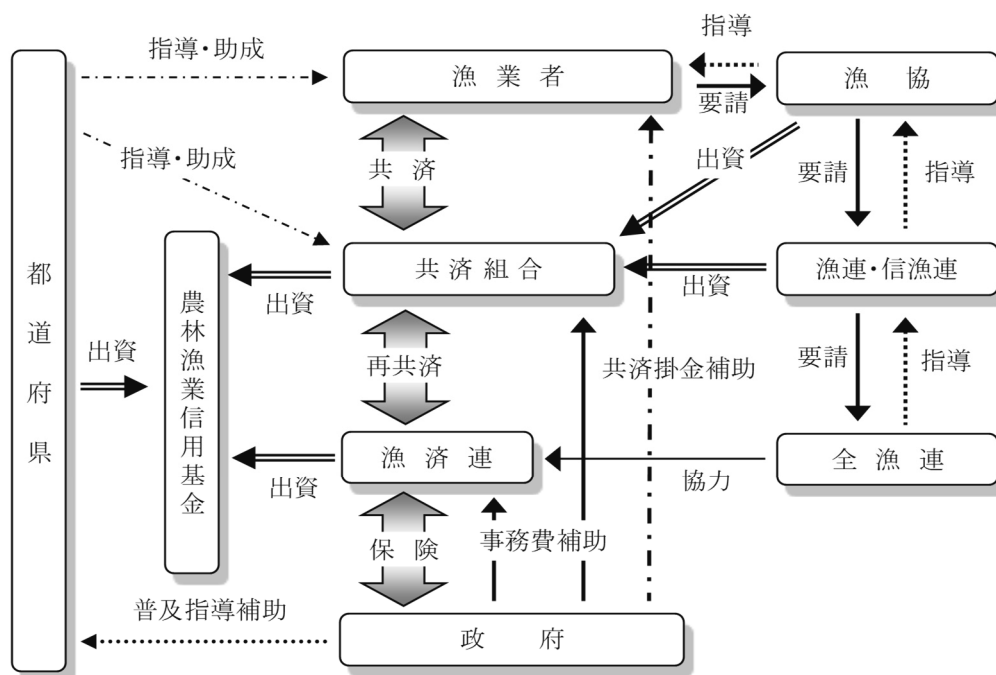
新海洋秩序下における漁業は漁獲競争の時代から協調による資源管理の時代へと移行しているが、人知を超えた資源の変動や魚価安等により漁業経営は圧迫されており、漁業共済の果たすべき役割は増大している。

このような状況下において、加入要件の緩和、共済対象の拡大等により加入促進を図るとともに、平成 23 年度からの漁業収入安定対策事業など、本制度は適宜改正され、漁業経営の安定に貢献している。

イ 制度の目的

中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。

ウ 制度の仕組み



エ 漁業共済の種類

漁業共済	漁獲共済	不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	1号漁業	採貝・採藻業(わかめ、こんぶ、てんぐさ、あわび)
			2号漁業	漁船漁業及び定置漁業
	養殖共済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償 (物損保険方式)	貝類	かき養殖業 1・2年貝真珠養殖業
			魚類	1～3年魚はまち養殖業
				1～3年魚たい養殖業
				どけ・ます養殖業
				2・3年魚ふぐ養殖業
				1～3年魚かんばち養殖業
				ひらめ養殖業
				1～3年魚すずき養殖業
				2・3年魚ひらまさ養殖業
				まあじ養殖業
				1～3年魚しまあじ養殖業
				2～5年魚まはた養殖業
				すぎ養殖業
				まさば養殖業
			2～5年魚くろまぐる養殖業	
			2～4年魚めばる養殖業	
			かわはぎ養殖業	
特定養殖共済	特定の養殖業について、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	藻類	のり等養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	
		貝類等	真珠母貝養殖業 ほたて貝等養殖業 特定かき養殖業 くるまえび養殖業 うに養殖業 ほや養殖業	
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の損壊等による損害を補償 (物損保険方式)	養殖施設	浮流し式養殖施設 はえ縄式養殖施設 くい打ち式養殖施設 いかだ 網いけす	
		漁具	定置網 まき網	

(2) 漁業共済の現況

ア 加入区の設定

加入区は、漁業災害補償法に基づき、知事が漁業権、漁業種類等を基準として一定の水域、区域及び区分を定めるものであり、現在、都島しょ地区においては、漁協単位に次表の加入区数が設定されている。

	第 1 号 漁 業 (てんぐさ採藻業)	第 2 号 漁 業 (漁船・定置漁業)
大 島 支 庁 管 内	5	5
三 宅 支 庁 管 内	1	1
八 丈 支 庁 管 内	1	1
小 笠 原 支 庁 管 内	-	2

イ 共済事業

(ア) 全国合同漁業共済組合

設 立 平成 18 年 10 月

出資金 809,560,000 円

組合員 組合及び連合会(秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、大分県、沖縄県)

東京都事務所

住 所 〒108-0075 港区港南 4-7-8 Tel 03(3458)9811

組合員 組合(伊豆大島、元町、利島村、にいじま、神津島、三宅島、八丈島、小笠原島、小笠原母島)

連合会(都漁連、都信漁連)

(イ) 事業の状況

全国合同漁業共済組合は、漁業共済組合の区域の広域化により、経営基盤の強化、運営コストの削減、漁業者サービスの向上を図ること目的として、平成 18 年 10 月に 7 府県の漁業共済組合が合併し設立された。

東京都漁業共済組合は、平成 21 年 10 月 1 日に全国合同漁業共済組合と合併し、東京都事務所として、都島しょ地区における漁獲共済及び漁業施設共済に係る事業を実施している。

都島しょ地区においては、資源の減少や不漁・魚価安などにより漁獲金額が減少する傾向にあり、漁業共済制度の重要性は増大している。

平成 29 年度の漁獲共済の引受実績は、契約件数が 79 件、共済金額は第 1 号漁業(てんぐさ採草業)9,337 千円、第 2 号漁業(漁船漁業・定置漁業)457,768 千円、合計 467,105 千円で、前年度の 434,182 千円と比べ 8% 減であった。また、支払実績は、支払件数が 25 件、支払共済金は 10,165 千円で、前年度の 7,565 千円と比べ 34% 増であった。

一方、平成 29 年度の漁業施設共済の引受実績は、契約件数が 4 件、共済金額は 58,816 千円で、前年度の 60,410 千円と比べ 6% 減であった。支払実績は支払件数が 1 件、支払い共済金は 29,391 千円であった。

○ 漁業共済の引受・支払実績

・漁獲共済

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増△減	
契約件数(件)	79	82	△ 3	
共済限度額	1,482,167	1,402,371	79,796	
共済金額	467,105	434,182	32,923	
掛金	純掛金	22,880	21,801	1,079
	付加掛金	4,165	3,880	285
	総掛金	27,045	25,681	1,364
国庫補助金	19,966	18,950	1,016	
契約者負担額	7,079	6,731	348	
支払件数(件)	25	24	1	
支払共済金	10,165	7,565	2,600	

・漁業施設共済

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増△減	
契約件数(件)	4	4	0	
共済価額	177,168	185,325	△ 8,157	
共済金額	56,816	60,410	△ 3,594	
掛金	純掛金	4,769	5,029	△ 260
	付加掛金	650	691	△ 41
	総掛金	5,419	5,720	△ 301
国庫補助金	2,262	2,385	△ 123	
契約者負担額	3,157	3,334	△ 177	
支払件数(件)	1	0	1	
支払共済金	29,391	0	29,391	

2 漁船保険

(1) 漁船保険制度

ア 制度の目的

漁船損害等補償法に基づき、漁船が不慮の事故による損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担などを、保険の仕組みを通じて漁業者が相互にてん補し合い、漁船の復旧や更新を容易にすることにより、漁業経営の安定を図ることを目的とする。

イ 漁船保険の種類

漁船保険	普通	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。
		満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
	特殊	特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
船	船主	責任保険	漁船の運行に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。
		基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担又は自己の賠償責任に基づく賠償
		人命損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払い
		乗客損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担
漁船乗組	船主	保険	漁船の運行に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合(戦乱等によるものを除く。)に一定の金額を支払う。
漁船積荷	保険		漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。

任意保険	プレジャーボート	責任保険	スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運行に伴い、プレジャーボートの所有者が負担する次の損害をてん補する。 ・漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害 ・漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害
	転載積荷	保険	漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。

(2) 漁船保険の現況

ア 日本漁船保険組合 東京都支所

住所 〒108-0075 港区港南4-7-8 TEL 03(3458)1433

組合員 660名 (平成30年3月31日現在)

イ 事業の状況

日本漁船保険組合は、平成29年4月1日に施行された改正法に基づき、各県の漁船保険団体の新設合併により全国統一組織として設立された。普通損害保険を中心に業務を行っている。

近年は自動操舵の普及により衝突事故が多発していることに伴い、漁船船主責任保険等の保険についても普及・加入促進を図る必要性が増大している。

また、平成11年の法改正により新たな保険需要に対応するため任意保険が創設され、特にプレジャーボート責任保険の加入促進を図っている。

(ア) 漁船保険

① 普通保険

(a) 普通損害保険

平成29年度の引受実績は、加入隻数742隻、総トン数8,103トン、保険金額6,186,830千円、保険料102,392千円であった。このうち、義務加入は631隻、3,461トンであった。

保険金支払実績は、事故件数70隻、支払保険金33,648千円であった。

(b) 満期保険

本年度引受実績はなかった。

(イ) 漁船船主責任保険

① 基本損害：加入隻数735隻、保険金額188,630,000千円、保険料19,306千円
事故件数1件、支払保険金1,712千円

② 人命損害：加入隻数48隻、保険金額401,000千円、保険料557千円
本年度支払実績はなかった。

② 乗客損害：加入隻数211隻、保険金額117,220,000千円、保険料6,467千円
事故件数1件、支払保険金2,000千円

(ウ) 漁船乗組船主保険

加入隻数51隻、保険金額153,500千円、保険料206千円

本年度支払実績はなかった。

(エ) 漁船積荷保険

本年度引受実績はなかった。

(オ) 任意保険

① プレジャーボート責任保険

加入隻数183隻、保険金額73,220,000千円、保険料3,364千円

事故件数1件、支払保険金919千円

② 転載積荷保険

本年度引受実績はなかった。

○ 普通損害保険の引受・支払実績

・ 保険引受実績

(金額：千円)

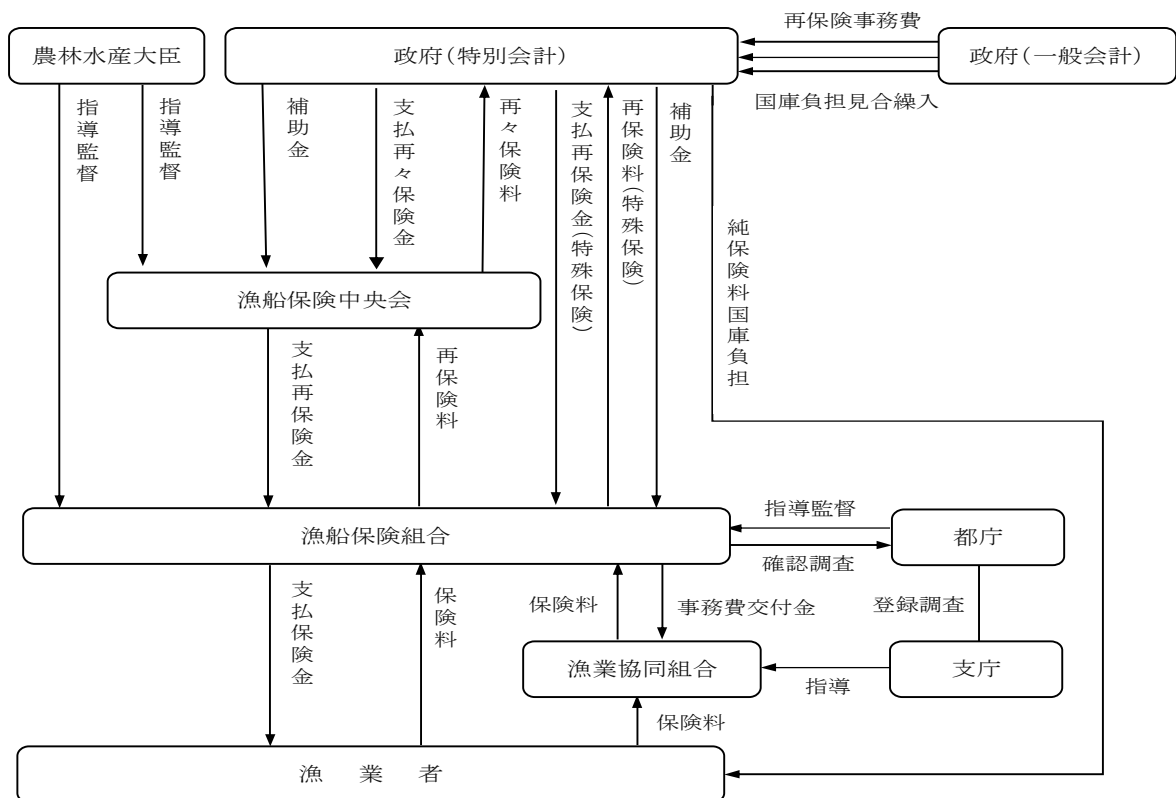
区 分	在籍漁船数	加入隻数	トン数	保険価額	保険金額	保険料
平成 29 年度	979	742	8,103	11,217,920	6,186,830	102,392
平成 28 年度	1,036	761	8,141	11,380,650	6,316,105	106,236
増△減	△57	△19	△38	△162,730	△129,275	△3,844

・ 保険金支払実績

(金額：千円)

種 別	平成 29 年度		平成 28 年度		増△減	
	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額
全 損	2	3,100	1	370	2	2,730
分 損	66	30,378	70	43,226	△4	△12,848
救助費	2	170	3	297	△1	△127
合 計	70	33,648	74	43,893	△4	△10,245

○ 制度の仕組み



3 漁業公害

(1) 漁業公害の現状

昭和 30 年代後半からの急激な産業の発展と社会生活の変化は、漁業環境を著しく悪化させた。すなわち、埋め立て等による水面の喪失をはじめとして、油の流出、産業廃棄物や生活廃棄物の投棄、汚排水の流入等により、漁場汚染は深刻化し、大都市近郊のみならず、全国の沿岸や内水面水域まで波及した。

都の所管する水面のうち、内湾は漁場の埋め立てや水質汚濁により、漁場の喪失や資源量の減少、有害物質による汚染が深刻化していたが、近年、公害規制の強化により漁場環境は回復の兆しもみえてきている。しかし、各種排水の流入による富栄養化現象は持続しており、慢性的な赤潮も依然として続いている。また、河川流域の都市化に伴う雑排水等の流入により、水質環境が悪化していた内水面についても、近年、下水道等都市施設の整備により水質も改善されてきているが、都内中小河川の中には水産生物の生息限界以上に汚染されているところもある。

島しょ海域は、廃油ボールやゴミ等の漂流、漂着による漁場被害が多発し、磯根資源はもちろん、この海域に浮遊しているプランクトン類、有用水産生物の卵稚仔等への影響が懸念されていたが、近年、廃油等による被害も減少傾向にある。

(2) 漁業公害対策の経緯

PCB、水銀の食品汚染が社会問題化したため、昭和 47 年度から PCB 汚染調査を、昭和 48 年度から水銀汚染調査を一部国の委託調査として実施。

・ PCB の自主規制について

昭和 47 年度の調査結果から、内湾のスズキ、コノシロ、ボラから暫定的規制値を超える PCB が検出されたため、都は漁業者に対し、漁獲の自主規制を要請した。

スズキは昭和 51 年 7 月、ボラは昭和 60 年 2 月、コノシロは昭和 62 年 8 月にそれぞれ漁獲の自主規制を解除した。

・ 水銀の自主規制について

昭和 48 年、都は市場関係者に対し、入荷の自主規制を要請した。その後の調査により、60cm 以下のスズキについては、汚染の恐れがないとして、昭和 50 年 9 月に入荷の自主規制を解除した。

・ 有害物環境調査について

現在、東京湾産の魚介類については、60cm 以上のスズキに対する入荷の自主規制措置が残っているが、基準値を超える検体が検出されてこなかったため、有害物環境調査は平成 9 年度をもって終了した。

なお、東京都内市場に流通する魚介類の汚染状況（水銀、PCB、TBTO）及び東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）については、引き続き福祉保健局で調査を実施している。

・ 漁業公害調査指導について

昭和 49 年度から国の指導のもとに、漁業関係者による調査及び監視体制の整備が全国的規模で始まった。都では、漁業上重要な水域である伊豆諸島及び多摩川上流水域を対象として、昭和 50 年 10 月から漁業公害調査指導を開始した。

・ 漁場油濁被害救済制度の設立について

原因者不明の油濁被害に対する救済制度を担うため、昭和 50 年 3 月に財団法人漁場油濁被害救済

基金を国が設立（平成23年10月に社団法人海と渚環境美化推進機構と合併、平成25年4月に公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となる）。都も費用拠出している。

（3）漁場油濁被害対策（漁場油濁被害共済基金助成）

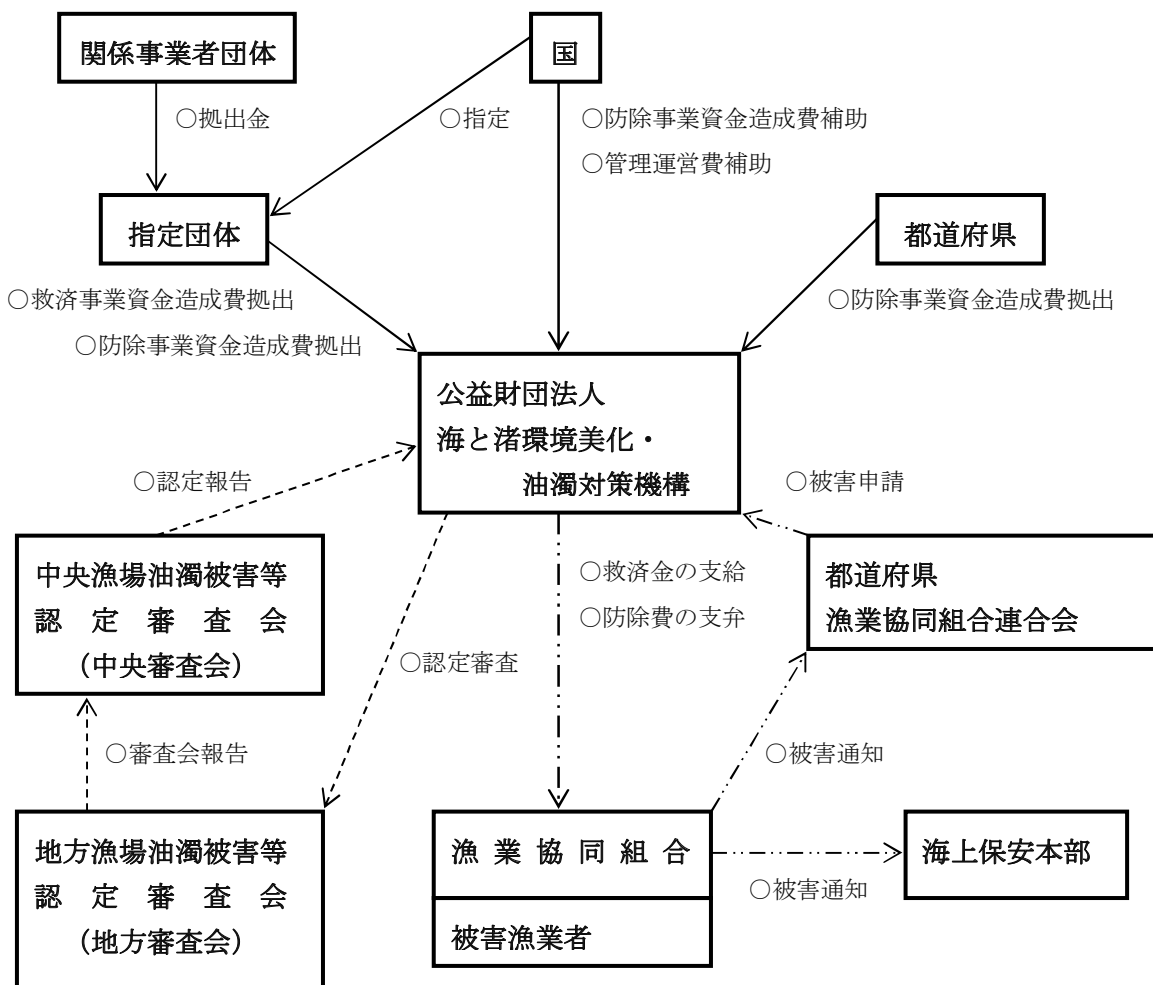
ア 目的

船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

イ 内容

上記目的を達するため、事業主体として、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が設立された。基金は原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給、防除費・清掃費の助成、漁場油濁の防止に関する調査及び知識の啓発普及等を行い、事業に要する費用は国の補助金、関係都道府県からの拠出金、産業界からの協力をもって充てる。

原因者不明漁場油濁被害対策の仕組み



(4) 漁業公害調査指導

ア 目的

都における漁場環境の監視、漁業公害に関する情報及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、沿岸及び内水面漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

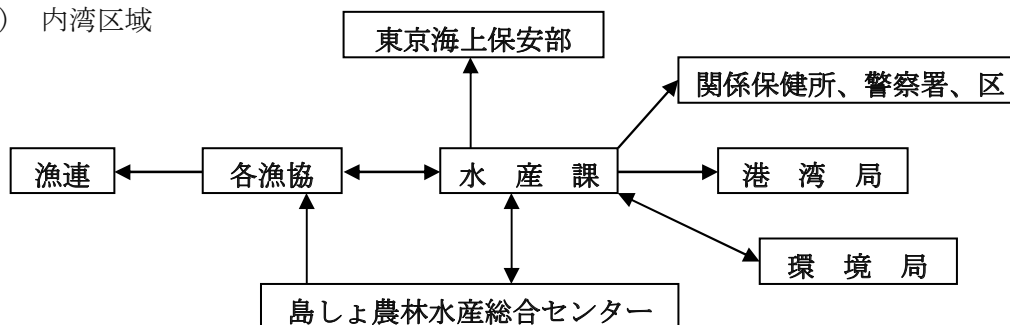
イ 内容

都が沿岸及び内水面において、漁業協同組合等の協力を得て、漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行うとともに、漁業者に対し被害発生時において緊急に措置すべき事項に関し指導する事業であり、昭和50年10月から事業を開始した。

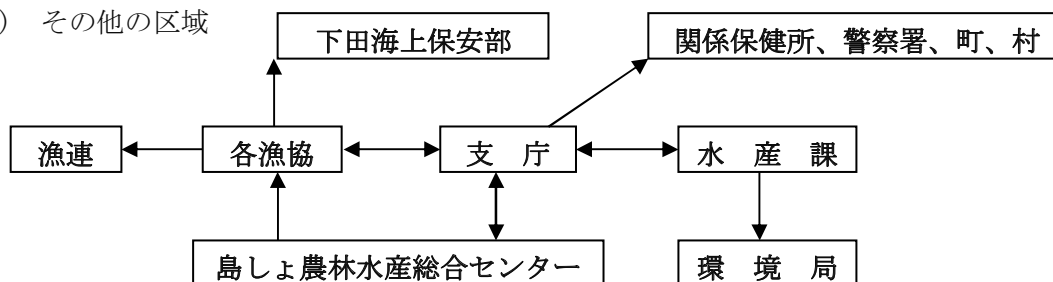
通報連絡体制

1 沿岸

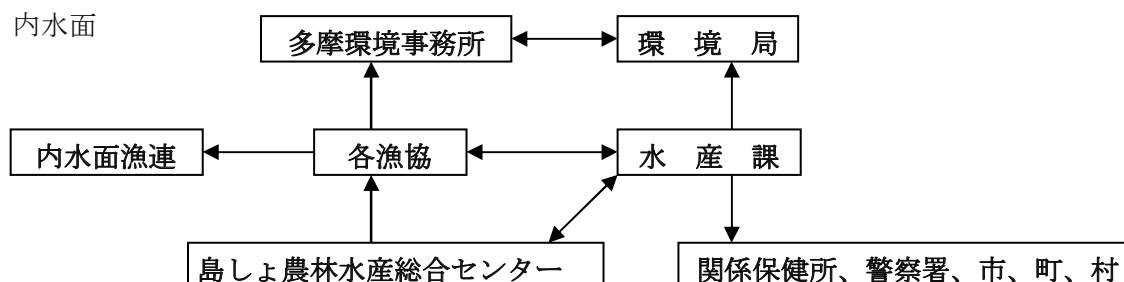
(1) 内湾区域



(2) その他の区域



2 内水面



4 東京産水産物の放射性物質検査

(1) 経緯

平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所での事故により、東日本の各地で放射性物質が検出され、農畜水産物は風評被害など大きな影響を受けている。

このため都は、事故直後から東京産水産物の放射性物質の検査に着手し、水産物の安全性と消費者の安心の確保に努めている。

(2) 検査結果

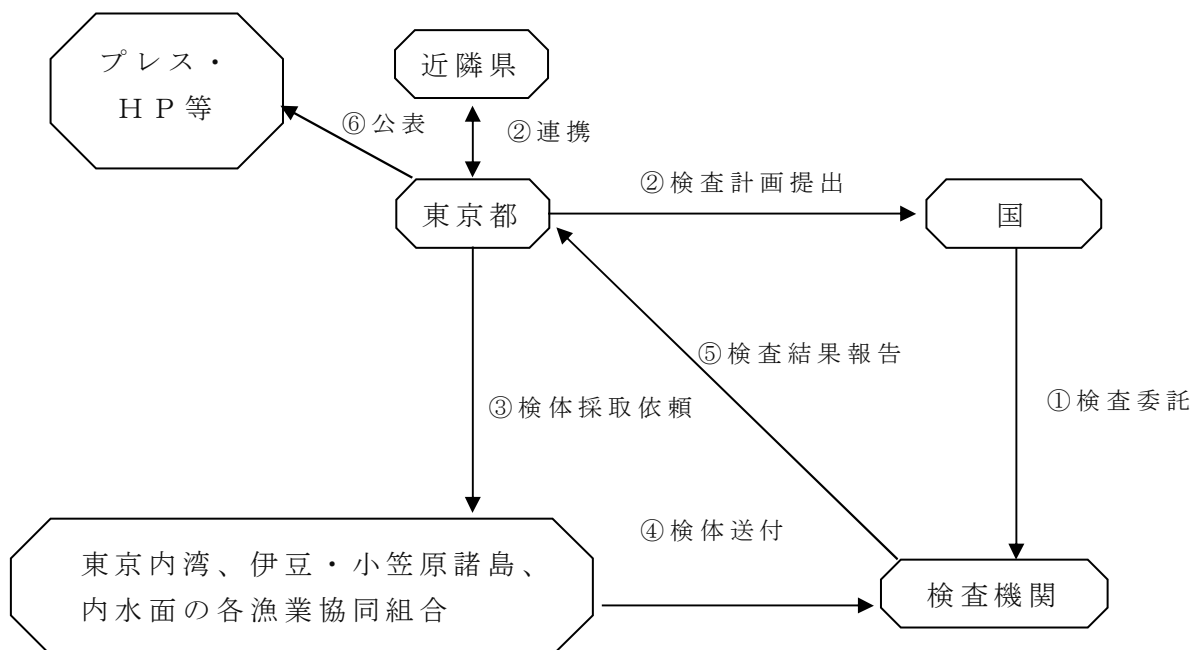
平成29年度に行った東京産水産物の検査では、45検体の全てが規制値未満であった。

※ 水産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム-134 と 137 の合計で 100Bq/kg

検体数内訳

海産対象種	9種	ハマビウオ	ムロアジ	キンメダイ	タカベ
	15検体	1	1	2	1
内水面对象種	4種	ケンサキイカ	スズキ	アサリ	ゴマサバ
	30検体	1	4	4	1
内水面对象種	4種	ヤマメ	アユ	ウナギ	ヤマトシジミ
	30検体	5	2	3	20

(3) 東京産水産物の放射性物質検査体制



5 演習補償

制限水域名	内容		面積	対象漁協	備考
野島崎南方 及び大島東方	米軍チャーリー水域		3,712.62km ²	神津島	対象期間 周年
新島南方	自衛隊ミサイル		172km ²	大島（2漁協）・利 島・新島・神津島・ 三宅島・御蔵島	禁止期間 H29.10.16～11.4
硫黄島周辺	米軍制限水域		74.01km ²	小笠原（2組合）	対象期間 周年
	自衛隊 演習水域	掃海訓練	13.31km ²	小笠原（2組合）	禁止期間 H29.6.16～6.25
		エアアクション 艇訓練	2.18km ²		H29.6.1～6.4、 9.10～9.13、 12.10～12.13、 H30.2.3～2.6
3地域				9漁協	

VI 行政委員会

1 海区漁業調整委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠（漁業法第84条）

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣の定める海区ごとに設置されている。東京都では1海区が指定されている。

② 委員会の構成（漁業法第85条）

委員会は、15名の委員をもって組織し、漁業者の直接選挙によって選ばれた漁民代表委員9人と知事によって選任された学識経験委員4人及び公益代表委員2人で構成されている。

③ 委員会の目的

漁業生産力の発展と漁業の民主化という漁業法の目的を達成するために、海区の漁業調整を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

委員会は、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な権限を有している。

その主な機能を大別すると、①知事諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

注： 漁業法の改正に伴い、平成16年8月5日に東京都内湾海区、東京都島部海区、小笠原海区の3海区漁業調整委員会が統合され、東京海区漁業調整委員会として発足した。

(2) 委員会開催実績 (平成29年度)

① 東京海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
委員会 (第100回)	29.5.10	○小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○小笠原海域におけるかつお・まぐろ釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○小笠原海域における造礁さんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○伊豆諸島海域における中型まき網漁業の許可の有効期間について(知事諮問) ○小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について
委員会 (第101回)	29.6.8	○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について(知事諮問) ○小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について ○太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について
委員会 (第102回)	29.7.6	○平成29年における底立てはえ縄漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について
委員会 (第103回)	29.9.11	○伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について ○全国海区漁業調整委員会連合会の要望提案事項について
委員会 (第104回)	29.11.9	○伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について ○伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について
委員会 (第105回)	29.12.7	○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画の変更について(知事諮問) ○東京海区における遊漁によるひき縄釣りの委員会指示について ○島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について ○伊豆諸島海域におけるいか釣り漁業の委員会指示について
委員会 (第106回)	30.1.17	○八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について ○伊豆諸島におけるはご釣り漁業の委員会指示について
委員会 (第107回)	30.2.14	○東京都資源管理指針の一部改正について(知事諮問) ○東京都海面におけるさんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○小笠原海域における底魚一本釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について(知事諮問) ○大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可の有効期間について(知事諮問) ○東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について
地区協議会 (大島地区)	29.11.16	○平成30年漁期はまとびうお数量目標について ○各地区の懸案事項について

② 海面利用小委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
小委員会 (第1回)	29.6.8	○小笠原海域の遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕制限に係る委員会指示の発動について
小委員会 (第2回)	29.11.9	○東京海区におけるいきえさを使用した釣り漁法の制限に係る委員会指示の発動について ○東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの制限に係る委員会指示の発動について

③ 連合海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
千葉・東京 連合海区	29.9.11	○千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の調整方式について ○東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受網漁業の調整方式について
一都三県 連合海区	29.9.12	○平成30年漁期における火光利用さば漁業の調整について ○平成30年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について

(3) 東京海区漁業調整委員会委員名簿

平成30.11現在

委員区分	氏名	経歴及び役職等
公選	○ 田中國治	八丈島漁業協同組合長
	菊池勝貴	小笠原島漁業協同組合長
	浜川祝男	神津島漁業協同組合長
	平賀秀明	小笠原母島漁業協同組合長
	小島一則	元東京東部漁業協同組合長
	橋本竹男	元町漁業協同組合代表監事
	関 恒美	三宅島漁業協同組合長
	大沼清志	にいじま漁業協同組合副組合長
	丸 裕二	芝漁業協同組合代表監事
学識経験	馬場 治	東京海洋大学教授
	岩田光正	元東京都水産試験場長
	井上 潔	(一社)全国水産技術者協会理事長
	◎ 有元貴文	元東京海洋大学教授
公益代表	前田福夫	利島村長
	山下奉也	八丈町長

◎ 会長
○ 会長代理

任期 { 公選委員 平成28年8月5日～平成32年8月4日
学識経験・公益代表委員 平成28年8月25日～平成32年8月24日

(4) 海面利用小委員会

遊漁者等を対象とした委員会指示の発令に際して、遊漁と漁業との円滑な調整、調和ある漁場利用等のため、遊漁等海洋性レクリエーションの知見を持った専門委員から意見を聴取する。

専門委員

氏名	経歴及び役職等
飯島正宏	東京湾遊漁船業協同組合理事長
浜川一清	神津島遊漁船組合長
若林 務	ジャパングームフィッシュ協会(JGFA)理事
奥山政夫	(株)水中造形センター取締役 副社長
宮田茂樹	(一社)東京諸島観光連盟専務理事

2 内水面漁場管理委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠

内水面漁場管理委員会は、漁業法第 130 条に基づき、都道府県に置くことになっている。また、地方自治法第 180 条の 5 の規定により、執行機関として都道府県に置かねばならない委員会となっている。

② 委員会の構成

委員会は、漁業法第 131 条に基づき、漁業を営む者を代表する委員（漁業者代表）、水産動植物の採捕をする者を代表とする委員（遊漁者代表）及び学識経験委員をもって構成されており、都道府県知事が選任する。

③ 委員会の目的

内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するために、漁業調整機構の運用により水面の総合的な利用を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

漁業調整に対する広範な権限を有し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示等、民主的な漁業調整を行う。

その主な機能を大別すると、①知事の諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

(2) 東京都内水面漁場管理委員会 開催実績 (平成29年度)

<第20期 東京都内水面漁場管理委員会>

会議名	開催年月日	開催場所	議 題	出席委員数
全内漁管連総会	29. 5. 26	都道府県 会館	① 平成28年度事業報告・収支決算について ② 平成29年度事業計画・収支予算について ③ 平成29年度提案書案について	1人
委員会 (第1回)	29. 5. 22	東京都庁	① 奥多摩湖禁漁区域及び禁漁期間について (委員会指示) ② 特設釣場の変更承認について	8人
委員会 (第2回)	29. 7. 25	東京都庁	① 多摩川のしじみ漁業権の行使状況等 ② 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限に係る委員会指示について (委員会指示)	8人
委員会 (第3回)	29. 9. 27	東京都庁	① 平成29年度中央省庁に対する提案行動結果について ② 平成30年度中央省庁に対する提案項目のアンケートについて ③ 内共第3号及び第5号における遊漁規則の変更認可について (諮問)	7人
東日本 ブロック 協議会	29. 10. 31 ～11. 1	青森市	① 平成30年度提案項目案について ② ブロック内照会・協議事項について	1人
委員会 (第4回)	29. 11. 21	東京都庁	① シラスウナギ特別採捕許可方針について ② 平成30年度増殖計画等策定のスケジュールについて ③ 内共第1号及び第4号における遊漁規則の変更認可について (諮問)	8人
委員会 (第5回)	30. 2. 20	東京都庁	① 東京都におけるコイの放流及び持ち出し等の制限について (委員会指示) ② 汲み上げ放流あゆの目標増殖量への算入について ③ 平成30年度増殖計画の策定について (委員会指示)	8人

(3) 第20期東京都内水面漁場管理委員会委員名簿 (平成28年12月1日～平成32年11月30日)

委員区分	氏名	経 歴 及 び 現 職 等	
漁業者代表	◎ 安永 勝昭	秋川漁業協同組合代表理事組合長	◎会長
	○ 須賀 一雄	多摩川漁業協同組合副組合長理事	○会長代理
	大久保 芳木	奥多摩漁業協同組合理事	
	小島 智彦	東京東部漁業協同組合副組合長理事	
遊漁者代表	小林 得志雄	日本友釣会連盟理事事務局長	
	塚本 哲也	日本友釣同好会理事事務局次長	
学識経験者	丸山 隆	元東京海洋大学 助教	
	村井 衛	東京都内湾漁業環境整備協会常務理事	

VII 島しょ農林水産総合センター

1 島しょ農林水産総合センターの概要

島しょ農林水産総合センターは、本所（庶務課、振興企画室）と3事業所（大島、三宅島、八丈島）と2センター（小笠原：総務局主管）、奥多摩さかな養殖センター（農林水産振興財団）の組織体制で、東京都の水産業と島しょ農林畜産業振興の一翼を担っている。

組織の地理的配置は、マス類等の生息する冷水域とコイ等の生息する温水域並びにアサリ、ハゼ等が生息する内湾海域に振興企画室、タカベ、サザエ等の生息する伊豆諸島北部海域に大島事業所、復興事業が続く三宅島に三宅事業所、カツオ、トビウオ等の生息する伊豆諸島南部海域に八丈事業所、メカジキの生息する亜熱帯海域に小笠原水産センター、亜熱帯農業センターを配置し、それぞれの地域特性に密着した課題に対応するとともに、島しょ海域の広域的・高度専門的課題には振興企画室が中心となった組織的対応を行っている。

◎施設の位置と概要

組織名	住 所	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)	漁業調査指導船等
本所	港区海岸 2-7-104		(1,276)	
奥多摩さかな 養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹 波 720	22,138	1,534	
大島事業所 (水産)	大島町波浮港 18	5,875	1,383	「みやこ」 189t 1,492 kW 「やしお」 117t 1,471 kW* 「かもめ」 4t 353 kW
大島事業所 (農林)	大島町元町字小清水 273-1	11,261	983	
三宅事業所	三宅村坪田 4357	129,655	2,330	
八丈事業所 (水産)	八丈町三根 4222	6,183	990	「たくなん」 44t 1,203 kW
八丈事業所 (農林)	八丈町大賀郷 4341-11	40,551	2,377	
小笠原水産 センター	小笠原村父島字清瀬	6,223	1,909	「興洋」 87t 1,030 kW 「ウェントル」 2t 95 kW
亜熱帯農業 センター	小笠原村父島字小曲	187,814	3,922	

*平成 31 年 2 月竣工

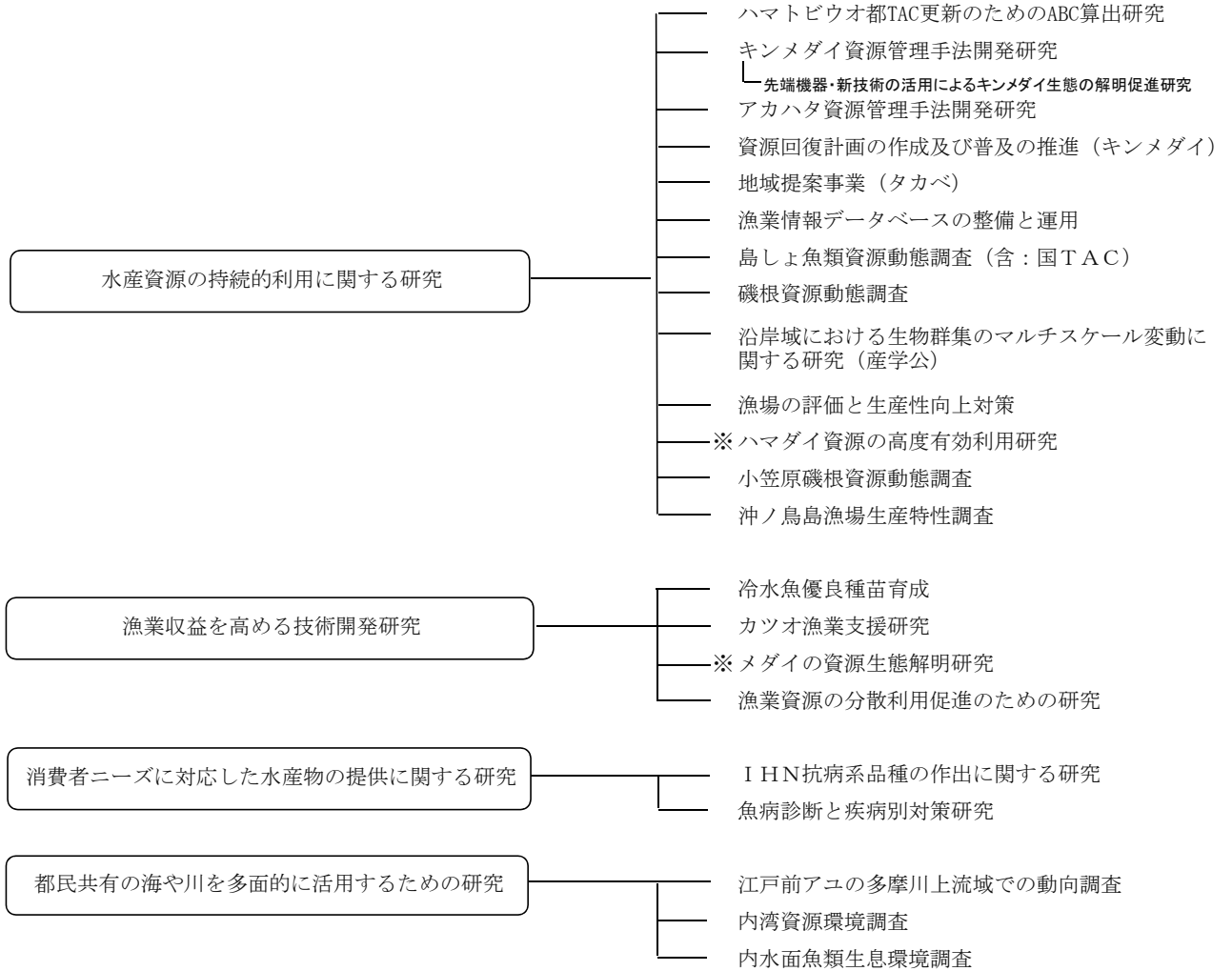
平成30年度 島しょ農林水産総合センター 事業体系

研究テーマ(予算課題)

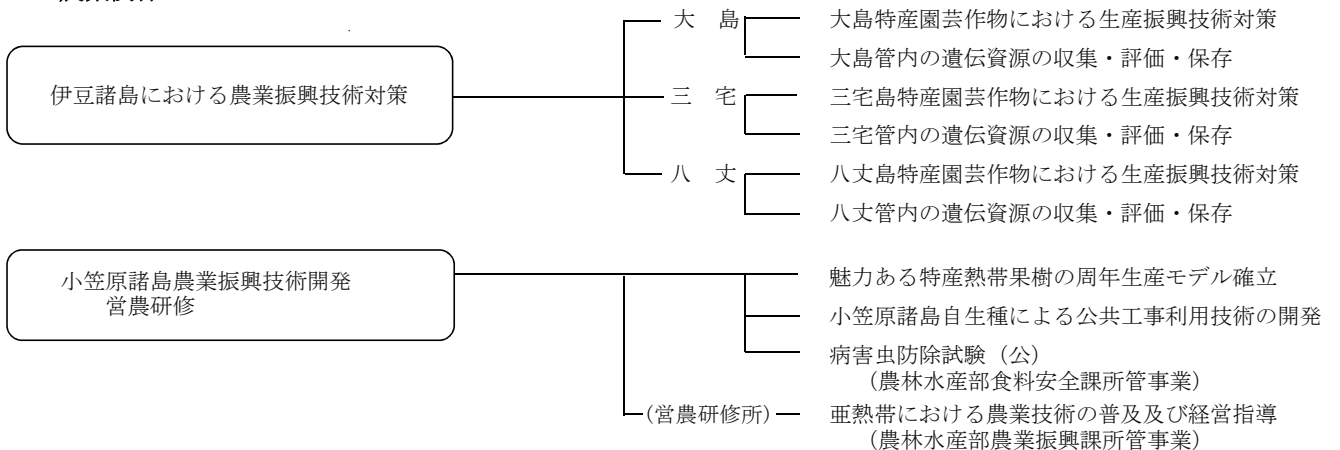
個別課題

※平成30年度新規事業

<水産関係>



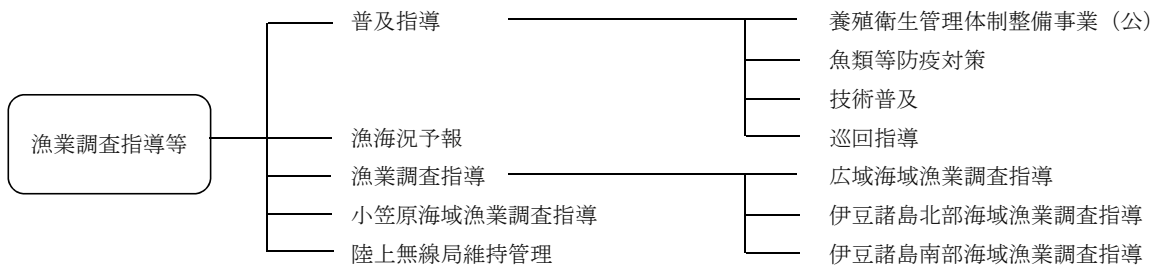
<農業関係>



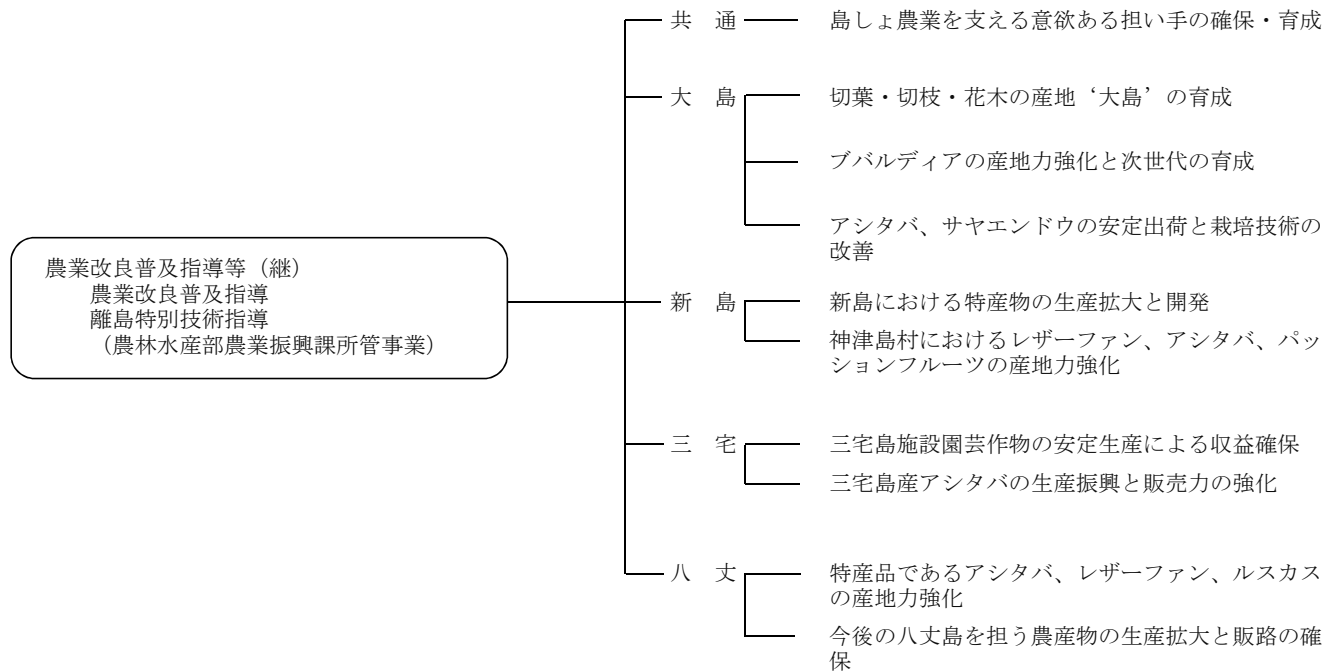
普及指導テーマ(予算課題)

個別課題

<水産関係>



<農業関係>



事業概要【水産分野】

課題名	事業概要
<p>1. ハマトビウオ都TAC更新のためのABC算出研究 (継続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】 ハマトビウオ漁業の次年度TAC策定に必要なABC(生物学的許容漁獲量)を算出するとともに、資源解析の精度向上を図る。また、ハマトビウオの回遊経路など、資源管理の高度化に必要な生物学的特性を明らかにする。</p> <p>【内容】 ①漁業情報の収集と統計解析 ②生物学的特性の解明：年齢、成熟、回遊経路等の解明 ③ABCの算出 ④資源評価票の作成・更新 ⑤都TAC関連会議出席</p>
<p>2. キンメダイ資源管理手法開発研究 (継続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】 伊豆諸島におけるキンメダイの漁業実態、資源生物特性等を把握して資源管理手法の開発に取り組むとともに、資源回復計画、TAE(許容努力量制度)等による新たな広域的資源管理の展開に必要な科学的根拠を得る。</p> <p>【内容】 ①キンメダイ漁業情報の収集と漁獲特性の把握 ②漁場別魚体組成の把握 ③卵稚仔と幼魚の分布様式把握 ④魚群の移動回遊と漁場形成要因の把握 ⑤主要漁場の音響調査 ⑥夜キンメ漁の影響調査 ⑦資源量推定 ⑧資源評価票の作成と更新 ⑨キンメダイ資源管理関連会議出席による情報提供・収集 ⑩研修会等への参加による資源解析技術の習得 ⑪先端機器・新技術の活用によるキンメダイ生態の解明促進研究</p>
<p>3. アカハタ資源管理手法開発研究 (平成27～31年) ＜担当部署＞ 小笠原水産センター</p>	<p>【目的】 小笠原諸島海域におけるアカハタについて、生活史を把握するとともに、漁獲統計や標識放流等によって資源特性値を推定する。それらを踏まえ、資源管理手法を開発し、地元で展開されている資源管理の取り組みに対し科学的立場からの提言を行う。</p> <p>【内容】 ①生活史の把握 ②小笠原海域全体の資源量推定 ③漁場毎の資源量推定 ④資源管理手法の開発 ⑤資源関連会議への出席</p>
<p>4. 資源回復計画の作成及び普及の推進(キンメダイ)(公)(平成19年～) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】 管内のキンメダイ一本釣り漁業に関し、管理措置の実施状況と資源回復状況を把握し、資源管理計画の作成及び普及に資する。</p> <p>【内容】 ①管内主要漁場における操業実態の把握 ②漁獲量・出漁隻数等漁獲情報の収集 ③漁獲物測定による漁場別年齢構成等の把握</p>

水産資源の持続的利用に関する研究

課 題 名	事 業 概 要
<p>5. 地域提案事業 (タカベ) (公)</p> <p>(平成15年～)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域におけるタカベの資源管理型漁業推進に必要な科学的知見を得るための調査を実施し、行政施策に反映する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と漁獲量の把握</p> <p>②伊豆諸島海域におけるタカベ漁獲物の魚体測定、年齢査定と漁場別年齢構成の把握</p> <p>③伊豆諸島海域におけるタカベの成熟状況の把握</p> <p>④成果のとりまとめ及び関連会議への出席と報告</p>
<p>6. 漁業情報データベースの整備と運用</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室</p>	<p>【目 的】管内の漁業生産動向の把握と資源解析用基礎データの収集・整備のために管内漁業協同組合の水揚げ情報を収集・整理し、データベースとして整備・運用する。あわせて、効率的運用を図るためのシステムの維持管理を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①管内漁協の漁業情報の収集とデータベースの整備</p> <p>②システムの維持管理と高度化</p>
<p>水産資源の持続的利用に関する研究</p> <p>7. 島しょ魚類資源動態調査 (含：国TAC)</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島における重要な魚類資源について、漁業資源情報の収集と基礎生態調査を行い、資源管理のための基礎データとするとともに、持続的漁業生産活動に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①伊豆諸島海域の主要魚類に関する漁業情報の収集：タカベ・イサキ・メダイ・アオダイ・ハマダイ・クサヤモロ等</p> <p>②漁獲物の生物特性の把握：尾又長・体重・年齢組成等</p> <p>③試験操業及び標識放流などによる基礎生態の把握</p> <p>④伊豆諸島海域での国TAC対象魚種（イワシ・アジ・サバ）の卵稚仔分布調査を行い、国に情報提供</p>
<p>8. 磯根資源動態調査</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】テングサ、トサカノリなどの海藻類及びフクトコブシ、サザエなどの貝類について、資源動態をモニタリングし、得られた成果を取りまとめ、関係機関に情報提供する。</p> <p>また、平成25年に発生した大島の台風災害による被災漁場の状況を把握し、災害復興に寄与する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①テングサ、トサカノリ、アントクメの生育状況の把握</p> <p>②フクトコブシ、サザエ天然資源の生息分布状況等の把握</p> <p>③放流フクトコブシ、アワビの成長、混獲状況の把握</p> <p>④漁場環境の変動把握</p> <p>⑤大島の被災漁場の状況把握</p>
<p>9. 沿岸域における生物群集のマルチスケール変動に関する研究(産学公)</p> <p>(平成24～30年)</p> <p><担当部署> 大島事業所</p>	<p>【目 的】外部環境要因によって引き起こされる生態系の変動は、長短の時間・大小の空間スケール、つまりマルチスケールで起きる変化であると捉えることができる。伊豆諸島海域を流れる黒潮を対象に、大島沿岸域において連続観測を行い、海洋環境と生物多様性の変化を捉える。</p> <p>【内 容】</p> <p>①モニタリング海域の海洋調査</p> <p>②固定式観測システム(Cabled Observatory)の設計・設置及び運用</p> <p>③成果の社会還元：内部潮汐予測システムの運用</p>

課 題 名	事 業 概 要
<p>10. 漁場の評価と生産性向上対策</p> <p>(平成23年～)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】造成された築いそ漁場について多面的な科学的評価を行うとともに、生産性を向上させるための漁場造成技術を開発する。</p> <p>【内容】</p> <p>①磯根漁場環境（物理、化学、生物環境）の把握：大島、三宅島、八丈島</p> <p>②漁場造成技術の開発：八丈島</p>
<p>11. ハマダイ資源の高度有効利用研究</p> <p>(平成30～34年)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目的】小笠原海域におけるハマダイについて、水揚情報による資源量指数（CPUE）の把握、魚体測定や標識放流を行い、資源評価に必要な生態的基礎情報を収集する。また、付加価値向上のため、鮮度保持手法の開発、海域や季節など脂肪量の特徴を把握する。それらをふまえ、効果的な漁獲から出荷にいたる形態について科学的立場から資源の有効利用について提言を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①資源診断および管理手法の提言</p> <p>②漁獲物特性（鮮度、脂肪量）の知見収集</p>
<p>12. 小笠原磯根資源動態調査</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目的】小笠原海域の磯根漁場の主要水産生物について生態調査を行い、基礎的知見を蓄積し、資源管理に資する。また、サンゴ礁に関する知見を収集しサンゴ礁の保全に資する。</p> <p>【内容】</p> <p>①イセエビ類の生態調査・生物測定を行い、資源管理に必要な基礎的知見の蓄積を図る。</p> <p>②平成15年に造礁サンゴの白化現象が発生した海域のその後の状況を把握するとともに造礁サンゴに関する基礎的知見を収集する。</p>
<p>13. 沖ノ鳥島漁場生産特性調査</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 小笠原水産センター 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】沖ノ鳥島周辺海域における漁業の可能性、沖ノ鳥島から伊豆諸島に至る都の海域の水産資源から見た連続性などを把握するための各種調査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①漁場開拓と漁業資源動態把握</p> <p>②漁業資源の地域連続性確認</p> <p>③漁場環境把握</p>

課 題 名	事 業 概 要																																																																															
<p>1. 冷水魚優良種苗育成 (継 続) <担当部署> 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p>	<p>【目 的】魚病対策や多様化する消費者ニーズに対応した養殖技術の改良により、優良な冷水魚種苗を生産・配付・放流する。</p> <p>【内 容】 ①冷水性魚類の種苗生産・配付・放流：ニジマス・イワナ・ヤマメ ②管内養殖業者に対する養殖技術指導：年60件程度 ③優良種苗の育成試験：ヤマメの遺伝的劣化防止試験、IHN抗病性判定試験、「奥多摩やまめ」の定着化</p> <p>平成30年度種苗の生産・配付・放流計画</p> <table border="1" data-bbox="491 526 1433 981"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種苗の種類</th> <th rowspan="2">発育段階ごとの生産数</th> <th rowspan="2">配付数 (歳入対象種苗)</th> <th colspan="2">(配付数内訳)</th> <th rowspan="2">その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等</th> </tr> <tr> <th>放流用 (河川漁協)</th> <th>養殖用 (養殖漁協)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ニジマス</td> <td>発眼卵</td> <td>864</td> <td>210</td> <td>140</td> <td>70</td> <td>654(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>345</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>295(歩減・秋稚魚・試験)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>206</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>6(歩減・親魚)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヤマメ</td> <td>発眼卵</td> <td>1,665</td> <td>1,000</td> <td>240</td> <td>760</td> <td>665(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>430</td> <td>200</td> <td>155</td> <td>45</td> <td>230(歩減・秋稚魚・試験等)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>59</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>-</td> <td>14(歩減・親魚・試験)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">奥多摩やまめ</td> <td>発眼卵</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>60(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td>成魚</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イワナ</td> <td>発眼卵</td> <td>181</td> <td>101</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>80(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1(歩減・親魚・試験)</td> </tr> </tbody> </table>	種苗の種類		発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)	(配付数内訳)		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等	放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)	ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)	ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)	奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)	イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)
種苗の種類						発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)		(配付数内訳)			その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等																																																																				
		放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)																																																																													
ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)																																																																										
	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)																																																																										
ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)																																																																										
	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)																																																																										
奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)																																																																										
	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)																																																																										
イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)																																																																										
<p>2. カツオ漁業支援研究 (平成27～30年) <担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】八丈島におけるカツオ曳縄漁は島の漁業を支える重要な漁業形態である。現在までに曳縄漁の効率的な操業を目指して、カツオ漁場における水温などの海洋条件を把握してきたが、近年、カツオ漁業は全国的な不漁傾向にあり、海洋条件が整っても漁場が形成されない状況にある。そこで、漁業情報のモニタリングを進め、カツオの来遊動向を検証するとともに、八丈島周辺海域でのカツオの行動把握から漁場形成因子をカツオの視点から再検討し、その成果を漁業者に提供することによりカツオ曳縄漁の操業支援を実施する。</p> <p>【内 容】 ①北上群来遊動向把握 ②カツオの行動生態把握 ③漁場形成の再検討と普及</p>																																																																															
<p>3. メダイの資源生態解明研究 (平成30～32年) <担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島におけるメダイの有効利用・収益増大を目的とし、メダイの漁業生物学的研究、漁場形成要因の解明、食材特性の把握を実施する。</p> <p>【内 容】 ①漁業生物学的研究 ②漁場形成要因の解明 ③食材特性の把握</p>																																																																															
<p>4. 漁業資源の分散利用促進のための研究 (平成28～31年) <担当部署> 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域で依存度が高まるキンメダイ漁業について、資源への負担を軽減させるため、伊豆諸島北部海域の底釣り漁業で漁獲される魚種および漁獲特性を明らかにするとともに、これまで利用が限定的であった魚種について品質特性を明らかにする。</p> <p>【内 容】 ①底釣り漁業で漁獲されるキンメダイ以外の魚種についての漁獲調査 ②主な出荷先での取扱状況の把握 ③出荷形態や保存方法による品質への影響調査</p>																																																																															

課 題 名		事 業 概 要
消費者ニーズに対応した水産物の提供に関する研究	1. IHN抗病系品種の作出に関する研究 (継 続) <担当部署> 奥多摩さかな養殖センター(委託)	【目 的】IHN(伝染性造血器壊死症)に罹りにくい「抗病系品種(ニジマス)」を作出し、冷水性魚類養殖業の経営安定に資する。 【内 容】 選抜育種による抗病性の高い品種の作出
	2. 魚病診断と疾病別対策研究 (継 続) <担当部署> 振興企画室 奥多摩さかな養殖センター(委託)	【目 的】魚病診断により養殖魚の疾病を把握し、予防、治療方法を確立して病害を防除することにより、安定した養殖業の生産体制確立に寄与する。 【内 容】 ①冷水病等非保菌アユの放流による河川の疾病発生防除 ②重要疾病の診断・対策 ③原因不明疾病の診断 ④関連会議に出席し、魚病に関する情報収集
都民共有の海や川を多面的に活用するための研究	1. 江戸前アユの多摩川上流域での動向調査 (平成29~31年度) <担当部署> 振興企画室	【目 的】江戸前アユの生態については、これまで東京湾や多摩川中下流域では調査が行われていたが、上流域については調査が行われていなかった。しかし、今後は遡上促進事業やくみ上げ事業などにより上流域に到達するアユが増えることが見込まれ、江戸前アユが上流地域の産業振興に活用されることが期待されている。そこで、江戸前アユの上流部での生態を把握するため、由来判別や生息状況調査、産卵への関与調査などを行う。また、下流域では引き続き遡上数を把握し、江戸前アユの利活用の基礎資料とする。 【内 容】 ①「ヒレ切」などの標識手法や耳石など形質を併用し、江戸前アユと他地域産アユを判別する。 ② 上流域の河床状況、餌料等の生息環境や成長、移動などの生態を把握する。 ③ 産卵期に降下状況や成熟度調査を行い産卵への関与を調査する。 ④ 下流域におけるアユの遡上調査を実施し、遡上数を推定する。
	2. 内湾資源環境調査 (継 続) <担当部署> 振興企画室	【目 的】東京都内湾における魚介類の生息状況と水質・底質等の環境を定期的にモニタリング調査し、生物の動向と環境との関係を的確に把握する。 【内 容】 ①内湾における仔稚魚の発生状況把握 ②内湾における水質環境の把握 ③内湾における底質・マクロベントスの把握
	3. 内水面魚類生息環境調査 (継 続) <担当部署> 振興企画室	【目 的】都下河川流域における魚類の分布状況、生息環境及び資源状況を定期的にモニタリングし、主要魚種の資源動態、定点における魚類相等の変動を把握する。 【内 容】 ①内水面生息主要魚種(外来魚、シジミを含む)の生息状況把握 ②定点のモニタリング調査による生物相の把握 ③アユ解禁調査による当該年の漁模様把握

課 題 名	事 業 概 要
<p>1. 養殖衛生管理体制整備事業（公） （継 続） ＜担当部署＞ 振興企画室</p>	<p>【目 的】養殖生産物の安全性を確保し、健全で安心できる養殖魚の生産に寄与するために、疾病対策のみならず食品衛生や環境保全にも対応した養殖衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>【内 容】 ①全国養殖衛生管理推進会議等への参加による総合推進対策 ②巡回指導等による養殖衛生管理指導 ③養殖場の調査・監視 ④疾病監視などによる疾病対策、特定疾病蔓延防止措置</p>
<p>2. 魚類等防疫対策 （平成24年～） ＜担当部署＞ 振興企画室 水産課</p>	<p>【目 的】魚類防疫上問題となる特定疾病以外の重要疾病についてまん延防止を図る。</p> <p>【内 容】 ①重要疾病のまん延防止対策 ②魚類等防疫対策協議会の開催→平成29年度に解散（今後は、必要に応じて）</p>
<p>3. 普及指導 （継 続） ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】巡回指導などにより地元町村、漁業者の要望を把握するとともに、漁業生産現場が抱える課題に対し、蓄積している技術と知識を活用し、問題の解決を図る。併せて、都民への普及・啓発活動に取り組む。</p> <p>【内 容】 ①巡回指導による技術指導：飼育・蓄養管理・魚病対策などの指導 ②技術開発・普及：未利用水産資源の利活用・漁具漁法の導入指導等 ③啓発・普及：ヤマメ発眼卵放流指導・ヤマメ里親教室の指導・海浜教室・体験学習・研究成果報告会の開催・食育の推進支援等 ④連絡調整会議の開催：連絡調整会議（振興企画室と水産課）、地域連絡会（事業所と支庁）</p>
<p>4. 漁海況予報事業（公・単） （継 続） ＜担当部署＞ 大島事業所 八丈事業所 振興企画室</p>	<p>【目 的】漁海況情報の迅速な収集・解析により、漁業者への情報提供、漁海況速報を発行して操業の効率化を図ることにより、漁業経営の安定に資する。</p> <p>【内 容】 ①漁海況情報収集：調査船定線調査、地先定点観測、漁船等からの情報収集 ②漁海況情報提供：伊豆諸島海域漁海況情報（週報）等 ③漁海況情報分析 ④情報の提供：関東・東海海況速報・八丈海洋ニュース・Fネット等</p>
<p>5. 広域海域漁業調査指導（みやこ） （継 続） ＜担当部署＞ 大島事業所</p>	<p>【目 的】広域海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 200日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類（カツオ、ハマトビウオ）調査（30日）、底生性魚類調査（23日） ②漁場環境変動把握調査：沖合定線調査（36日）、沿岸水温観測（14日） ③資源管理型漁業推進事業：キンメダイ初期生態調査（31日）、キンメダイ計量魚採・試験操業（28日）、漁場環境調査（海底地形：11日） ④漁業取締（11日）（調査航海中を含めて40日） ⑤指導船整備他（16日）</p>

漁業調査指導等

課 題 名	事 業 概 要
<p>6. 伊豆諸島北部海域漁業調査指導（やしお）</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島北部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 70日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（6日）、底生性魚類調査（15日）、タカベ・イサキ調査（1日） ②漁場環境変動把握調査：海洋観測（15日） ③資源管理型漁業推進事業：人工魚礁・海底地形調査（0日） ④漁業取締（20日） ⑤巡回指導（2日） ⑥三宅島漁場監視（3日） ⑦指導船整備（8日）</p>
<p>7. 伊豆諸島南部海域漁業調査（たくなん）</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島南部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（6日）、底生性魚類調査（19日） ②漁場環境変動把握調査：定線調査（36日） ③資源管理型漁業推進事業：キンメダイ（25日）、人工魚礁・浮漁礁（6日） ④漁業取締（24日） ⑤都TAC関連調査（12日） ⑥カツオ資源調査（25日） ⑦漁業被害調査（7日） ⑧指導船整備（10日）</p>
<p>8. 小笠原海域漁業調査指導（興洋）</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原海域、沖ノ鳥島海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 180日 ①海洋観測（33日） ②資源調査：ネット調査（21日）、海底地形調査（21日）、底魚資源調査（28日）、たて縄調査（27日） ③沖ノ鳥島調査（31日） ④漁業取締（11日） ⑤指導船整備他（8日）</p>
<p>9. 東京都漁業用海岸局</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内容】 ①通信時間：24時間 ②設備内容：SSB50W5台 SSB25W4台 DSB1W13台 DSB10W4台 ③対 象：官庁船4隻 地元漁船等 ④業務内容： ・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信</p>

漁業調査指導等

2 漁業調査指導船

	みやこ	やしお	かもめ	たくなん	興洋
竣工	平成 24 年 2 月 29 日	平成 31 年 2 月 18 日	昭和 57 年 10 月 28 日	平成 16 年 3 月 3 日	平成 19 年 2 月 28 日
最大速力 (ノット)	14.8	16.0	18.2	14.0	14.2
航海速力 (ノット)	13.0	15.0	15.0	13.0	13.0
航続距離 (海里)	5,000	2,000		807	2,000
定員	船員 16 名 調査員 8 名	船員 7 名 調査員 5 名	船員 1 名 調査員 6 名	船員 8 名 調査員 2 名	船員 9 名 調査員 5 名
1 船体					
船質	鋼	鋼	F R P	F R P	鋼
全長 (m)	42.93	44.69	13.55	25.50	33.07
登録長 (m)	35.60	37.60	9.80	20.18	28.40
幅 (m)	7.40	6.60	2.30	5.58	6.00
深さ (m)	3.30	3.20	0.76	2.16	2.90
トン数 (t)	189	117	3.87	44	87
2 機関					
主機関 (kW)	1,492 1基 ハウススター	1,471 1基 ハウススター	353 1基	1,203 1基	1,030 1基 ハウススター

〔漁業調査指導船の海域分担〕

東京都の海は広大なため、黒潮をはさんで、伊豆諸島北部海域を「やしお」、南部海域を「たくなん」、小笠原海域と沖ノ鳥島海域を「興洋」が担当し、沖合の南鳥島・沖ノ鳥島や他県海域を含む広い海域を「みやこ」が担当している。この他「かもめ」(大島)、「ウエントル」(小笠原)は島周りの浅海域の調査や潜水調査の母船の役割を担当している。

3. 島しょ農林水産総合センター分掌事務

島しょ農林水産総合センター

庶務課	庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> センター所属職員の人事及び給与に関すること。 センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 土地、建物及び工作物等の維持管理に関すること。 センター内の取締りに関すること。 センター内の他の室、事業所及び課長代理に属さないこと。
	経理担当	<ol style="list-style-type: none"> センターの予算、決算及び会計に関すること。 土地、建物及び工作物の維持管理に関すること。
振興企画室	企画調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 水産に関する試験、研究及び調査の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 水産資源及び水生生物に係る試験、研究及び調査の実施に関すること。 水生生物の病害に係る試験、研究及び調査に関すること。 漁業技術等の普及指導に関すること。 冷水魚の種苗生産に関すること。
	主任研究員	
	農業技術調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 島しょ区域における農業、畜産及び林業に関する試験及び研究の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 島しょ区域における農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号。以下「法」という)第七条第一項、第八条及び第十二条第二項に規定する協同農業普及事業等に関する総合調整に関すること。
大島事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(八丈事業所に属するものを除く。) 水産の普及指導に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。(八丈事業所に属するものを除く。) 漁業調査指導船の運航に関すること。
	主任研究員	
	園芸振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 大島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
	主任普及指導員 [新島分室を含む]	
八丈事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 八丈島近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(主任研究員に属するものを除く。) 水産の普及指導に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。(課長代理(無線通信担当)に属するものを除く。) 漁業調査指導船の運航に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。
	無線通信担当	
	園芸振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 八丈島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
	主任普及指導員	

<p>三宅事業所</p> <p>主任普及指導員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 三宅島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 2 牛、豚及び家きん等の改良繁殖、育成及び飼育管理に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。 3 牧野及び飼料作物に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。 4 家畜の人工授精に関すること。 5 種畜及び種鶏の配布に関すること。 6 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 7 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 8 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 9 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
<p>小笠原水産センター (総務局所管)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小笠原近海及び沿岸の漁業技術の試験及び研究に関すること。 2 小笠原近海及び沿岸の水産資源の養殖に係る試験及び研究に関すること。 3 小笠原近海の水産資源の調査及び研究に関すること。 4 漁業者への漁業技術指導に関すること。 5 漁業指導無線に関すること。 6 漁業調査指導船の運航に関すること。
<p>小笠原亜熱帯農業センター [営農研修所を含む] (総務局所管)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農畜産業に関する試験研究及び調査に関すること。 2 果樹、園芸作物の品種改良及び栽培に関する試験研究及び調査に関すること。 3 農業に関する専門的技術及び知識の普及指導に関すること。 4 植物の病虫害防除に関する試験研究及び調査に関すること。

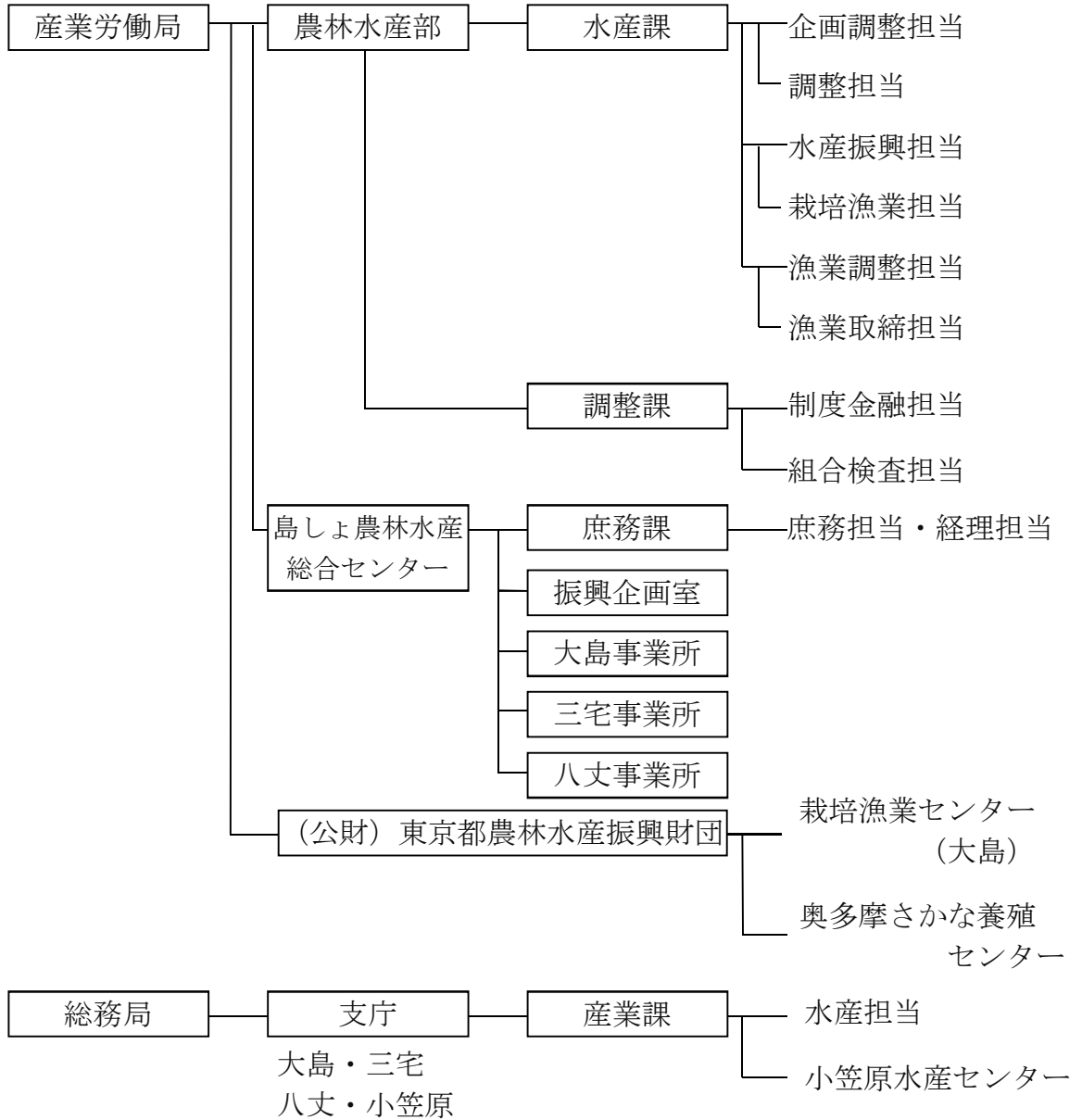
東京都島しょ農林水産総合センター定期刊行物（水産関係）

刊行物の名称	内 容	刊行回数
「事業報告」（年報）	各年度内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果をとりまとめたもの	年一回
「事業成果速報」	各年内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果の速報	年一回
「主要成果集」	各年度内に顕著な成果が得られた課題について、要点をわかりやすくまとめたもの	年一回
「水産海洋研究報告」	年度を渡って継続して調査研究した課題をとりまとめた報告書	その都度
「事業概要」	東京都島しょ農林水産総合センターの沿革、組織、予算、事業体系、事業概要、事業所施設等を紹介するもの	年一回
ホームページ	東京都島しょ農林水産総合センターの事業概要、トピック、伊豆諸島の魚貝類、漁海況等を紹介するホームページ http://www.ifarc.metro.tokyo.jp	毎日更新
「大島事業所トピック」	大島事業所の広報誌	不定期
「八丈事業所トピックス」	八丈事業所の広報誌	不定期
「海洋島」	小笠原水産センターの広報誌	不定期
「伊豆諸島海域漁況情報」	伊豆諸島の漁獲物情報をまとめた週報	毎週
「関東・東海漁海況速報」	当センター大島事業所、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山、漁業情報サービスセンターが共同で発行する漁海況速報（海の天気図）	毎日
「八丈海洋ニュース」	八丈事業所が発行する海況情報誌	ほぼ毎日
「沖合定線観測結果」	大島事業所指導船「みやこ」の定線観測結果	月一回
「沿岸定線観測結果」	大島事業所指導船「やしお」の定線観測結果	月一回
「海洋観測速報」	八丈事業所指導船「たくなん」の定線観測結果	月一回
「おがさわら海の情報」	小笠原水産センター指導船「興洋」の定線観測結果	月一回
「定地観測水温表」	大島事業所が発行する月別各島定地水温	月一回
「漁業気象」	東京都漁業無線局が発行する天気現況と予想	毎日二回

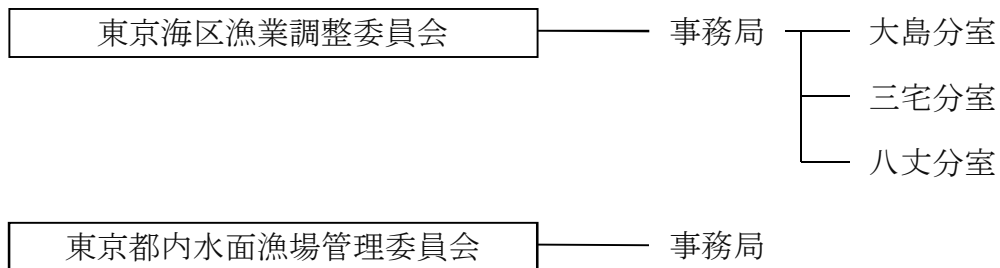
VIII 水産行政

1 水産行政組織（平成30年4月1日現在）

【知事部局】



【行政委員会】



2 水産課係別分掌事務（行政委員会を含む）

企画調整担当

- ・課内の経理、人事、文書、物品等に関すること
- ・水産統計に関すること
- ・東京都農林漁業振興対策審議会漁業部会に関すること
- ・水産関係災害に関すること
- ・漁業後継者育成に関すること
- ・水産業の総合振興対策事業に関すること
- ・水産業協同組合の設立、併合、解散及び定款変更に関すること
- ・水産業協同組合及び連合会の指導監督に関すること
- ・水産業協同組合の整備促進に関すること
- ・漁業共済及び漁船保険組合に関すること
- ・その他水産業協同組合に関すること
- ・島しょ農林水産総合センターに関すること
- ・課内他の係及び担当係長に属しないこと

水産振興担当

- ・漁業振興施設整備に関すること
- ・水産物供給基盤整備に関すること
- ・内水面総合振興に関すること
- ・小笠原諸島の漁業振興に関すること
- ・その他水産振興に関すること

栽培漁業担当

- ・栽培漁業に関すること
- ・東京都栽培漁業推進協議会に関すること
- ・東京都栽培漁業センターに関すること

漁業調整担当

- ・漁獲量計画の策定並びに漁業調整に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・内水面漁業調整に関すること
- ・内水面漁場管理委員会に関すること
- ・漁場環境保全に関すること
- ・漁業公害対策に関すること
- ・漁獲量管理に関すること
- ・漁獲量情報管理システムに関すること
- ・漁船の登録等に関すること

- ・遊漁船業の登録に関する事
- ・その他漁業調整に関する事

漁業取締担当

- ・漁業取締に関する事
- ・漁業補償に係る調査及び連絡に関する事

東京海区漁業調整委員会事務局

- ・東京海区漁業調整委員会に関する事

東京都内水面漁場管理委員会事務局

- ・内水面漁場管理委員会に関する事

Ⅸ 資 料

- 1 経営体・就業者
- 2 生産量・生産額
- 3 漁船
- 4 漁業制度と都の漁業

1 経営体・就業者

漁業経営体数の推移

単位：経営体

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
個人	1,013	784	654	591
団体	24	20	15	13
合計	1,037	804	669	604

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年）

注：平成15年は三宅島を含まず

漁業就業者数の推移

単位：人

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
区 部	497	387	494	261
島 しょ 部	982	769	749	711
大 島	579	476	428	406
大島	220	173	141	133
利島～神津島	359	303	287	273
三宅・御蔵島	145	19	61	66
八丈島・青ヶ島	198	196	190	164
小 笠 原	60	78	70	75
合 計	1,479	1,156	1,243	972

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年）

注：平成15年は三宅島を含まず

漁業就業者数の男女・年齢別の推移

単位：人

	平成10年		平成15年		平成20年		平成25年	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
男 性	1,332	90.1	1,077	93.2	1,161	93.4	938	96.5
15～24歳	31	2.1	37	3.2	21	1.7	24	2.5
25～39歳	205	13.9	155	13.4	148	11.9	145	14.9
40～59歳	583	39.4	445	38.5	543	43.7	355	36.5
60～64歳	176	11.9	129	11.2	158	12.7	131	13.5
65歳以上	337	22.8	311	26.9	291	23.4	283	29.1
女 性	147	9.9	79	6.8	82	6.6	34	3.5
合 計	1,479	100.0	1,156	100.0	1,243	100.0	972	100.0

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年）

注：平成15年は三宅島を含まず

2 生産量・生産額

漁業種類・海区別生産量（平成29年1月～12月）

（単位：トン）

海区別 漁業別	大島	利島 新島 神津島	三宅 御蔵島	八丈島 青ヶ島	小笠原	内湾	計
とびうお流しまき網				5			5
その他のまき網		1					1
さんま棒受網							
あじ・さば棒受網				64			64
いさき寄網		2					2
たかべ寄網							
建切網		15					15
とびうお流し刺網			1	84			85
いせえび刺網	10	17	1				28
たかべ刺網	1	34	1	1			37
いか釣		18		5	30		53
ひき縄釣	1	12	36	97	7		153
底魚一本釣	35	779	126	634	154		1,728
その他の釣	12			6		19	37
はえ縄		13	8	2	277		300
その他のはえ縄						2	2
小型定置網	32	21	17				70
その他の刺網						163	163
採貝	29	11	2			61	103
採藻	69	85	17				171
突棒		9					9
潜水器		2					2
その他の漁業		4	2	1	12	9	28
計	189	1,022	211	900	479	254	3,055

魚種・海区别生産量(平成29年1月~12月)

(単位: kg)

魚種名	海 区					三宅	八丈	小笠原	内湾	合計	
	大島	利島	新島	神津島	大島計						
魚	さば	4,889		9	2,354	7,252	1,775		201	600	9,828
	とびうお	2,210		3,652	3,884	9,746	716	91,070			101,532
	むろあじ	2,825		406	3,133	6,364	6,743	61,930	19		75,056
	まあじ	397	3		126	526	1			268	795
	しまあじ	1,285		1,295	510	3,090	385	97	102		3,674
	たかべ	1,550	2,651	30,680	18,898	53,779	936				54,715
	いさき	23,752	45	2,728	4,528	31,053	285		94		31,432
	かつお類	213	12	653	915	1,793	8,811	41,665	374	15	52,658
	まぐろ類	2,105	1	5,436	14,233	21,775	32,399	48,808	39,904		142,886
	かじき類			44	9,876	9,920	2,134	4,745	232,677		249,476
	きんめだい	11,571	47	52,496	575,341	639,455	95,100	502,518	37		1,237,110
	ひめだい	291		1	1,698	1,990	332	3,047	22,772		28,141
	はまだい	111		9	437	557	8	6,084	80,282		86,931
	あおだい			10	4,370	4,380	2,448	11,656	213		18,697
	めだい	4,502		6,598	79,561	90,661	20,090	86,593	686		198,030
	あこうだい	1,184		658	2,756	4,598	315	31			4,944
	むつ類	1,669		2,304	33,013	36,986	1,524	3,669	9,596		51,775
	まだい	288	9	82	205	584	97	41			722
	その他のたい類	14				14	2	2	1,783	2,486	4,287
	ひらまさ	3,133	28	71	2,128	5,360	2,256	1,496	367		9,479
	かんばち	2,298	166	363	2,109	4,936	2,790	3,605	9,184		20,515
	さわら	90			17	107	1,181	2,262	6,268	275	10,093
	めじな	2,301	3	78	357	2,739	1,106	290			4,135
	いすずみ	6				6	4	664	10		684
	さめ類	227			122	349			272	36	657
	さんま										
	ぶり類	1,174	7	33	126	1,340	41	68		196	1,645
	ひらめ	112		20	35	167	14	10			191
	かれい類									25,803	25,803
	ぼら類										
すずき	39				39				116,196	116,235	
あなご									8,481	8,481	
このしろ									6,158	6,158	
はぜ											
その他	13,025	174	626	17,269	31,094	7,693	27,717	32,981	43,439	142,924	
計	81,261	3,146	108,252	778,001	970,660	189,186	898,266	437,619	203,953	2,699,684	
動 物 産	い か	1,304		4,933	12,954	19,191	1,961	5,368	29,575		56,095
	い せ え び	8,533	6,880	6,176	3,100	24,689	1,158	109	2,205		28,161
	その他のえび類							2	13		15
	か め								9,342		9,342
	さ ん ご								93		93
その他		455	1,431		1,886	116		362	376	2,740	
計	9,837	7,335	12,540	16,054	45,766	3,235	5,479	41,589	376	96,445	
貝 類	さ ざ え	13,081	8,865	1,133		23,079	350				23,429
	あ わ び	974	29	9	4	1,016					1,016
	と こ ぶ し	8,368	112		233	8,713	606	111			9,430
	ひ ろ せ か い										
	く ぼ が い	4,248	1,781			6,029	284				6,313
	あ さ り 類									58,131	58,131
	その他	1,800				1,800	150			2,779	4,729
計	28,471	10,787	1,142	237	40,637	1,390	111		60,910	103,048	
藻 類	て ん ぐ さ	69,483		32,025	30,780	132,288	17,007				149,295
	と さ か の り		5,042	4,740	11,700	21,482					21,482
	い わ の り						50				50
	その他		294			294	96			170	560
計	69,483	5,336	36,765	42,480	154,064	17,153			170	171,387	
合 計	189,052	26,604	158,699	836,772	1,211,127	210,964	903,857	479,208	265,409	3,070,565	

魚種・海区别生産金額(平成29年1月~12月)

(単位:千円)

魚種名	海 区					三宅	八丈	小笠原	内湾	合計	
	大島	利島	新島	神津島	大島計						
魚	さば	389	0	6	259	654	583	65	0	43	1,345
	とびうお	710	0	1,184	528	2,423	459	52,467	0	0	55,349
	むろあじ	1,157	0	134	582	1,873	1,789	18,528	8	0	22,198
	まあじ	265	2	0	23	290	0	0	0	45	335
	しまあじ	4,089	0	3,432	1,232	8,753	961	213	207	0	10,134
	たかべ	1,860	3,670	37,018	23,514	66,062	1,212	0	0	0	67,274
	いさき	18,555	33	2,169	3,376	24,133	282	0	42	0	24,456
	かつお類	139	5	765	556	1,466	5,802	23,874	318	4	31,464
	まぐろ類	3,846	2	6,006	38,013	47,867	41,059	36,288	60,759	0	185,972
	かじき類	0	0	29	10,576	10,604	2,040	4,603	256,922	0	274,170
	きんめだい	18,257	91	73,960	815,832	908,140	129,708	728,319	24	0	1,766,191
	ひめだい	431	0	1	2,038	2,470	312	3,439	20,883	0	27,104
	はまだい	312	0	19	1,049	1,380	12	12,053	110,288	0	123,733
	あおだい	1	0	12	5,276	5,288	2,967	16,660	251	0	25,168
	めだい	5,633	0	6,364	66,404	78,400	14,013	63,631	535	0	156,579
	あこうだい	2,795	0	1,206	4,503	8,504	485	41	0	0	9,030
	むつ類	4,306	0	5,275	59,392	68,974	2,772	8,398	7,684	0	87,827
	まだい	351	11	74	86	521	65	47	0	0	633
	その他のたい類	22	0	0	0	22	1	1	1,103	1,996	3,123
	ひらまさ	3,070	46	90	1,547	4,753	1,911	1,296	237	0	8,196
	かんばち	2,950	349	379	2,468	6,147	1,979	4,288	5,761	0	18,174
	さわら	37	0	0	5	42	453	702	3,185	138	4,520
	めじな	1,176	2	49	152	1,379	805	305	0	0	2,490
	いすずみ	3	0	0	0	3	1	290	2	0	296
	さめ類	28	0	0	40	69	0	0	59	5	132
	さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ぶり類	497	10	11	37	555	22	33	0	49	660
	ひらめ	189	0	24	43	257	14	7	0	0	277
	かれい類	0	0	0	0	0	0	0	0	41,801	41,801
	ぼら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	すずき	45	0	0	0	45	0	0	0	138,184	138,229
	あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	19,291	19,291
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	2,944	2,944	
はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	14,221	374	728	12,652	27,975	7,255	22,538	36,764	48,916	143,449	
計	85,335	4,595	138,934	1,050,184	1,279,048	216,965	998,088	505,036	253,416	3,252,551	
動 物 産	い か	2,316	0	10,074	25,767	38,157	3,606	7,447	27,258	0	76,468
	いせえび	35,622	30,759	37,409	20,516	124,306	6,713	580	6,443	0	138,042
	その他のえび類	0	0	0	0	0	0	10	42	0	52
	かめ	0	0	0	0	0	0	0	5,039	0	5,039
	さんご	0	0	0	0	0	0	0	184,679	0	184,679
	その他	0	188	907	0	1,095	196	0	588	570	2,450
計	37,938	30,947	48,390	46,283	163,559	10,515	8,037	224,049	570	406,729	
貝 類	さざえ	11,193	8,760	1,227	0	21,180	411	0	0	0	21,591
	あわび	3,875	276	88	34	4,273	0	0	0	0	4,274
	とこぶし	19,715	358	0	745	20,819	2,247	481	0	0	23,546
	ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	くぼがい	3,453	2,150	0	0	5,603	402	0	0	0	6,005
	あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	19,371	19,371
	その他	1,330	0	0	0	1,330	235	0	0	3,183	4,748
計	39,567	11,543	1,315	779	53,204	3,296	481	0	22,554	79,534	
藻 類	てんぐさ	51,426	0	25,315	27,981	104,722	15,211	0	0	0	119,933
	とさかのり	0	1,756	2,560	4,658	8,974	0	0	0	0	8,974
	いわのり	0	0	0	0	0	339	0	0	0	339
	その他	0	1,054	0	0	1,054	312	0	0	140	1,506
計	51,426	2,811	27,875	32,640	114,751	15,862	0	0	140	130,754	
合 計	214,266	49,896	216,515	1,129,886	1,610,563	246,638	1,006,605	729,084	276,680	3,869,570	

魚種・漁協別生産量 (平成29年1月～12月)

(単位: kg)

魚種名	大島海区(利島～神津島を含む)										三宅海区				八丈海区			小笠原海区		内湾	合計
	伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	三宅島	御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島	八丈島計	小笠原島	小笠原母島	小笠原計				
さば	4,889		4,889		9	2,363	7,252	1,775	201	2,076				201			201	600	9,828		
うなぎ	2,140	70	2,210		3,652	3,854	9,746	716	89,088	91,070			1,982	91,070			91,070		101,532		
あじ	2,825		2,825		406	3,539	6,364	6,743	61,930	67,433				61,930	19		19	268	75,056		
まはら	397		397		3	126	526	1		1									795		
あじ	1,263	22	1,285		1,295	510	3,090	241	144	385				97	78	24	102		3,674		
いさ	1,550		1,550	2,651	30,680	18,898	52,229	53,779	260	676									54,715		
さば	19,718	4,034	23,752	45	2,728	4,528	7,301	31,053	277	8				94	94		94	31,432			
まつお	208	5	213	12	653	915	1,793	8,175	636	8,811	41,665			228	146	374	15	52,658			
まつお	1,576	529	2,105	1	5,436	14,233	19,670	21,167	1,167	32,399	46,688	2,120		48,808	5,806	39,904	15	142,886			
きん	11,555	16	11,571	47	52,496	575,455	627,884	639,455	94,429	671	95,100	4,745		502,518	37	232,677	37	219,476			
ひめ	289	2	291		1	1,698	1,699	321	11	332	3,047			3,047	21,316	22,772		281,41			
あお	102	9	111		9	437	446	557	8	8	6,084			6,084	67,373	80,282		86,931			
あお	4,377	125	4,502		10	4,370	4,380	2,426	22	2,448	10,261			11,656	209	4	213	18,697			
め	1,177	7	1,184		658	2,756	3,414	4,598	419	20,090	84,508			86,593	659	27	686	198,030			
か	1,691	28	1,669		2,304	33,013	35,317	36,986	1,524	1,524	3,669			3,669	8,798	798	9,596	49,444			
ま	280	8	288		82	205	296	584	32	97	41			41				51,775			
その	14		14				14	2	2	2	2			2	1,437	346	1,783	722			
ひら	2,849	284	3,133	28	71	2,128	2,227	5,360	53	2,256	1,496			1,496	367	367	2,486	4,287			
かん	1,683	615	2,298	166	363	2,109	2,638	4,936	370	2,790	3,475	130		3,605	7,890	1,294	9,184	9,479			
さわ	74	16	90		17	107	17	107	117	1,181	2,262			2,262	4,465	1,803	275	20,515			
め	2,278	23	2,301	3	78	357	438	2,739	57	1,106	290			290	10	10	684	10,093			
い	6		6				6	4	4	4	600			600			684	4,135			
さ	227		227			122	349								272	272	36	657			
ぶ	1,167	7	1,174		33	126	166	1,340	41	41	68			68			196	1,645			
ら	112		112		20	35	55	167	14	14	10			10				191			
か																		25,803			
ほ																					
す																					
な	39		39				39														
あ																					
の																					
そ	12,934	91	13,025	174	626	17,269	18,069	31,094	434	7,693	26,692			27,717	5,720	32,981	43,439	142,924			
い	75,331	5,930	81,261	3,146	108,252	778,001	889,399	970,660	4,847	189,186	888,929			898,266	360,037	437,619	203,953	2,699,684			
い	1,304		1,304		4,933	12,954	17,887	19,191	1,961	1,961	5,368			5,368	20,725	8,550	29,575	56,095			
そ	6,020	2,513	8,533	6,880	6,176	3,100	16,156	24,689	232	1,158	109			109	2,054	151	2,205	28,161			
の																					
え																					
ひ																					
か																					
の																					
さ																					
そ	7,324	2,513	9,837	455	1,431	16,054	18,886	45,766	293	3,235	5,479			5,479	28,900	41,589	376	96,445			
え	10,163	2,918	13,081	8,865	1,133	350	9,998	23,079	242	350								23,429			
さわ	817	157	974	29	9	4	42	1,016										1,016			
と	6,794	1,574	8,368	112		233	345	8,713		606	111			111				9,430			
ひ																					
ろ																					
せ																					
か	4,123	125	4,248	1,781			1,781	6,029	129	284											
い																					
の																					
そ	1,800		1,800				1,800	121	29	150											
あ	23,697	4,774	28,471	10,787	1,142	237	12,166	40,637	184	1,390	111			111				58,131			
計	61,829	7,654	69,483	32,025	30,780	62,805	132,288	16,966	11	17,007								60,910			
と																					
さ																					
かの																					
の																					
り																					
い																					
わ																					
の																					
り																					
他	61,829	7,654	69,483	294	36,765	42,480	84,581	154,064	28	17,153								170			
計	168,181	20,871	189,052	26,604	158,699	836,772	1,022,075	1,211,127	5,301	210,964	894,520	9,337		903,857	388,937	90,271	479,208	2,651,009			
合																			3,070,565		

平成29年 魚種・月・海区别生産量 (大島・利島・新島・式根島・神津島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば	22	68	204	388	782	1,435	2,935	1,396	15		7		7,252	
	とびうお				30	3,006	1,919	715	2,379	1,697				9,746	
	むろあじ				89	523	327	1,449	3,845	131				6,364	
	まあじ			18	36	137	11	26	125	173				526	
	しまあじ	64	20	303	297	148	678	329	464	70	461	145	111	3,090	
	たかべ				1,368	5,574	4,674	11,335	23,441	7,387					53,779
	いさき	609	1,158	2,201	1,813	5,342	6,360	4,281	2,698	2,266	2,946	1,001	378		31,053
	かつお類	29	4				783	245	42	230	132	233	95		1,793
	まぐろ類	5,666	754	1,376	2,117	629	1,260	555	185	182	105	3,719	5,227		21,775
	かじき類	42	52	605				823	3,735	3,406	613		153	491	9,920
	きんめだい	30,735	33,810	55,987	67,048	78,378	41,776	83,825	53,649	62,773	25,331	60,793	45,350		639,455
	ひめだい			190	116	255	642	508	117	78	35	42	7		1,990
	はまだい	13	14	42	42	40	18	59	137	24	23	120	25		557
	あおだい				1,201	435	117	1,354	132	684	143	307	7		4,380
	めだい	4,096	5,534	13,004	10,640	13,514	3,913	12,200	6,009	6,788	1,177	7,214	6,572		90,661
	あこうだい	120	628	995	1,349	656	89	93	51	110	77	188	242		4,598
	むつ類	2,096	901	1,801	2,646	10,714	2,278	3,765	2,816	3,503	608	4,003	1,855		36,986
	まだい	14	8	71	37	102	74	106	50	28	47	42	5		584
	その他のたい								14						14
	ひらまさ	2		44	62	1,687	1,607	940	662	241	34	63	18		5,360
	かんばち	10	7	53	61	448	1,311	957	966	378	422	229	94		4,936
	さわら						16		6	75		10			107
	めじな	37	84	142	229	1,139	395	468	87	26	55	37	40		2,739
	いすずみ												6		6
	さめ類	41	8	11	8	184	58	27	12						349
	さんま														
	ぶり類	5	5	119	558	89	199	137	109	72	5	14	28		1,340
	ひらめ	6		34	13	46	30	11	9	7		9	2		167
	かれい類														
	ぼら類														
すずき			39											39	
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	1,154	1,043	2,806	3,080	6,052	3,206	2,993	2,343	2,889	1,057	2,242	2,229		31,094	
計	44,761	44,098	80,045	93,228	129,880	73,999	133,048	105,150	90,440	32,658	80,571	62,782		970,660	
水産動物	いか類			152	2,455	5,685	3,671	6,949	279					19,191	
	いせえび	4,885	1,314	1,395	2,807	2,663					2,194	5,377	4,054	24,689	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
	その他	95	299	946	451		25						70	1,886	
計	4,980	1,613	2,493	5,713	8,348	3,696	6,949	279		2,194	5,377	4,124	45,766		
貝類	さざえ	1,322	1,229	1,131	2,905	2,161	1,845	121		5,342	2,024	2,320	2,679	23,079	
	あわび類	138	92	144	121	85	82	77	119	128	20		10	1,016	
	とこぶし	262	434	338	827	1,174	1,014	1,253	1,303	1		1,014	1,093	8,713	
	ひろせかい														
	くぼがい	229	283	324	699	1,228	936	498	792	496	160	157	227	6,029	
	あさり類														
	その他	31	37	66	173	446	369	7	419	183	47	15	7	1,800	
計	1,982	2,075	2,003	4,725	5,094	4,246	1,956	2,633	6,150	2,251	3,506	4,016	40,637		
藻類	てんぐさ						41,697	11,205	28,042			51,344		132,288	
	とさかのり			4,740			16,742							21,482	
	いわのり														
	その他	97	135	62										294	
	計	97	135	4,802			58,439	11,205	28,042			51,344		154,064	
合計	51,820	47,921	89,343	103,666	143,322	140,380	153,158	136,104	96,590	37,103	140,798	70,922		1,211,127	

平成29年 魚種・月・海区别生産量 (大島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば			155	370	542	1,126	1,727	954	15				4,889	
	とびうお					288	783	715	339	85				2,210	
	むろあじ				89	491	165	784	1,167	129				2,825	
	まあじ			18	36	11	8	26	125	173				397	
	しまあじ	18	19	72	282	21	24	239	408	53	36	10	103	1,285	
	たかべ				3	321	398	91	580	157					1,550
	いさき	572	1,142	2,067	1,408	4,227	4,744	2,838	2,397	1,919	1,135	925	378		23,752
	かつお類							5		7	177		24		213
	まぐろ類	78		51	155	144	218	188	144				148	979	2,105
	かじき類														
	きんめだい	714	1,794	930	1,210	2,430	264	1,641	1,160	396	45	551	436		11,571
	ひめだい					16	49	160	19	47					291
	はまだい	4				2	1	37	61		6				111
	あおだい														
	めだい	326	816	1,096	617	449	449	352	83	142	61	50	61		4,502
	あこうだい	100	393	123	30	156	46	36	10	26	14	69	181		1,184
	むつ類	155	81	51	79	59	91	331	149	101	15	243	314		1,669
	まだい	5	3	48	28	90	23	14	27	18	16	11	5		288
	その他のたい									14					14
	ひらまさ			44	62	807	903	551	489	238	27	8	4		3,133
	かんばち		1	20	55	297	397	276	402	294	366	139	51		2,298
	さわら							16			74				90
	めじな	35	84	119	218	836	356	451	84	26	16	36	40		2,301
	いすずみ													6	6
	さめ類	41	8	11	8	63	57	27	12						227
	さんま														
	ぶり類		5	117	558	67	154	134	54	72	1		12		1,174
	ひらめ			23	13	28	24	9	6	7				2	112
	かれい類														
	ぼら類														
すずき			39											39	
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	570	523	1,375	1,162	4,548	1,054	1,064	712	395	466	689	467		13,025	
計	2,618	4,869	6,359	6,383	15,893	11,355	11,691	9,403	4,544	2,204	2,903	3,039		81,261	
水産動物	いか類			152	431	604	95	22						1,304	
	いせえび	976	234	296	1,448	1,417					1,242	1,143	1,777	8,533	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
その他															
計	976	234	448	1,879	2,021	95	22			1,242	1,143	1,777		9,837	
貝類	さざえ	387	556	593	1,308	1,329	1,245	121		4,734	937	830	1,041	13,081	
	あわび類	128	84	144	107	84	82	75	118	125	17		10	974	
	とこぶし	260	433	338	591	1,172	994	1,197	1,276			1,014	1,093	8,368	
	ひろせかい														
	くぼがい	176	252	324	533	904	621	45	570	298	154	144	227	4,248	
	あさり類														
	その他	31	37	66	173	446	369	7	419	183	47	15	7	1,800	
計	982	1,362	1,465	2,712	3,935	3,311	1,445	2,383	5,340	1,155	2,003	2,378		28,471	
藻類	てんぐさ						34,557		18,067				16,859	69,483	
	とさかのり														
	いわのり														
	その他														
計						34,557		18,067				16,859	69,483		
合計	4,576	6,465	8,272	10,974	21,849	49,318	13,158	29,853	9,884	4,601	22,908	7,194		189,052	

平成29年 魚種・月・海区別生産量 (利島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	さば													0
	とびうお													0
	むろあじ													0
	まあじ						3							3
	しまあじ													0
	たかべ						37	1,225	749	640				2,651
	いさき				45									45
	かつお類							6		6				12
	まぐろ類									1				1
	かじき類													0
	きんめだい			10	7	30								47
	ひめだい			0										0
	はまだい													0
	あおだい													0
	めだい													0
	あこうだい													0
	むつ類													0
	まだい					2	7							9
	その他のたい													0
	ひらまさ					3			10	3	3	9		28
	かんばち	1		19		2			28	43	36	29	8	166
	さわら													0
	めじな				3									3
	いすずみ													0
	さめ類													0
	さんま													0
	ぶり類											4	3	7
	ひらめ													0
かれい類													0	
ぼら類													0	
すずき													0	
あなご													0	
このしろ													0	
はぜ													0	
その他の魚類	3		6	47	20	25	23	26	2	3	7	12	174	
計	4		35	102	57	72	1,254	813	695	42	49	23	3,146	
水産動物	いか類													0
	いせえび	2,741	511	354	574	359					952	696	693	6,880
	その他のえび類													0
	かめ													0
	さんご													0
	その他	23	139	53	240									455
計	2,764	650	407	814	359					952	696	693	7,335	
貝類	さざえ	935	673	538	833	832	600			608	1,087	1,121	1,638	8,865
	あわび類	10	8	0	1	1	0	2	1	3	3			29
	とこぶし	2	1		3	2	20	56	27	1				112
	ひろせかい													0
	くぼがい	53	31		166	324	315	453	222	198	6	13		1,781
	あさり類													0
	その他													0
計	1,000	713	538	1,003	1,159	935	511	250	810	1,096	1,134	1,638	10,787	
藻類	てんぐさ													0
	とさかのり						5,042							5,042
	いわのり													0
	その他	97	135	62										294
計	97	135	62			5,042							5,336	
合計	3,865	1,498	1,042	1,919	1,575	6,049	1,765	1,063	1,505	2,090	1,879	2,354	26,604	

平成29年 魚種・月・海区別生産量（新島・式根島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば			9										9	
	とびうお								2,040	1,612				3,652	
	むろあじ						140	110	156					406	
	まあじ													0	
	しまあじ			225	14		578	8	2		381	83	4	1,295	
	たかべ				1,365	1,839	3,927	6,993	10,896	5,660					30,680
	いさき			45	21	80	79	410	85	124	1,811	73			2,728
	かつお類	21					90	71		39	132	209	91	653	
	まぐろ類	2,927	77	90	30	477	166	263		161	105	282	858	5,436	
	かじき類											44			44
	きんめだい	549	1,800	6,150	14,963	1,957	4,565	6,369	5,414	3,209	1,898	3,164	2,458	52,496	
	ひめだい								1						1
	はまだい			1								8			9
	あおだい							4	6						10
	めだい	167	560	1,326	1,243	1,359	328	385	471	455	153	89	62	6,598	
	あこうだい	13	113	157	103	70	19	12	26	20	14	75	36	658	
	むつ類	24	106	119	142	1,688	116	12	61	6	2	2	26	2,304	
	まだい			1		5	1	20	2	2	31	20		82	
	その他のたい														0
	ひらまさ									54		4	13		71
	かんばち								50	259	15	11	28		363
	さわら														0
	めじな			23		9	4		2		39	1			78
	いすずみ														0
	さめ類														0
	さんま														0
	ぶり類									29		4			33
	ひらめ			11									9		20
	かれい類														0
	ぼら類														0
すずき														0	
あなご														0	
このしろ														0	
はぜ														0	
その他の魚類	44	58	78	48	121	56	23	31	87	37	25	18		626	
計	3,745	2,714	8,235	17,929	7,605	10,069	14,730	19,535	11,390	4,630	4,117	3,553		108,252	
水産動物	いか類				830	1,396	799	1,754	154					4,933	
	いせえび	345	403		785	887						2,613	1,143	6,176	
	その他のえび類													0	
	かめ													0	
	さんご													0	
	その他	72	160	893	211		25						70	1,431	
	計	417	563	893	1,826	2,283	824	1,754	154			2,613	1,213	12,540	
貝類	さざえ				764							369		1,133	
	あわび類				9									9	
	とこぶし													0	
	ひろせかい													0	
	くぼがい													0	
	あさり類													0	
	その他													0	
計				773							369		1,142		
藻類	てんぐさ						7,140		9,975			14,910		32,025	
	とさかのり			4,740										4,740	
	いわのり													0	
	その他													0	
計			4,740			7,140		9,975			14,910		36,765		
合計	4,162	3,277	13,868	20,528	9,888	18,033	16,484	29,664	11,390	4,630	22,009	4,766	158,699		

平成29年 魚種・月・海區別生産量 (神津島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば	22	68	40	18	240	309	1,208	442			7		2,354	
	とびうお				30	2,718	1,136							3,884	
	むろあじ					32	22	555	2,522	2				3,133	
	まあじ					126								126	
	しまあじ	46	1	6	1	127	76	82	54	17	44	52	4	510	
	たかべ					3,414	312	3,026	11,216	930				18,898	
	いさき	37	16	89	339	1,035	1,537	1,033	216	223		3		4,528	
	かつお類	8	4				688	168	35	8				915	
	まぐろ類	2,661	677	1,235	1,932	8	876	104	41	20		3,289	3,390	14,233	
	かじき類	42	52	605			823	3,735	3,406	613		109	491	9,876	
	きんめだい	29,472	30,216	48,897	50,868	73,961	36,947	75,815	47,075	59,168	23,388	57,078	42,456	575,341	
	ひめだい			190	116	239	593	348	97	31	35	42	7	1,698	
	はまだい	9	14	41	42	38	17	22	76	24	9	120	25	437	
	あおだい				1,201	435	117	1,350	126	684	143	307	7	4,370	
	めだい	3,603	4,158	10,582	8,780	11,706	3,136	11,463	5,455	6,191	963	7,075	6,449	79,561	
	あこうだい	7	122	715	1,216	430	24	45	15	64	49	44	25	2,756	
	むつ類	1,917	714	1,631	2,425	8,967	2,071	3,422	2,606	3,396	591	3,758	1,515	33,013	
	まだい	9	5	22	9	5	43	72	21	8		11		205	
	その他のたい														0
	ひらまさ	2				877	704	389	109			33	14	2,128	
	かんばち	9	6	14	6	149	914	631	277	26	9	33	35	2,109	
	さわら									6	1	10		17	
	めじな	2			8	294	35	17	1					357	
	いすずみ													0	
	さめ類					121	1							122	
	さんま													0	
	ぶり類	5		2		22	45	3	26			10	13	126	
	ひらめ	6				18	6	2	3					35	
	かれい類													0	
	ぼら類													0	
すずき													0		
あなご													0		
このしろ													0		
はぜ													0		
その他の魚類	537	462	1,347	1,823	1,363	2,071	1,883	1,574	2,405	551	1,521	1,732	17,269		
計	38,394	36,515	65,416	68,814	106,325	52,503	105,373	75,399	73,811	25,782	73,502	56,167	778,001		
水産動物	いか類				1,194	3,685	2,777	5,173	125					12,954	
	いせえび	823	166	745							925	441	3,100		
	その他のえび類													0	
	かめ													0	
	さんご													0	
	その他													0	
	計	823	166	745	1,194	3,685	2,777	5,173	125		925	441		16,054	
貝類	さざえ													0	
	あわび類				4									4	
	とこぶし				233									233	
	ひろせかい													0	
	くぼがい													0	
	あさり類													0	
	その他													0	
計				237									237		
藻類	てんぐさ							11,205				19,575		30,780	
	とさかのり						11,700							11,700	
	いわのり													0	
	その他													0	
計						11,700	11,205				19,575		42,480		
合計	39,217	36,681	66,161	70,245	110,010	66,980	121,751	75,524	73,811	25,782	94,002	56,608	836,772		

平成29年 魚種・月・海区別生産量 (三宅島・御蔵島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	さば		141	276	274	390	138	73	170	70	22	199	22	1,775
	とびうお			15	241	342	107	10		1				716
	むろあじ			4	1,857	1,773	473	1,230	1,217	46		141	2	6,743
	まあじ				1									1
	しまあじ	21	35		1	13	49	95	28	36	28	55	24	385
	たかべ				38	38	174	167	467	8		18	26	936
	いさき					4	70	194	10	4		3		285
	かつお類	103	1	59	55	501	4,733	1,667	479	602	313	237	61	8,811
	まぐろ類	8,903	532	6,746	105	40	6,145	3,308	423	410	194	3,582	2,011	32,399
	かじき類	251	333	1,015	51	28	202					40	214	2,134
	きんめだい	3,798	3,893	4,552	9,243	15,251	6,761	9,086	7,693	10,373	7,382	8,458	8,610	95,100
	ひめだい		15	132	42	30	11	72	2	21	2	5		332
	はまだい		1	2	2				3					8
	あおだい		47	113	821	407	63	549	105	214	30	98	1	2,448
	めだい	234	974	946	2,540	5,758	6,156	914	430	1,021	520	398	199	20,090
	あこうだい	3	3	32	5	31	17	158	8	22	26	7	3	315
	むつ類	14	3	5	30	35	656	136	31	189	237	88	100	1,524
	まだい		10		27	22	14	12		3		9		97
	その他のたい												2	2
	ひらまさ				265	784	442	85	87	133	10	304	146	2,256
	かんばち	12		30	1	283	352	689	798	179	107	220	119	2,790
	さわら	24					49		2	98	158	428	422	1,181
	めじな	65	130	157	197	154	10	13	20	5	1	3	351	1,106
	いすずみ							4						4
	さめ類													
	さんま													
	ぶり類	7				17	2		9			3	3	41
	ひらめ				9	5								14
	かれい類													
	ぼら類													
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	19	92	106	707	1,177	943	1,150	979	896	306	760	558	7,693	
計	13,454	6,210	14,190	16,512	27,083	27,567	19,612	12,961	14,331	9,336	15,058	12,872	189,186	
水産動物	いか類				482	951	438	63	4	18		5		1,961
	いせえび	6	26	18	48	162				47		128	723	1,158
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他			91			10				6		9	116
計	6	26	109	530	1,113	448	63	4	65	6	133	732	3,235	
貝類	さざえ									186		164		350
	あわび類													
	とこぶし							411					195	606
	ひろせかい													
	くぼがい					18	62	23	20		89		72	284
	あさり類													
	その他	10		54		2		7		4	35		38	150
計	10		54		20	62	441	20	190	124	164	305	1,390	
藻類	てんぐさ					3	4,656	3,757	8		8,583			17,007
	とさかのり													
	いわのり		7	17	15								11	50
	その他			35	61									96
計		7	52	76	3	4,656	3,757	8		8,583		11	17,153	
合計	13,470	6,243	14,405	17,118	28,219	32,733	23,873	12,993	14,586	18,049	15,355	13,920	210,964	

平成29年 魚種・月・海区別生産量 (八丈島・青ヶ島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚類	さば		8	48	12	32	71		7	24				201
	とびうお	310	1,251	36,620	28,117	24,772								91,070
	むろあじ	1					2		27,704	9,804	2,001	11,022	11,395	61,930
	まあじ													
	しまあじ	8	2		12	8		13		7		10	37	97
	たかべ													
	いさき													
	かつお類	673	433	2,176	4,151	11,423	14,585	4,156	1,830	837	376	613	413	41,665
	まぐろ類	2,849	16,097	11,456	3,168	4,095	870	1,747	156	2,515	381	2,040	3,434	48,808
	かじき類	215	596	1,517		487							1,931	4,745
	きんめだい	5,156	17,558	60,561	93,828	76,801	10,322	127,029	39,391	34,022	11,391	10,234	16,224	502,518
	ひめだい	2		12	84	125	376	1,021	1,126	42	116	131	14	3,047
	はまだい	67	42	333	884	635	116	1,168	1,599	231	660	297	52	6,084
	あおだい	197			3	789	3,091	919	896	2,580	1,947	630	604	11,656
	めだい	1,007	2,512	9,153	22,847	10,073	8,937	14,324	4,467	2,238	1,530	5,292	4,211	86,593
	あこうだい		3		3	2	4			12	7		1	31
	むつ類	26	117	244	826	174	142	136	198	118	185	853	649	3,669
	まだい							1	13	7	9	9		2
	その他のたい					2								
	ひらまさ	19	55	23	25	77	21	399	312	55	54	169	287	1,496
	かんばち	13	9	17	99	164	178	544	1,355	194	380	412	240	3,605
	さわら	76	52	9	100	668	21			9	786	195	346	2,262
	めじな	19	125	21	69	4	11	15	10	7	1		8	290
	いすずみ					200	200	200	35	9		20		664
	さめ類													
	さんま													
	ぶり類	3							50			11	3	68
	ひらめ							6				3		10
	かれい類													
ぼら類														
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	431	323	1,614	1,157	2,624	2,787	5,214	3,409	2,658	1,402	3,576	2,523	27,717	
計	11,070	39,184	123,804	155,382	133,154	41,735	156,905	82,552	55,370	21,227	35,508	42,375	898,266	
水産動物	いか類			39	7	2,660	2,656	6						5,368
	いせえび									37	29	44		109
	その他のえび類										2			2
	かめ													
	さんご													
	その他													
計			39	7	2,660	2,656	6			37	31	44	5,479	
貝類	さざえ													
	あわび類													
	とこぶし						18		94					111
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
その他														
計						18		94					111	
藻類	てんぐさ													
	とさかのり													
	いわのり													
	その他													
計														
合計	11,070	39,184	123,843	155,389	135,814	44,408	156,911	82,646	55,370	21,264	35,539	42,418	903,857	

平成29年 魚種・月・海区別生産量 (小笠原父島・母島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	さば														
	とびうお														
	むろあじ								11		8			19	
	まあじ														
	しまあじ					24	31	25				22		102	
	たかべ														
	いさき	2	4	7	7	10	13	15	12	9	11			4	94
	かつお類	24	69	36	35	25	60	39	43		24	7	13		374
	まぐろ類	917	2,829	2,063	1,708	1,748	1,666	5,607	3,915	5,584	3,616	3,443	6,808		39,904
	かじき類	1,088	1,830	6,931	11,459	27,957	45,993	53,733	25,531	28,160	13,351	6,091	10,553		232,677
	きんめだい	2	17		3	3			3				6	3	37
	ひめだい	679	357	2,064	4,127	932	2,210	2,775	1,537	3,345	2,145	767	1,834		22,772
	はまだい	3,303	2,774	8,002	12,442	9,504	8,003	9,011	8,854	8,190	3,066	1,550	5,586		80,282
	あおだい	6	8	5	39	3	8	29	29	67	3			16	213
	めだい	16	75	98	16	51	68	53	22	50	94	10	133		686
	あこうだい														
	むつ類	307	453	976	2,111	1,161	774	889	526	1,079	481	300	539		9,596
	まだい														
	その他のたい	50	87	246	311	186	169	212	136	175	42	26	146		1,783
	ひらまさ			56	21	23	28	31	9	170	10			19	367
	かんばち	315	528	710	1,291	954	1,158	1,023	606	1,011	485	484	619		9,184
	さわら	137	279	1,467	989	897	145	119	105	372	710	650	401		6,268
	めじな														
	いすずみ						10								10
	さめ類			41	76				42	37		76			272
	さんま														
	ぶり類														
ひらめ															
かれい類															
ぼら類															
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	874	1,681	4,537	5,279	3,094	2,514	3,887	4,543	3,279	1,005	898	1,390		32,981	
計	7,719	10,990	27,238	39,912	46,571	62,850	77,492	45,915	51,491	25,127	14,253	28,063		437,619	
水産動物	いか類	3,344	5,795	7,850	2,687	337				28	2,427	1,750	5,359	29,575	
	いせえび					52				74	480	1,584	15	2,205	
	その他のえび類										4	9		13	
	かめ			1,361	6,001	1,980									9,342
	さんご					55			25			13			93
	その他	17	26	13	44	17	50	90	10	40				56	362
計	3,361	5,821	9,224	8,732	2,441	50	90	35	142	2,911	3,356	5,429		41,589	
貝類	さざえ														
	あわび類														
	とこぶし														
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
その他															
計															
藻類	てんぐさ														
	とさかのり														
	いわのり														
	その他														
計															
合計	11,079	16,811	36,462	48,644	49,012	62,900	77,582	45,950	51,633	28,037	17,609	33,492		479,208	

内湾域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分		年				
		25年	26年	27年	28年	29年
魚類	生産量	209	225	262	214	204
	生産額	159	159	268	276	253
その他の水産動物	生産量	1	0	0	1	1
	生産額	1	1	0	1	1
貝類	生産量	213	204	67	66	60
	生産額	67	85	27	26	23
合計	生産量	423	430	329	281	265
	生産額	227	245	295	303	277

島しょ地域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分		年				
		25年	26年	27年	28年	29年
魚類	生産量	2,887	2,749	2,561	2,730	2,496
	生産額	2,629	2,794	2,951	2,912	2,999
その他の水産動物	生産量	172	144	97	149	96
	生産額	315	361	438	488	406
貝類	生産量	43	32	27	36	42
	生産額	58	44	38	24	57
藻類	生産量	312	218	175	205	171
	生産額	112	97	103	128	131
合計	生産量	3,414	3,142	2,860	3,120	2,805
	生産額	3,114	3,295	3,530	3,552	3,593

主要魚種別生産量の推移

単位：トン

年 魚種	25年	26年	27年	28年	29年
さば類	9	14	12	12	10
とびうお	289	275	145	201	102
あじ類	192	172	188	147	80
かつお類	235	80	31	129	53
まぐろ・かじき類	438	399	424	405	392
たかべ	85	50	51	78	55
あなご	12	8	11	13	8
貝類	256	236	94	102	103
えび・いか類	153	125	80	132	84
てんぐさ等の藻類	312	218	156	205	171
その他の魚類	1,856	1,995	1,997	1,976	2,012
合計	3,837	3,572	3,189	3,400	3,070

内水面養殖生産量

単位：kg

年 魚種	25年	26年	27年	28年	29年
あゆ	2,680	3,590	3,300	2,717	3,470
にじます	40,231	35,910	34,234	32,678	25,136
その他のます類	31,179	28,137	28,881	27,286	21,428
その他	0	0	0	0	0
計	74,090	67,637	66,415	62,681	50,034

資料：水産課調べ

金魚類養殖生産量

単位：尾

年 種類	25年	26年	27年	28年	29年
琉金	173,020	133,401	76,189	72,337	70,744
出目金	64,252	55,984	32,472	30,522	74,440
朱文金	65,644	56,408	49,352	52,123	71,890
和金	32,235	40,234	25,024	22,994	16,368
コメット	72,756	91,625	127,338	137,980	109,579
色鯉	2,870	3,836	4,995	2,325	12,935
ひめだか	163,660	55,687	55,877	61,274	100,104
その他	583,675	595,163	502,988	532,372	430,228
計	1,158,112	1,032,338	874,235	911,927	886,288

資料：東京都淡水魚養殖漁業協同組合調べ

平成29年 魚種・地区別単価表

(単位：円/kg)

地区名		大島	利島	新島	神津島	三宅島	八丈島	小笠原	内湾	平均
魚種名										
魚類	さば	80		676	110	329	324		72	137
	とびうお	321		324	136	640	576			545
	むろあじ	410		330	186	265	299	432		296
	まあじ	669	510		183	240			168	422
	しまあじ	3,182		2,650	2,416	2,496	2,202	2,029		2,758
	たかべ	1,200	1,384	1,207	1,244	1,295				1,230
	いさき	781	739	795	746	990		454		778
	かつお類	655	447	1,171	608	659	573	855	267	598
	まぐる類	1,827	1,680	1,105	2,671	1,267	743	1,523		1,302
	かじき類			648	1,071	956	970	1,104		1,099
	きんめだい	1,578	1,942	1,409	1,418	1,364	1,449	667		1,428
	ひめだい	1,480		713	1,200	941	1,129	917		963
	はまだい	2,811		2,110	2,401	1,547	1,981	1,374		1,423
	あおだい			1,205	1,207	1,212	1,429	1,177		1,346
	めだい	1,251		964	835	698	735	782		791
	あこうだい	2,361		1,833	1,634	1,540	1,332			1,827
	むつ類	2,580		2,290	1,799	1,819	2,289	801		1,696
	まだい	1,218	1,186	901	417	669	1,148			877
	その他のたい	1,542				420	648	619	803	729
	ひらまさ	980	1,646	1,261	727	847	866	647		865
	かんばち	1,284	2,103	1,045	1,170	709	1,190	627		886
	さわら	406			315	384	310	508	502	448
	めじな	511	700	624	426	728	1,051			602
	いすずみ	472				215	437	216		432
	さめ類	125			332			216	139	202
	さんま									
	ぶり類	424	1,423	336	292	531	489		250	401
	ひらめ	1,691		1,218	1,241	1,030	769			1,464
	かれい類								1,620	1,620
	ぼら類									
すずき	1,166							1,189	1,189	
あなご								2,275	2,275	
このしろ								478	478	
はぜ										
その他の魚類	1,092	2,150	1,163	733	943	813	1,115	1,126	1,004	
水産物の動他	いか類	1,776		2,042	1,989	1,839	1,387	922		1,363
	いせえび	4,175	4,471	6,057	6,618	5,797	5,303	2,922		4,902
	その他のえび類						4,320	3,366		3,514
	かめ							539		539
	さんご							1,978,135		1,978,135
	その他水産動物		413	634		1,689		1,627	1,516	894
貝類	さざえ	856	988	1,083		1,175				922
	あわび類	3,979	9,522	9,798	8,434					4,206
	とこぶし	2,356	3,195		3,199	3,709	4,316			2,497
	ひろせかい									
	くぼがい	813	1,207			1,415				951
	あさり類								333	333
その他の貝類	739				1,570			1,145	1,004	
藻類	てんぐさ	740		790	909	894				803
	とさかのり		348	540	398					418
	いわのり					6,775				6,775
	その他の藻類		3,586			3,250			824	2,690

3 漁船

(1) 漁船の推移

(平成29年12月末現在)

年度等	項目	内			湾			島			し			よ			会社・官庁・その他			計		
		隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数
24	動力船	218	596.82	13,995	850	3,784.84	87,485	47	32,023.82	45,907	1,115	36,405.48	147,387									
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
25	動力船	212	590.08	14,065	828	3,771.94	89,111	43	30,736.98	43,926	1,083	35,099.00	147,102									
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
26	動力船	210	564.11	13,698	814	3,735.56	91,920	40	31,289.38	47,405	1,064	35,589.05	153,023									
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
27	動力船	208	551.74	13,742	790	3,660.70	92,074	41	37,115.38	50,943	1,039	41,327.82	156,759									
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
28	動力船	208	551.30	14,115	774	3,626.52	91,619	43	38,600.38	56,199	1,025	42,778.20	161,933									
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
29	動力船	198	526.42	13,676	741	3,550.78	94,694	40	38,206.47	55,549	979	42,283.67	163,919									
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									

(2) 漁船登録事務取扱い件数

(平成29年4月～平成30年3月)

項目	船級	総数	1級		2級		3級	4・5級	6級	7級
			15t以上	15t未満	15t以上	15t未満				
総数		476	58	106	17	106	295	0	0	0
新規登録	建造	2	1	0	0	1	0	0	0	0
	転用	10	1	1	0	8	0	0	0	0
	その他	46	0	11	2	33	0	0	0	0
	計	58	2	13	2	41	0	0	0	0
変更登録	再交付	33	0	13	2	18	0	0	0	0
	再交付	22	0	12	0	10	0	0	0	0
	謄本交付	124	50	8	7	59	0	0	0	0
抹消登録	失効	107	1	19	3	84	0	0	0	0
	取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	107	1	19	3	84	0	0	0	0
	合格	131	5	41	3	82	0	0	0	0
検認	不合格	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	計	132	5	41	3	83	0	0	0	0

(3) 建造・改造・転用許可(漁船)

(平成29年4月～平成30年3月)

許可の種類	隻数	総トン数	馬力数	摘要
建造	5トン未満	0	0.00	0
	5トン以上	1	9.70	471
	計	1	9.70	471
改造	5トン未満	1	4.90	279
	5トン以上	11	114.03	5,170
	計	12	118.93	5,449
転用	5トン未満	1	4.60	277
	5トン以上	0	0.00	0
	計	1	4.60	277

(4) 等級別登録漁船状況(平成29年12月末現在)

等級	隻数	総トン数	馬力数												
				0トン	0.9トン	1.9トン	2.9トン	3.9トン	4.9トン	9トン	14トン	19トン	29トン	49トン	99トン
TK6	0	0.00	0												
TK3	0トン	194	122.60	7,999											
	1～2.9	307	504.34	16,692											
	3～4.9	145	608.26	14,856											
TK2	5トン	199	1,536.79	41,154											
	10～14	68	816.00	16,347											
	15～19	31	533.98	11,732											
	20～29	2	87.00	1,487											
	30～49	1	87.00	1,030											
TK1	100トン	3	478.00	2,332											
	200トン以上	29	37,509.70	50,290											
総計	979	42,283.67	163,919												

(TK6とTK3兼用船は、TK3に含める)

(5) 島しょ組合別登録漁船（官公庁船除く）

平成29年12月末現在

漁協名	20トン以上			20トン未満 10トン以上			10トン未満 5トン以上			5トン未満 3トン以上			3トン未満 1トン以上			1トン未満			計			
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	
																						隻数
岡田			1	10.00	110	330	1	7.30	47.07	1,486	11	17.50	583	17	11.34	1,020	42	93.21	3,529			
泉津									3.36	70	9	13.98	758	7	5.10	355	17	22.44	1,183			
野増						90	1	6.60	20.50	758	5	8.76	360	9	5.90	390	20	41.76	1,598			
差木地			1	12.00	120	90	1	7.90	32.86	580	14	22.80	645	6	3.50	210	30	79.06	1,645			
波浮港			2	30.00	280	190	2	14.10	17.53	275	3	3.91	90	9	5.00	317	20	70.54	1,152			
元町			1	17.00	180	210	2	16.40	9.53	160	9	14.18	395	13	9.00	570	27	66.11	1,515			
利島村						160	2	13.79	25.20	846	9	17.40	405	1	0.60	60	18	56.99	1,471			
新島			5	69.36	1,961	1,283	6	45.44	35.57	721	10	21.31	831	3	2.10	90	33	173.78	4,886			
にいじま 若郷			6	85.00	1,681	260	3	22.03	23.19	390	3	3.98	100				17	134.20	2,431			
式根島			3	46.26	742	870	9	62.14	25.20	831	21	33.63	1,186	8	6.90	390	47	174.13	4,019			
神津島			43	577.68	14,926	7,769	40	302.75	34.09	821	38	79.47	2,031	2	1.50	55	132	995.49	25,602			
三宅島			11	146.03	2,750	3,106	20	161.86	65.55	1,607	39	60.44	2,130	31	20.83	1,033	116	454.71	10,626			
御蔵島村						110	1	5.66			22	27.60	1,339	10	7.30	462	33	40.56	1,911			
八丈島			7	109.17	1,420	7,808	34	256.07	4.00	70	2	2.30	45	16	7.33	602	60	378.87	9,945			
青ヶ島村			8	96.45	1,650	2,970	23	182.75	34.59	600	1	2.21	17	21	8.96	877	61	324.96	6,114			
小笠原島			2	22.53	240	9,532	25	205.41	39.62	1,305	1	1.70	77	1	0.81	30	38	270.07	11,184			
小笠原母島						4,551	15	121.23	23.50	563	1	2.67	50	1	0.40	60	22	147.80	5,224			
計	0	0.00	90	1,221.48	26,060	39,329	185	1,431.43	460.06	11,552	201	341.24	11,232	155	96.57	6,521	741	3,550.78	94,694			

4 漁業制度と都の漁業

東京都の海域においては、大小様々な操業形態の漁業が営まれている。それらの漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために、漁業法や水産資源保護法といった国の制度による規制の外、東京都漁業調整規則等、東京都が独自に定めた規則において、漁業許可や漁具・漁法の制限などが規定され、操業が規制されている。

○ 漁業の制度

§ 1 大臣許可漁業等

(1) 指定漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当と認められる漁業について、漁業法第 52 条の規定に基づき、政令で定められた漁業である。

- ① 沖合底びき網漁業 ② 以西底びき網漁業 ③ 遠洋底びき網漁業 ④ 大中型まき網漁業
- ⑤ 大型捕鯨業 ⑥ 小型捕鯨業 ⑦ 母船式捕鯨業 ⑧ 遠洋かつお・まぐろ漁業
- ⑨ 近海かつお・まぐろ漁業 ⑩ 中型さけ・ます流し網漁業 ⑪ 北太平洋さんま漁業
- ⑫ 日本海べにずわいがに漁業 ⑬ いか釣り漁業

(2) 特定大臣許可漁業

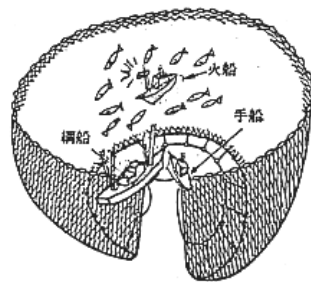
漁業法第 65 条及び水産資源保護法第 4 条の規定に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 2 項で定められた漁業である。

- ① ずわいがに漁業 ② 東シナ海等かじき等流し網漁業 ③ かじき等流し網漁業
- ④ 東シナ海はえ縄漁業 ⑤ 大西洋はえ縄等漁業 ⑥ 太平洋底刺し網等漁業

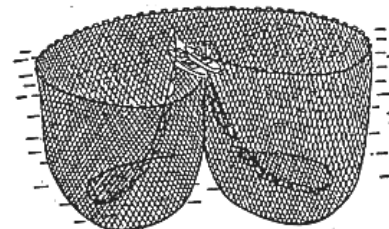
(3) 届出漁業

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 3 項で定められた漁業である。

- ① 沿岸まぐろはえ縄漁業 ② 小型するめいか釣り漁業 ③ 暫定措置水域沿岸漁業等

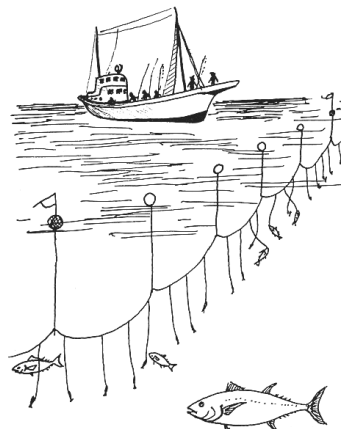


1 ぞうまき網



2 ぞうまき網

指定漁業（大中型まき網漁業）



指定漁業（遠洋かつお・まぐろ漁業）

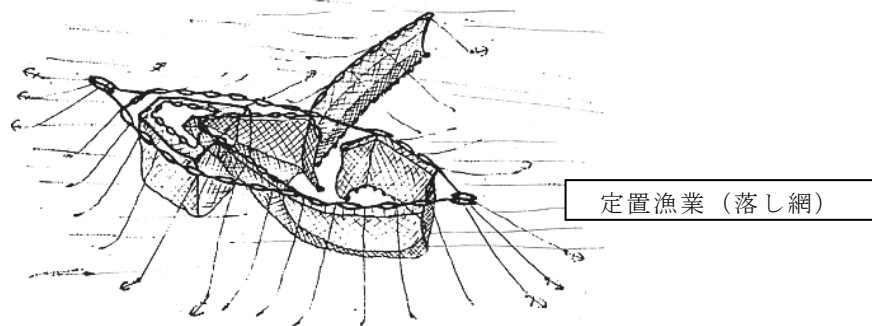
§ 2 知事免許漁業

漁業法第 10 条の規定により、都道府県知事の免許を受けて営む漁業であり、いわゆる漁業権に基づいて営まれる漁業である。

漁業権は、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、次の 3 種類の漁業権が規定されている。

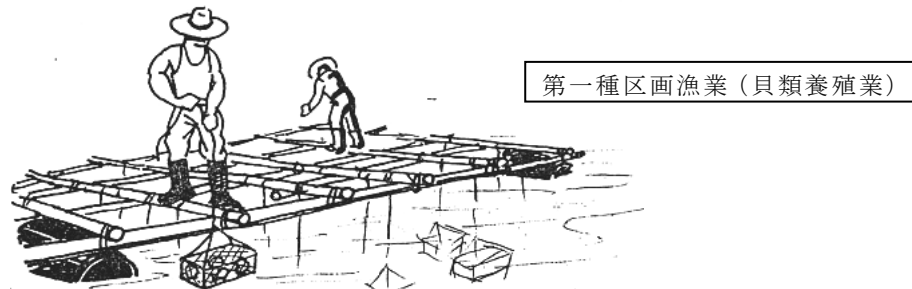
(1) 定置漁業権

一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、主として、水深 27m 以深に漁具を設置する漁業である。



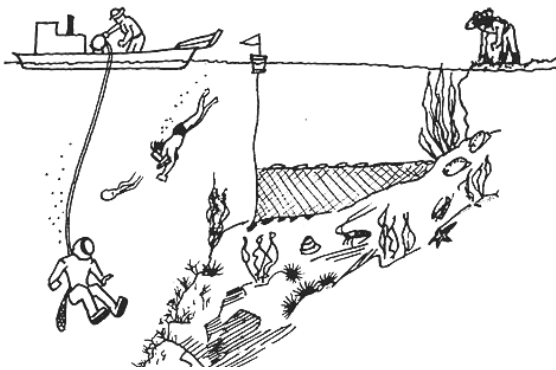
(2) 区画漁業権（第一種～第三種区画漁業、特定区画漁業）

一定の区域内で養殖業を営む権利で、その形態等によって 4 種類に区分されている。

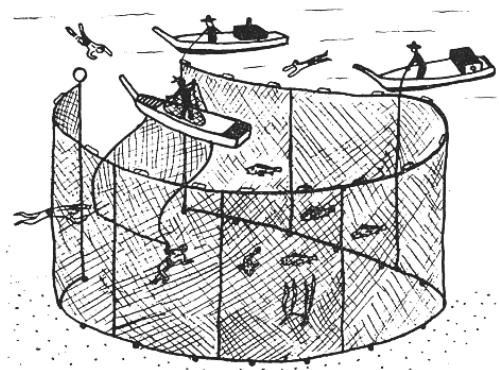


(3) 共同漁業権（第一種～第五種共同漁業）

一定の水面を共同に利用して行う漁業を営む権利である。共同漁業権は、本来自由に行われるべき漁業を、漁業者に自ら漁場を管理させるために、漁業協同組合を対象として免許されるものである。共同漁業権は、その形態等によって 5 種類に区分されている。



第一種共同漁業（採貝藻漁業）



第二種共同漁業（建切網漁業）

§ 3 法定知事許可漁業

都道府県間にまたがる漁業調整の関係等により、統一的に規制する必要のある漁業として、漁業法第 66 条に規定されている漁業である。

(1) 法定知事許可漁業

- ① 中型まき網漁業
- ② 小型機船底びき網漁業
- ③ 瀬戸内海機船船びき網漁業
- ④ 小型さけ・ます流し網漁業

(2) 都における法定知事許可漁業

- 中型まき網漁業（総トン数 5 トン以上 40 トン未満）

§ 4 知事許可漁業

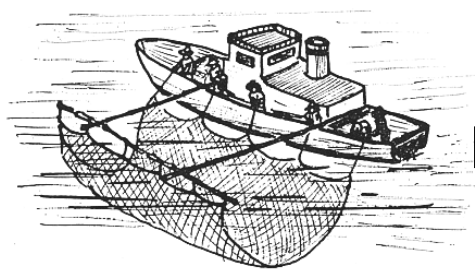
都道府県知事は、漁業法第 65 条の漁業調整に関する命令の規定に基づき、各都道府県毎の実情に応じて、それぞれ漁業調整規則を定めている。東京都における知事許可漁業は、海面においては東京都漁業調整規則第 7 条に、内水面においては東京都内水面漁業調整規則第 6 条にそれぞれ規定されている。

(1) 海面の許可漁業

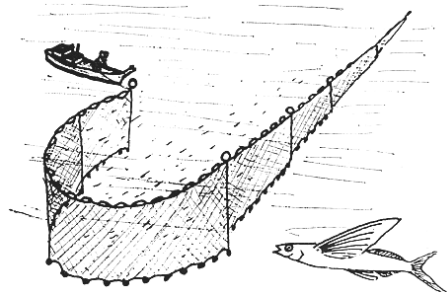
- ① さんご
 - ② かめ（あおうみがめ対象）
 - ③ 棒受け網漁業（総トン数 5 トン以上）
 - ④ 火光利用さば漁業（総トン数 5 トン以上）
 - ⑤ 小型まき網漁業（総トン数 5 トン未満）
 - ⑥ 機船船びき網漁業
 - ⑦ とびうお流し刺し網漁業
 - ⑧ とびうお流しまき網漁業
 - ⑨ 刺し網漁業（内湾を除く。）
 - ⑩ 潜水器漁業
 - ⑪ いそ魚寄せ網漁業
 - ⑫ 建て切り網漁業（方言建て網漁業を含む。）
 - ⑬ 固定式刺し網漁業（三枚網、重ね網を含み、内湾を除く。）
 - ⑭ 四そう張り網漁業
 - ⑮ 地びき網漁業
 - ⑯ 小型定置漁業（小笠原に限る）
 - ⑰ 底はえ縄漁業
 - ⑱ 底魚一本釣り漁業
 - ⑲ ひき縄漁業
 - ⑳ まぐろはえ縄漁業
 - ㉑ かつお・まぐろ釣り漁業
 - ㉒ 底立てはえ縄漁業
- （⑱～㉒は総トン数 5 トン以上、小笠原に限る）

(2) 内水面の許可漁業

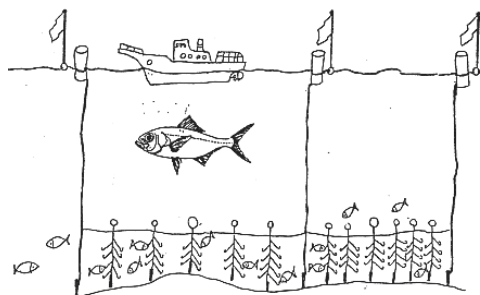
- ① さし網
- ② 建干網
- ③ 四手網（方言あじ網を含む。）
- ④ ふくろ網
- ⑤ 地びき網
- ⑥ あゆ瀬張網



知事許可漁業（棒受け網漁業）



知事許可漁業（とびうお流し刺し網漁業）



知事許可漁業（底立てはえ縄漁業）

§ 5 海区漁業調整委員会の指示

海区漁業調整委員会等は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決のために必要があると認めるときは、漁業法第 67 条の規定に基づき、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができる。

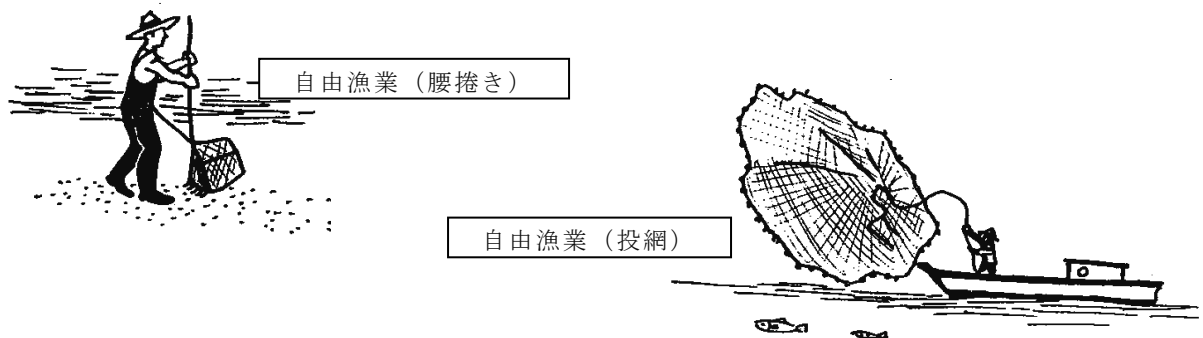
- ①はご釣り漁業 ②うみがめの採捕 ③かにかご漁業 ④浮きはえ縄漁業 ⑤いか釣り漁業
⑥そでいか漁業 ⑦火光利用とびうお漁業 ⑧浮魚礁における漁業の制限（八丈海域）
⑨釣漁法の制限（いきえさの使用禁止） ⑩底魚・かつお及びまぐろの採捕の制限（小笠原）
⑪木更津人工島（通称海ほたる）周辺海域の採捕及び遊漁案内の禁止
⑫遊漁者のひき縄釣による採捕の制限 *②、⑨～⑫は遊漁者にも適用される。

また、広域漁業調整委員会は、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等漁業調整上の必要があると認めるときは、漁業法第 68 条の規定に基づき、関係者に対し必要な指示をすることができる。

太平洋広域漁業調整委員会指示①沿岸くろまぐろ漁業

§ 6 自由漁業

漁業関係法令（漁業法、政令、省令、規則、告示、知事規則、委員会指示、水産資源保護法等）により規制されない漁業で、上記 § 1～§ 5（漁業権漁業及び許可漁業等）に記載されている漁業以外をいう。



§ 7 禁止漁業等

漁業調整規則で禁止されている漁業等

- (1) 都の禁止漁業 ①沖縄式追込網漁業 ②潜水器漁業（小笠原村地先海面に限る。）

- (2) 都の禁止漁具・漁法

ア 海面

- ①はぜびき網（方言だぼ網） ②張切網 ③水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの） ④掛なわこぎ（文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。） ⑤ころばし ⑥水中に電流を通じてする漁法 ⑦集魚燈を使用してする漁法（火光利用さば漁業、いか釣り漁業、棒受け網漁業（4月1日～12月31日の期間で銭洲及び大室出しの海域に限る。）及び火光利用とびうお漁業（たも網又は敷網を使用してとびうおを採捕する。）を除く。）

イ 内水面

- ①やな ②張切網 ③なで網 ④押網 ⑤三枚網 ⑥びんど又はこれに類似する漁具 ⑦かい堀 ⑧瀬干 ⑨火光を利用する漁具又は漁法 ⑩水中に電流を通じてする漁具又は漁法 ⑪水中銃その他弾力を利用して発射する漁具 ⑫がちゃ網（4月1日～6月30日の期間）

- (3) その他の禁止行為

都の海面及び内水面における有害物の遺棄漏せつの禁止

§ 8 遊漁者等が使用できる漁具及び漁法

下記の漁具及び漁法以外で水産動植物を採捕してはならない。

- ①竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。） ②たも網及びさ手網
③投網（船を使用しないものに限る。） ④やす及びは具（貝まきを除く。） ⑤徒手採捕
⑥ひき縄釣（ただし、海区漁業調整委員会の承認を受けた大会に限る。）

また、第五種共同漁業権が免許された内水面（河川）においては、知事が認可した遊漁規則に基づいて、遊漁を行うことができる。

東京都の水産
(平成30年版)

平成31年度
登録番号(66)

令和元年7月発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部水産課
(所在地) 新宿区西新宿2-8-1
(電話) 03(5321)1111
(内線) 37-421

印刷 株式会社 三響社
(所在地) 千代田区神田小川町3-2
(電話) 03(3293)0841

